

新型コロナウイルス感染症拡大の
人権への影響と
企業活動における対応上の留意点
(第1版)

2020年4月27日

COVID-19 & BHR 調査プロジェクト

弁護士 大村 恵実 弁護士 佐藤 曜子 弁護士 高橋 大祐

ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク
BHR Lawyers Working Paper



序　論

1. 感染拡大に伴う人権に対する負の影響の拡大

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のパンデミック（世界的大流行）により、国内外の企業活動にも重大な影響を生じており、このような企業活動の変化が人々の人権にも深刻な負の影響を与えている。

ILO が 2020 年 3 月 19 日に発表した資料「COVID-19 and world of work: Impacts and responses」（新型コロナウイルスと仕事の世界：影響と対応）¹では、新型コロナウイルスの影響によって失業者数が世界全体で 2,500 万人増えるとの当初予測が示された。ILO が 4 月 7 日に発表した更新版の資料「ILO monitor 2nd edition: COVID-19 and the world of work」では、新型コロナウイルスの世界的大流行を理由とする職場の全面的な閉鎖の影響が、33 億人を数える世界の労働力人口の 5 人中 4 人を超える 81% の人々に及んでいること、失業者数が 2020 年にどれだけ増えるかは今後の展開と政策措置に大きく左右されるものの当初予測を大幅に上回る危険性が高いと記している。

以上のような労働者への広範な影響が懸念される中、国内外を問わず、特にサプライチェーンの上流に位置付けられる労働者や零細事業者の生活に深刻な打撃を生じさせる可能性がある。また、移民労働者、非正規雇用、ギグワーカー、インフォーマル労働者などの不安定な労働関係上の地位に置かれている労働者にも、多大な影響が懸念されている。

また、感染者の治療に当たる医療従事者等に関しては、感染予防や過重労働防止などの労働安全衛生をどのように確保するのか、課題に直面している。

さらに、新型コロナウイルスの世界的大流行は、子ども、高齢者、女性、障がい者、外国人など社会的に脆弱な立場に置かれている人々に対しては、企業活動における労働者としての影響に加えて、既存の社会構造上の不平等な取扱いに起因して特に深刻な影響が生じることが懸念されている。私たちの世界に以前から存在した人権課題が、新型コロナウイルスによって、脆弱な人々の人権への負の影響という形で顕在化しているとも言いうる。企業活動においてもこのような社会的に脆弱な立場の人々に対する差別の防止を含む、人権の尊重に向けた一層慎重な対応が期待されている。

加えて、現在、新型コロナウイルス感染拡大を防止する目的で、各国政府が企業と連携しながら、感染者の位置情報を監視・追跡する技術を活用する動きが急速に広がりつつあり、プライバシーとの調整をいかに図るかも課題となっている。

2. 試される「ビジネスと人権」の取組

以上のように企業の経済活動と人権双方にとって未曾有の危機に直面している状況において、いかにして、ビジネスと人権に関する国連指導原則（以下「指導原則」）に基づき、

¹ https://www.ilo.org/tokyo/information/pr/WCMS_739052/lang--ja/index.htm

国家が人権を保護する義務を果たし、また企業が人権を尊重する責任を果たしていくことができるかが試されている。

指導原則は、①政府が人権を保護する義務、②企業が人権を尊重する責任、③人権侵害の被害者に対する救済へのアクセスの確保という3つの柱を示している。この指導原則の枠組においては、企業にも、2つ目の柱である人権尊重責任を果たすために、企業活動のサプライチェーンを通じた人権への負の影響を評価し、対処するという人権デュー・ディリジェンス（人権DD）が求められている。この指導原則のDDの要素は、OECD多国籍企業行動指針やILO多国籍企業宣言にも組み込まれている。

新型コロナウイルス感染拡大により企業活動が深刻な打撃を受ける中、まずは各国政府において、企業の経済活動や国民の生活・雇用を維持するための施策が求められており、すでに日本政府を含む各国政府において一部の措置が実施されている。一方、前記1のとおり、企業活動の変化に伴い人権への負の影響の拡大が懸念される中、企業においても、人権への負の影響の拡大を可能な限り緩和できるように配慮や工夫が期待されている。

また、新型コロナウイルス感染拡大がもたらした危機は、ビジネスパーソンを含む人々の考え方及び行動様式を大きく変えている。このような危機とその対応は、企業が真の意味で持続可能で、社会に価値を提供し、またその責任を果たすものに変革する機会も提供している。

3. 国内外における情報の整理の有益性

新型コロナウイルス感染拡大およびそれに伴う企業活動への影響が日本よりも先行して発生している欧米諸国においては、人権への負の影響やそれに対する企業・政府・その他ステークホルダーの対応に関する情報も集積され始めている²。日本の企業・政府・その他のステークホルダーにおいても、対応を検討するにあたって国際機関の提言などを含む海外の情報を参考することが有益である。

一方、各国における感染拡大状況、政府の措置、法制度、企業実務などの違いに伴う、日本独自の課題や留意点も存在しており、その点も考慮する必要がある。

4. 本レポート作成の趣旨

以上をふまえ、本レポートは、日本の企業・政府・その他のステークホルダーが対応を検討するにあたって一助となるように、人権・労働分野を含むコンプライアンス・サステナビリティに取り組む弁護士らにおいて、新型コロナウイルス感染拡大の企業活動を通じた人権への影響とその対応上の留意点に関して、国内外における情報を整理したものである。

ただし、執筆した時点における情報を暫定的にまとめたものにとどまり、今後の状況の変

² 例えば、ビジネス人権資料センターはコロナウイルス感染拡大について特設ウェブサイトを設けて情報を集積しており、参考となる (<https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-coronavirus-outbreak>)。

化や企業・政府・ステークホルダーにおける取組の進展をふまえて、改訂を行っていく予定である。企業・政府・ステークホルダーの関係者の皆様におかれでは、可能な範囲で、ファイードバックや情報提供をいただければ幸いである。

5. 本レポートの目次・構成

本レポートは、特に影響が懸念される以下の6つの分野について、影響と対応を整理している。また、巻末に、参考となるウェブサイト・ガイダンス・ツールも集積している。

第1章 サプライチェーン

第2章 移民労働者

第3章 非正規雇用・ギグワーカー・インフォーマル労働者

第4章 医療従事者

第5章 子ども・高齢者・女性・障がい者・外国人等

第6章 プライバシー

6 謝辞

本レポート作成にあたっては、ILO 駐日事務所プログラムオフィサーの田中竜介氏、OECD 責任ある企業行動センターのポリシーアドバイザーの Stephanie Venuti 氏、UNDP アジア太平洋地域事務所・UNDP ビジネスと人権グローバルアドバイザーの Livio Sarandrea 氏から海外及び国際機関における取組状況に関して有益な情報提供をいただいた。深く感謝申し上げる。なお、本レポートにあり得るべき一切の誤りは筆者らの責に帰する。また、本レポートの記載は、筆者らの所属する組織や関係機関の意見を代表するものではない。

目次

<u>序 論</u>	2 頁
<u>エグゼクティブ・サマリー</u>	6 頁
<u>第1章 サプライチェーン</u>	13 頁
<u>第2章 移民労働者</u>	28 頁
<u>第3章 非正規雇用・ギグワーカー・インフォーマル労働者</u>	34 頁
<u>第4章 医療従事者</u>	42 頁
<u>第5章 子ども・高齢者・女性・障がい者・外国人等</u>	52 頁
<u>第6章 プライバシー</u>	78 頁
<u>参考サイト・ガイダンス・ツール一覧</u>	85 頁

エグゼクティブ・サマリー

第1章 サプライチェーン

新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業活動の停滞は、企業が直接雇用する労働者に休業・失業などの影響を与えるにとどまらない。注文取消・支払遅延などの影響により、国内外のサプライチェーンにおけるサプライヤー企業やその労働者にも負の影響を生じさせている。

特にサプライチェーンの上流の中小企業・新興国の労働者は、政府や使用者である企業による保護を十分に受けられずに、深刻な生活への影響を受けるリスクがあり、実際日本国内外で影響が生じている。本章では、このような国内外での影響の状況を分析すると共に、これに対する国際機関・政府・企業・関係団体などの対応や提言内容を紹介する。

日本国内では、経済産業省が、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請している。経団連・連合・中小企業家同友会全国協議会などの民間のステークホルダーも、サプライチェーン対応に関連した提言を行っている。本章では、このような国内での取組をふまえつつも、日本企業が、国内外のサプライヤー及びその労働者への影響を緩和し、責任ある企業行動を実践するための以下の5つの留意点・工夫を提示する。

① 新型コロナウイルス感染拡大の影響を、自社のサプライチェーンの労働者への影響を含めて、評価し、開示する

影響評価に当たっては、OECDのDDガイダンスや政策ノートを参考することが適切である。UNDP・ILO・BSRなどが発表している簡易迅速な人権DDツールを活用することも有益である。自社のサプライヤーが所在する国・地域の政府が、どのような労働者保護措置をとっていることか確認することも重要であり、ILO・OECD・Fair Labor Associationなどが情報を集積している。

② 移民労働者など脆弱な立場に置かれている立場のステークホルダーへの影響を特に考慮する

社会的に脆弱な立場に置かれている人々は特に新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受ける危険性が高いことから、第2章以下の記載をふまえつつ、慎重に影響を評価し対応することが重要である。

③ サプライヤーや労働者と可能限りコミュニケーションを図りながら影響緩和のための方法を模索する

Fair Labor AssociationやFair Wear Foundationのサプライチェーンに関するガイドンスは、サプライヤーへの影響緩和のための様々な選択肢を提示しており、参考となる。経済産業省が要請している下請事業者への配慮（納期遅れの対応、適切なコスト負担、迅速・柔軟な支払いの実施、発注の取消・変更への対応）は、国内のサプライヤーとのみな

らず海外のサプライヤーとの関係でも実施することが有益である。

④ サプライチェーンを通じて労働者などのステークホルダーからの問題提起・苦情に適切に対応する

影響の評価・緩和のために情報を収集すること、労働者等に救済へのアクセスを確保すること双方の観点から、企業は苦情処理メカニズムを強化することが重要であり、「対話救済ガイドライン」が参考となる。現在の危機対応時において迅速に対応するためには、「対話救済基本アクション」を参照することが有益である。

⑤ 投資家において、日本企業に対し、サプライチェーンを通じた対応に関して、明確なメッセージを出す

海外での機関投資家の取組を参考としつつ、日本においても、機関投資家が、企業に対し、サプライチェーンを通じた責任ある企業行動の推進を支持・賛同する、明確なメッセージを出すことが期待される。

第2章 移民労働者

移民労働者は、世界中で受入国の経済発展に貢献する一方、その家族を含め外国籍であること、言語や文化の違い、社会保障や医療へのアクセスといった点で脆弱性を有しており、新型コロナウイルスへの対応に伴う経済社会への多方面の影響・制限によって一層その脆弱性が浮き彫りになり、適切な保護がなければ直ちに貧困に陥り、その権利が侵害されてしまう状態となっている。

例えば、出入国の自由を制限され家族と会うことができなくなったり、収入を得るための活動継続が困難となるにもかかわらず失業保険をはじめとしたセーフティネットにアクセスできなくなったりする例が報告され、移民労働者とその家族の医療面での困難や差別も懸念されている。日本でも、技能実習生の解雇や休業手当の不支給、留学生の内定取消といった事態が報告されている。もともとビザの要件として自由な就業に制限があり、仕事を失うと同時に困窮状態に陥る労働者がさらに増加する可能性が懸念される。

ILO, IOM, OHCHRといった国際機関は、新型コロナウイルスによって影響を受ける移民労働者の保護のためのガイダンスを発行し、主に政府、企業に適切な対応を探ることを促している。海外では、政府支援の対象を移民労働者にも及ぼし、またサプライチェーンにおける脆弱な労働者を保護するための手引きを提供したりする例がある。日本国内においても、帰国困難者に対する滞在期間の延長のほか、休業手当や奨学金に関する政府支援が見られ、また農業など技能実習生の渡航制限に伴い人手不足となっている業種における労働力支援事業も見られる。

日本企業においても、業種・業態にかかわらず、外国人労働者（留学生によるアルバイト等も含む）がサプライチェーンを含む自社事業にかかわって働いているか、その家族も含め新型コロナウイルスの影響を受けているか、安全衛生や生活の糧は確保されているか、その他自社事業がそうした人々の人権への負の影響に関与していないかなどについてデューデ

ィリジエンスを行うことが重要である。外国人労働者の収入が途絶えてしまっている場合には、法律に従い休業補償が必要になる場合にはこれを支払うほか、生活支援などニーズに応じた支援を検討することも考えられる。日本の場合は、特に言語の壁により医療や行政情報にアクセスすることが困難なケースが想定されるため、健康相談や医療機関受診の補助、また行政の生活支援や相談窓口について紹介することも有用である。労働組合やNGOでも支援を行っているので、それらの紹介も考えられる。

政府や地方自治体からの要請のほか、上記のILOやIOMが発出しているガイドンスも参照しながら、外国人労働者の雇用をできるだけ維持し、健康確保、安全衛生確保、正確な情報提供、社会保障システムへの誘導、日本人との平等確保、またこれらの措置の中でのジェンダーへの配慮に努めることが重要といえる。現在、日本で働く外国人労働者の中には、祖国への移動の自由も制限され、家族と会えず、ビザの要件からほかに仕事を見つけることも困難で、医療や社会保障など生活に必要な資源にアクセスすることも困難という状況に陥っている人も多い。その状況に配慮し、できる限り声やニーズを聴くことが求められている。

第3章 非正規雇用・ギグワーカー・インフォーマル労働者

日本における非正規率は2019年で約38%であり、その3分の2を女性が占める。また、自身で本業として事業等を営んでおり、雇われない働き方（個人業務請負、フリーランス、クラウドワーカー、内職など）をしている人は約120万人に及ぶ（JILPT、雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等）。本章では、非正規、ギグワーカー、インフォーマルワーカーといった労働者を非標準的雇用労働者として総称する。

非標準的雇用労働者一部に対しては、同一労働同一賃金などその格差を是正する取組が進められているが、総じて賃金または報酬、雇用安定、社会保障、技能開発、賠償責任からの保護といった点で正規雇用との比較において保護が十分でないケースがある。また、こうした働き方には一般にジェンダーの偏在が認められる。

非標準的雇用労働者については、新型コロナウイルスへの対応に伴う経済社会への多方面の影響・制限によって一層その脆弱性が浮き彫りになり、適切な保護がなければ直ちに貧困に陥り、その権利が侵害されてしまう状態となっている。国内では、派遣労働者の失業、シングルマザーや接待業の女性の困窮、日雇いネットカフェ難民の住居喪失などが報告されている。海外でも、配送サービスを提供するギグワーカーの社会保障や支援が十分でなく感染リスクにさらされながらも働き続けなければならない状況、大規模ストライキに発展したケース、インフォーマル労働者が食糧支援を受けなければならない状況などが報告されている。

こうした状況に対処するため、国際機関のレベルでも国のレベルでも、非標準的雇用労働者に対しても社会保障を適用する動きがみられる。日本国内においても、個人向けの給付金や生活支援、また事業者向けの支援を通じた雇用の維持を図ろうとする方策がみられる。日

本のビジネスにおいては、大多数の事業者が非正規や個人事業主などのギグワーカーと少なからず関わり合いを有していると思われる。非標準的雇用労働者とその家族が生活困窮に陥っていないか、身を危険にさらしながら仕事を継続せざるを得ない状況になつていいなか、その他サプライチェーンを含め自社事業がそうした人々の人権への負の影響に関与していないかなどについてデューディリジェンスを行うことが望まれる。

特に、オンラインを通じて発注される仕事に単独事業者として従事するギグワーカーやフリーランスとその家族は、社会保障による保護が正規労働者よりも弱いため、仕事を失う場合は直ちに生活困窮に陥る可能性がある（シングルマザーなど）ほか、逆に仕事があれば多少危険な作業であっても生活のために受注せざるを得ない状況が見受けられる。安全衛生の確保のほか、生活支援などニーズに応じた支援を検討することが望まれる。そのほか、行政、労働組合やNGOの生活支援や相談窓口について紹介することも有用である。

政府からの取引上の適切な配慮の要請（取引継続、納期延長等への柔軟な対応等）や地方自治体からの要請のほか、国外における取組も参照しながら、非標準的雇用労働者の雇用をできるだけ維持し、健康確保、安全衛生確保、正確な情報提供、社会保障システムへの誘導、正規労働者との平等確保、またこれらの措置の中でのジェンダーへの配慮に努めることが重要といえる。

第4章 医療従事者

医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、検査技師、放射線技師、救命救急士、看護助手、研修生、介護従事者、医療事務スタッフ、清掃スタッフ、医療廃棄物処理者などの医療従事者は、日々、新型コロナウイルス感染の危険と闘いながら、職務に従事している。マスクやガウン、手袋などの医療資材の不足、人手不足、長時間労働や、メンタルヘルスへの影響、医療従事者に対する差別や偏見といった問題が起きている。医療従事者に占める女性の割合からすれば、新型コロナウイルスは男性と女性で不均衡な影響を与える。

「ビジネスと人権」の観点からの企業のアプローチとして、自社事業が医療従事者に与える影響を分析し、医療従事者への負の影響を、いかに予防、軽減できるかという観点からの取組が有益である。具体的には、企業規模や特性に応じて可能な限り、増産体制の確保や事業分野の転換による医療資材の製造や、医療従事者に対するその他の物的支援、ヘルスケア事業やIoT/AI事業、労務管理ソフト事業等による医療現場の負担軽減のための技術的な取組、差別や偏見への抗議、そして感謝と敬意の表明など、さらには、長期的に医療従事人材を育成するための投資などが考えられる。

日本政府の取組に関しては、感染症例が増えている現段階においては、医療従事者の生命・安全を守るために医療資材の確保が最重要であり、情報提供についても、防護服等の安全対策や感染した場合の健康観察等の対応に関する情報提供が優先となっている。医療従事者の労働時間管理や休憩の付与の実態は現時点において不明であることから、その労働環境の現状把握と手当支給等の対応、働きやすい環境整備のための保育所や介護施設など

の確保は課題といえる。各種の対応ガイド等にも、医療従事者の労働環境保護の視点を取り入れ、過重労働防止のための具体的方策を記載することが求められる。また、WHO や ILO の提言にあるように、感染症の長期化により、日々感染の恐怖と闘いながら職務に邁進する医療従事者のメンタルヘルスケアに踏み込んだ対策も必要であろう。

医療従事者は、人の生命と安全、健康を守り、持続可能な社会を形成するための基礎を担っている。社会が危機にあるいま、使命感をもって最も危険な状況に身をさらしながら活動している医療従事者の生命と安全、健康は、社会の最優先課題である。医療従事者の生命と安全、健康を守るとともに、過労・疲弊を防ぎ、さらなる人材不足を招かないように、政府、企業、その他のステークホルダーは、現状を認識し、さらなる措置を取ることが求められる。

第5章 子ども・高齢者・女性・障がい者・外国人等

本章では、特に社会で脆弱な立場に置かれる人々に対して新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす影響の概要及び国際的な取組を紹介した上で、企業の留意点について触れる。

下記のような脆弱な立場に置かれる人々は、労働者として直接企業活動による影響を受けるにとどまらず、企業活動に必ずしも直接起因しない、むしろ社会構造による人権課題にも同時に直面しており、これらは相互に関連する。国内では、休校や在宅勤務により自宅で過ごす時間が長くなつたことにより、子ども・女性・高齢者らへの虐待リスクが増加し、また子どもの世話や介護について女性の負担が増えている。少子高齢化が進み、介護の担い手不足が課題である日本において、介護サービスの制限が高齢者とその家族に及ぼす影響は深刻である。また、障がいのある労働者に対する合理的配慮も課題が多い。言語的な障壁のみならず、特定の人種に基づく差別的な言動も見られる。

現在の社会状況が各ステークホルダーの人権に及ぼす影響を多角的に捉えることが、新型コロナウイルスへ実効的に対応するために重要である。企業は、前章までの留意点を踏まえた上で、以下に述べる各ステークホルダー特有の影響について調査し、その影響を緩和するよう、既存の施策に加え積極的な支援を含む対応策を講ずることが期待されている。

① 子ども

- 休校措置等による子どもの世話をする労働者の負担の増加
- 休校措置等や在宅勤務、収入の低下といった労働者への影響に伴う児童虐待をはじめとする子どもの権利侵害の可能性
- 児童労働のリスクの変化

② 高齢者

- 高齢の労働者が負う経済的・健康上のリスク
- 介護サービスの制限による高齢者を介護する労働者の負担の増加

③ 女性・ジェンダー、性的マイノリティ

- 在宅勤務や収入の低下が女性労働者に及ぼす影響

- 在宅時間が長くなることによるDVリスクの増加
- 新型コロナウイルス対応策について、計画から実施まで女性の声を反映させる仕組み
- 性的マイノリティが受ける影響

④ 障がい者

- 障がいのある労働者に対して、障がい特性に適した情報提供も含む、生活・就労環境の変化に伴う合理的配慮
- 新型コロナウイルス対応策について、計画から実施まで障がい当事者の声を反映させる仕組み

⑤ 外国人

- 多言語での情報提供の実施
- 特定の人種等に対する差別・偏見の防止及び外部に対してこれを許容しないことの明確な意思表示

第6章 プライバシー

各国政府が、企業などと協力しながら、デジタル技術を活用して、新型コロナウイルスの感染者や隔離対象者の位置情報等を収集し、その行動を追跡・監視する取組が広がっている。日本でも、政府が、民間事業者等に対して、新型コロナウイルスのクラスター対策に資する情報提供に関して協力を要請している。また、政府は、民間と協力して、新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した可能性がある人に警告するスマートフォン向けアプリを提供することを発表した。

このような動きに対しては、政府が市民を監視することを許容し、個人情報の不正利用の危険性があるとして、NGO・メディアからプライバシー侵害の懸念が高まっている。Amnesty International ほか100以上のNGOが共同声明を発表し、デジタル監視技術の利用にあたり、人権を保護し過剰な監視を防止するための8つの条件を提示した。

このような懸念をふまえて、企業も、プライバシーに配慮した形での技術の開発・提供や感染拡大防止を目指す政府の取組への協力が期待されている。この場合も、企業活動の間接的な影響を含めて人権への影響を評価し、対処するための人権 DD の枠組みを活用することが有益である。すなわち、追跡アプリなどのデジタル技術を開発・提供する企業においては、自社が提供した技術がどのように利用されるのかを確認することが重要である。また、企業が政府に対し、従業員や顧客などのデータを提供する場合にも、データ保護に関する規制を遵守することに加え、当該データがどのように利用されるのかを十分に確認することが重要である。Access Now の提言はデジタル監視技術に関する官民連携上の留意点を整理しており、参考となる。

また、EUでは携帯電話追跡アプリに関するルール形成が進められており、その原則や要求事項と比較して自社が関係し得るデジタル監視技術にどのようなギャップがあるかを確

認することも有益である。

第1章 サプライチェーン

第1 サプライチェーンへの影響

新型コロナウイルス感染拡大に伴う企業活動の停滞は、企業が直接雇用する労働者に休業・失業などの影響を与えるにとどまらない。注文取消・支払遅延などの影響により、国内外のサプライヤー企業やその労働者、取引関係のある個人事業主など、サプライチェーン全体に負の影響を生じさせている。

特にサプライチェーンの底辺の中小企業・新興国の労働者は、政府や使用者である企業による保護を十分に受けられずに、深刻な生活への影響を受けるリスクがある。

ビジネスと人権資料センターは、新型コロナウイルス感染拡大のサプライヤー労働者への影響に関して特設ページ³を設けて、情報の集積を図っている。

Penn State Center for Global Workers' Rights は、3月27日、バングラデッシュの縫製工場に対する調査を基に、サプライチェーンの上流に位置付けられる新興国企業及び労働者が、原料高騰・支払遅延・注文取消という3つの原因により切り捨てられ、深刻な影響が生じていることを指摘する報告書を発表した⁴。国際人権団体 Human Rights Watch も、4月1日、ブランド企業が注文を取り消しアジアの労働者を切り捨てていることが指導原則に基づく人権尊重責任を果たしていないとして問題提起を行っている⁵。また、現代奴隸の被害者は、新型コロナウイルス感染拡大を通じて、より一層の借金による拘束を受け、また十分なヘルスケアを受けられなくなる危険性があることが、海外専門家からも指摘されている（Thomson Reuters Foundation，3月25日）⁶。このような新型コロナウイルス感染拡大におけるサプライチェーンへの深刻な影響をふまえて、投資家がサプライチェーンにおける ESG リスクを確認する必要性がより一層生じていると指摘する意見もある（Responsible Investor，4月7日）⁷。

以下では、日本国内外のサプライチェーンに生じている影響の例を報告する。

³ Business and Human Rights Resource Centre <https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-coronavirus-outbreak/covid-19-coronavirus-outbreak-supply-chain-workers>

⁴ Mark Anner, “Abandoned? The Impact of Covid-19 on Workers and Businesses at the Bottom of Global Garment Supply Chains”, Center for Global Workers’ Rights 2020年3月27日 (<https://www.workersrights.org/wp-content/uploads/2020/03/Abandoned-Penn-State-WRC-Report-March-27-2020.pdf>)

⁵ “Brands Abandon Asia Workers in Pandemic” Human Rights Watch, 2020年4月2日 (<https://www.hrw.org/news/2020/04/01/brands-abandon-asia-workers-pandemic>)

⁶ “Coronavirus feared delivering double blow to modern slaves in Britain” Thomson Reuters Foundation, 2020年3月25日

⁷ “COVID-19 demonstrates the need to address ESG risks in supply chains” Responsible Investor, 2020年4月7日 (<https://www.responsible-investor.com/articles/covid-19-demonstrates-the-need-to-address-esg-risks-in-supply-chains>)

1 日本国内のサプライチェーン・中小企業における影響

日本国内でも、サプライチェーンの末端に位置付けられる中小企業に影響が生じ始めている。中小企業家同友会全国協議会（中同協）は、新型コロナウイルスの中小企業への影響調査（3月20～31日に実施）を行い、33道府県3,664社が回答し、その結果をまとめ、4月8日に発表した⁸。

以下の調査結果によれば、政府の緊急事態宣言発表の前の段階においても、商談遅延や予約キャンセルなどを通じて大半の中小企業にマイナスの影響が出ている又は懸念される状況であったことがわかり、今後さらに影響が拡大し、企業や労働者に対する影響が生じることが懸念されている。

1. マイナスの影響が「出ている」「懸念される」を併せて88%

新型コロナウイルスの影響が深刻化する中、中同協では全国的な調査を実施し、33道府県の中小企業家同友会3,664社が回答し、マイナスの影響が「出ている」「懸念される」を併せて88%に上りました。

2. 具体的な影響「商談遅延」が37%

具体的な影響として、「商談遅延」、「予約キャンセル」、「イベント・展示会の中止や延期」「国内仕入れ先からの調達」があげられており、自粛が及ぼす影響の大きさが現れています。

3. 3月の前年同月対比の売上は53%の企業が「減少」

3月の前年同月対比の売上は53%の企業が「減少」見込みで、5割以上減と回答する企業も5%もあり、存続の危機に直面している様子もうかがわれ、深刻です。

4. 影響を乗り越えるための具体的対応は「新規受注の確保」「運転資金の借り入れ」

「(新型コロナへの) 対応について社内で協議した」企業が40%と最多で、影響を乗り越えるための具体的対応は、「新規受注の確保」「運転資金の借り入れ」「人件費以外の経費の節減」「緊急融資の活用」などの順で、社員とともに新たな展開を模索する一方で、資金手当てに走る企業の姿が浮き彫りになっています。

5. 知られていない国や自治体の支援策

新型コロナ関連の国や自治体の中小企業への支援策では、「政府系金融機関の融資制度」(69%)、「セーフティネット保証」(59%)が比較的知られているものの、「雇用調整助成金」(48%)、「返済猶予等の既往債務の条件変更」(24%)は知られておらず、諸制度があっても情報が行き届いていない状況です。

6. 「国や自治体への要望」は、緊急施策の条件緩和や対応の迅速化、消費税減税など

2 海外サプライチェーンにおける影響

アジア・ラテンアメリカなどの新興国では、当該国で欧米諸国と比較して感染拡大が生じ

⁸ <https://www.doyu.jp/news/200408-170000.html>

ていない状況であっても、感染が爆発し企業活動が停滞している欧米諸国のサプライチェーンの上流に位置しているがゆえに、発注企業からの注文取消・支払遅延などを受け、工場が閉鎖し、多数の労働者が解雇される事態が生じている。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う労働者保護に関する施策については、各国政府に応じて差がある。ILO は、Country policy response に関するページ⁹では、各国の労働者保護に関する施策を整理しており、参考となる。また、OECD の Country Policy Tracker は、各国の経済支援策を含めた対策の状況を集約している¹⁰。さらに、Fair Labor Association¹¹も、各国政府の労働者保護施策の概要を更新している。特に新興国では、労働者が十分な保護を受けられないことが懸念されている。

以下では、各国の労働者への影響に関する報道の例を報告する。

国	サプライチェーン労働者への影響
バングラデッシュ	100 万人以上の縫製工場の労働者が自宅待機命令又は解雇処分を受けたと報告（Center for Global Workers' Rights 3月 27 日） ¹²
カンボジア	労働省は、欧米アパレルブランドからの注文取消により、91 の縫製工場が閉鎖し、61,500 名の労働者に影響が生じていることを発表（Reuter 4月 1日） ¹³
インドネシア	労働省が、74,439 社の 120 万人以上の労働者が自宅待機命令又は解雇処分を受けていると発表（The Star4 月 10 日） ¹⁴
インド	国全体のロックダウンと欧米企業の注文取消の影響により、織維、靴、宝石その他の消費財の輸出産業の 50 万人の労働者に失業のリスクが生じている（Financial Times4 月 9 日） ¹⁵

⁹ <https://www.ilo.org/global/topics/coronavirus/country-responses/lang--en/index.htm>

¹⁰ <http://oecd.org/coronavirus/en/>

¹¹ <https://www.fairlabor.org/blog/entry/country-specific-updates-provisions-workers-response-covid-19-pandemic>

¹² Mark Anner, Abandoned? The Impact of Covid-19 on Workers and Businesses at the Bottom of Global Garment Supply Chains”, Center for Global Workers’ Rights 2020年3月27日 (<https://www.workersrights.org/wp-content/uploads/2020/03/Abandoned-Penn-State-WRC-Report-March-27-2020.pdf>))

¹³ “Cambodia says 91 garment factories suspend work due to coronavirus, 61,500 workers affected” (<https://www.reuters.com/article/health-coronavirus-cambodia-garments/cambodia-says-91-garment-factories-suspend-work-due-to-coronavirus-61500-workers-affected-idUSL4N2BP3KY>)

¹⁴ “Indonesia sees 1.2 million workers furloughed, laid off in virus-hit economy” (<https://www.thestar.com.my/news/regional/2020/04/10/indonesia-sees-12-million-workers-furloughed-laid-off-in-virus-hit-economy>)

¹⁵ “India’s exporters face crunch as coronavirus pummels economy” (<https://www.ft.com/content/bbbfec9f-6880-4f7e-9d38-497f34788037>)

ミャンマー	EUからの注文取消により、ミャンマーにある500の縫製工場のうち20の工場が閉鎖し、10,000人以上の労働者が失業（Myanmar Times3月29日） ¹⁶
タイ	商工会議所が6月までに3800万人の労働者全体のうち700万人の労働者が失業すると試算（BangkokPost4月9日） ¹⁷

第2 海外・国際機関における対応・取組

1 OECDにおけるCOVID-19と責任ある企業行動（RBC）に関する政策ノート

OECDは、2011年に指導原則における人権DDの要素を組み込む形で多国籍企業行動指針¹⁸を改訂し、また2018年にサプライチェーンを通じたDDを実施するためのガイダンスとして、「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」¹⁹を発表している。

OECDは、2020年4月、新型コロナウイルス感染拡大下での企業及び政府の責任ある企業行動（RBC）の観点からの対応のあり方を整理した政策ノート「Policy Note: COVID-19 and Responsible Business Conduct」²⁰を発表した。この政策ノートは、新型コロナウイルスの世界的流行の様々な環境・社会分野への影響に言及した上で、企業及び政府が、責任ある企業行動（RBC）を促進するために、OECD多国籍企業行動指針や関連ガイダンスをいかに適用できるかに関して解説している。

特に企業が、以下のBOX2では、企業が危機に対する緊急対応にあたってRBCを考慮するための具体的ステップに関して列挙しており、参考となる。以下仮訳を掲載する。

- 調達およびサステナビリティ・チームと連携し、サプライヤーまたはビジネスパートナーの脆弱性、特に労使関係および安全衛生の問題に関するサプライヤーの取組状況を理解する。その情報を利用して、サプライチェーンに対し、企業の危機管理戦略と継続計画を伝達する。
- 重要な供給サイドの混乱に対処するにあたり、短期および長期の危機管理計画に影響を及ぼす可能性のある最も重要なRBC問題に関するサプライヤー評価を中心に、

¹⁶ “More woes for Myanmar garment industry as EU cancels orders”

(<https://www.mmtimes.com/news/more-woes-myanmar-garment-industry-eu-cancels-orders.html>)

¹⁷ “JSCCIB: Jobless totals headed to 7m by June”

(<https://www.bangkokpost.com/business/1896010/jscfib-jobless-totals-headed-to-7m-by-june>)

¹⁸ 日本語訳 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/pdfs/takoku_ho.pdf)

¹⁹ 日本語訳 (<https://mneguidelines.oecd.org/OECD-Due-Diligence-Guidance-for-RBC-Japanese.pdf>)

²⁰ https://read.oecd-ilibrary.org/view/?ref=129_129619-6upr496iui&title=COVID-19-and-Responsible-Business-Conduct

新規供給元またはサプライヤーのための企業調達、持続可能性または環境・社会リスク管理チームと緊密に協議の上、迅速な対応サプライヤーDD計画を策定する。

- **需要サイドの混乱に対処する際には、取り消された注文や停止された注文が事業に及ぼす影響(環境的・社会的影響を含む)と危機後の再開能力を評価する。バイヤーや政府に調査結果や継続計画を開示し、政府やバイヤーのローン、ドナーの援助へのアクセス、危機後の信用状や事業再開の保証を要請することなどを含め、社会経済的影响を緩和するための代替的な解決策やコミットメントを提案する。**
- **解雇その他の雇用への影響を伴う短期的な変更を検討するに当たっては、労働者及びその代表者(適切な場合には、関係政府当局)に対し、合理的な通告を行い、かつ、実行可能な選択肢又は悪影響を可能な限り緩和する他の措置を検討するためにこれらの者と協力する。賃金の資金調達を支援し、解雇や休職を回避するために、役員報酬のカットや配当支払の取消し(適切な場合)などの革新的な解決策を検討する。**
- **規模の大きい企業については、支払い不能や資金繰りの問題に直面している戦略的ビジネスパートナーのために、サプライチェーンやその他のビジネスパートナーが融資やその他のプログラムを提供することを検討する。そのようなプログラムの中に、環境上または社会上のリスク、他のRBC問題、特に危機の短期的および長期的影响を管理するために最も適切なものを含める。**
- **サプライヤーや取引先との間で、注文の一時的な中断、取り消し、削減などを行うかどうかを検討する際には、融資や緊急支援のパッケージの有無を考慮しながら、さまざまな緊急時の選択肢の社会経済的影响を評価する。緊急時対応の選択肢について、可能であれば、国際レベル(例えば国際的な労働組合)の労働者またはその代表と協議し、それぞれの影響を政府に伝える。中止された事業の社会・経済的効果を緩和するために、ドナー支援やその他の援助を求める。**
- **倒産や資金繰りの問題に直面している企業については、様々な選択肢や危機管理計画の短期的・長期的な社会経済的影响を評価し、債権者や関連する場合には政府に伝達する。企業は、企業に対する経済的压力を緩和する可能性のある支援・救済プログラムを最大限活用するよう努めるべきである。例えば、多くの政府は臨時的な失業プログラムを実施しており、企業での活動が不足した場合、労働者は企業に雇用されたまま、賃金の一部に相当する給付を受け取ることができる。その他の計画には、納税または社会保障の支払いの猶予が含まれる。同様に、商業銀行、特に政府融資保証プログラムの恩恵を受けている銀行は、融資枠の延長や返済条件の柔軟性を提示することができる。企業は、このような財政支援措置の利用可能性を評価し、労働者への影響がどのように緩和されるか(例えば、賃金支払いの継続、スキルや準備への将来の投資など)を伝える用意があるべきである。**

2 Fair Labor Association (FLA)のガイダンス²¹

FLA は、以前より Principles of Fair Labor & Responsible Sourcing and Production（公正な労働及び責任ある調達・生産に関する原則）として、①経営者のコミットメント、②責任ある調達・生産、③責任ある解雇、④実効性のある苦情処理メカニズム、⑤労働環境モニタリングプログラムを提唱してきた。

FLA は、これらの原則をふまえ、4月6日、世界的なパンデミックの最中及びその後における労働者の保護に関して、以下の事項を推奨した。

推奨事項

- ブランド企業は、労働者の生活を保護するための措置として、注文取消を最後の手段として取り扱うべき。ブランド企業は、最低限の措置として、開始・完了した注文については全額を支払うべき。
- 注文がまだ実行可能で工場の生産能力を超過する場合、ブランド企業は、当該注文を当該サプライヤー企業の他の工場又はその承認された下請業者に振り代えるべき。
- ブランド企業は、サプライヤー企業に対し解雇を最後の手段として取り扱うように働きかけるべき。解雇が回避できない場合、ブランド企業は、サプライヤーと共に、労働者が法律上要求される解雇手当を受領することを確保すべき。
- ブランド企業は、サプライヤー及び工場が各国政府のパンデミックをふまえた労働関連の命令・要求事項を遵守するようにコミュニケーションを維持すべき。
- ブランド企業は、サプライヤー企業と共に、現地政府が提供する既存の資金支援を確認し、その情報を労働者と共有すべき。
- ブランド企業は、労働者が解雇の前後を通じて、自由かつ報復を受けることなくコミュニケーションを図れるように苦情処理メカニズムへのアクセスを確保すべき。
- ベストプラクティスとして、ブランド企業はサプライヤー企業が解雇された労働者を再雇用することを支援すべき。
- 危機が収束し労働者が再雇用された場合、ブランド企業はサプライヤー企業と共に労働者の年功が断続なく認識されることを確保すべき。

責任ある行動に関する追加の機会

- ブランド企業が事業や調達を削減する場合、ブランド企業の職員は、当該工場の生産が承認されるように監査や是正措置に関する情報を共有することにより、他の発注企業への移行を容易にすることができる。
- 労働者にとって見通しの立たない状況において、ブランドは可能な範囲で労働者

²¹ FLA”Protecting Workers During And After The Global Pandemic” 2020年4月6日
(<https://www.fairlabor.org/report/protecting-workers-during-and-after-global-pandemic>)

及びサプライヤーに対し緊急の資金援助を提供すべき。

- いくつかの関係企業は、個人用防護具 (personal protective equipment (PPE)) の生産への移行に成功している。発注企業に対し、生産中の労働安全衛生に配慮しつつ、このような生産の移行を補助するように要請する。American Apparel & Footwear Association は工場と共有可能な PPE を清算するためのガイドラインを発表している。
- ブランド企業は、その現地職員・専門家を、サプライヤーに対し政府の補助金を申請することをサポートするために活用すべき。
- 国・国際レベルでの企業による労働者保護に関するアドボカシーは非常に重要。企業は、各國政府の救済・活性化策に労働者の保護を含めることをサポートする立場を明確にすべき。

3 Fair Wear Foundation の縫製産業のサプライチェーンに関するガイダンス²²

140 のアパレルブランドを会員企業とする Fair Wear Foundation は、3月 26 日、縫製産業のサプライチェーンへの影響の対応に関する会員企業向けのガイダンスを発表した。会員企業に対する推奨事項の概要は以下の通り。

- 生産国の現地情報を調査し、これを更新し続ける。
- サプライヤーに対し、現地政府の要求事項をいかに対応したか質問する。
- 通常と異なる調達上の決定をせざるを得ない場合、常に労働者の生活を考慮する。
- 責任ある調達の実務を継続し、サプライヤーを可能限り支援する。
- 生産の変更・遅延を予測し、これに柔軟に対応する。
- ほぼ出荷の準備ができた、すでに生産中の、または既に布地を購入済みの注文を取り消さない。
- サプライヤーと協力して、次の措置を可能な範囲で検討する：実際の需要に応じた注文を優先する。リードタイムの延長を承認し、引渡しの後ろ倒しを許容する。生産の減速と注文の繰り延べが可能か否か等を調査する
- サプライヤーへの支払時期を自動的に延期すべきではない。ブランド企業の従業員の給与支払を確保する困難さは理解できるが、サプライヤーへの影響を回避する方法を模索すべき。
- 生産を変更する必要が生じた場合、既存のサプライヤーに生産を変更することによりリスクを軽減できる。
- サプライヤーとの取引関係を終了しない。全ての選択肢が尽きた場合、サプライヤーとシナリオと会計方法を議論し、責任ある出口戦略を検討する。

²² “Covid-19: Impact on brands and workers in garment supply chains” (<https://www.fairwear.org/covid-19-guidance>)

- 工場が少なくとも現地法・ガイドラインに基づき感染した又は検疫中の労働者を取り扱うことを確保する。
- 工場が閉鎖せざるを得ない又は従業員に対する支払が困難な場合で、サプライヤーを資金的に支援できるか否かを評価すべき。特にブランド企業が工場の生産能力の大部分を占めている場合や工場を所有している場合はなおさらである。
- 他のブランド企業や現地のパートナーと協力する。新型コロナウイルス感染拡大による負の影響に対応するために労働者を支援する基金を設立することも考えられる。
- 労働者が Fair Wear 苦情ヘルplineにアクセスすることを確保する。
- 他のリスクをモニタリングし予防する。感染拡大が収まった国では、長時間労働、感染から回復した労働者に対する差別、組合潰しなどのリスクが生じている。会員企業は、工場と定期的にコミュニケーションすべき。

4 BSR による企業向け簡易人権 DD ツールの発表²³

BSR は、3月30日、新型コロナウイルス感染が拡大し、十分な時間がとれない状況で、迅速に人権 DD を実施するためのツールとして「A Rapid Human Rights Due Diligence Tool for Companies（迅速な企業向け人権 DD ツール）」を発表した。

同ツールは、①人権課題の記述、②企業方針・手続、③外部へのコンサルテーション、④行動計画という4つのステップに分けて、質問に回答することにより、人権 DD の実施を容易にすることを試みている。

5 UNDP による企業向けセルフアセスメントツールの発表

UNDP は、4月10日、企業が新型コロナウイルス感染拡大の下での人権への負の影響を評価し対処するためのツールとして「Human Rights Due Diligence and COVID - 19: Rapid Self - Assessment for Business(人権 DD と新型コロナウイルス：迅速な企業向けセルフアセスメント)」を発表した²⁴。

このツールは、①労働安全衛生、②労働権、③環境・地域コミュニティに対する影響、④プライバシーの保護、⑤偏見・差別の防止、⑥企業方針・経営上の考慮の分野において、指導原則を含む関連する国際人権規範を挙げつつ、人権リスクの評価・対応のために、予防・対処・回復の各段階で取り得るアクションを列挙し、企業がそのようなアクションを取っているか否か自己評価できるようにしたものであり、参考となる。

6 ILO による企業及び労働者への影響評価に関するツール等の発表

²³ <https://www.bsr.org/files/general/BSR-Rapid-Human-Rights-Due-Diligence-Tool.pdf>

²⁴ <https://www.undp.org/content/dam/undp/library/km-qap/RBAP-2020-Human-Rights-Due-Diligence-and-COVID-19.pdf>

ILO は、4月7日、「Conducting Covid-19 impact assessment Surveys: Guidelines and template」を発表した²⁵。このツールは、企業やその労働者が新型コロナウイルスの世界的な大流行によりどのような影響を受けたかを調査するための質問事項を列記している。自社のみならず、サプライヤーへの調査にあたっても参考となる。

また、ILO は、4月16日、「Prevention and Mitigation of COVID-19 at Work ACTION CHECKLIST」²⁶を発表した。このチェックリストは、新型コロナウイルス感染拡大下での労働者の安全衛生確保のための措置を列挙している。自社のみならず、サプライヤーにおける安全衛生の確保のためにも参考となる。

7 H&M などの注文代金の支払約束

スウェーデンの大手アパレルブランド H&M は、サプライチェーンの労働者への影響を軽減するためにサプライヤーが生産済み又は生産中の商品について出荷を引き受け、全額支払いをすることを保証している。また、一部のサプライチェーンで防護具の生産に移行する取組も進めている。

3月30日の報道²⁷によれば、H&M は、すでに生産されている商品の出荷を引き受けることを保証した。H&M の広報担当は、メディアメッセージにおいて「すでに生産されている縫製品や生産中の商品の出荷を引き受けることでサプライヤーの縫製工場に対する我々のコミットメントを支持する」「もちろんこれらの製品に関して合意された条件で支払を行い、すでになされた注文については価格交渉を行わない」ことを説明した。

また、H&M は、3月22日、新型コロナウイルスのパンデミックにより広範囲に及んでいる感染に対処する一助とするため、現在、病院および医療従事者に提供するための防護具を同社サプライチェーンで製造するための手配を急速に進めている旨も発表している²⁸。

同社のほか、Zara, Inditex (Zara), Target USA なども注文代金の支払を約束しており²⁹、このような取組は、Human Rights Watch からも正しい方向にあると評価されている³⁰。

²⁵ https://www.ilo.org/empent/units/boosting-employment-through-small-enterprise-development/WCMS_741012/lang--en/index.htm

²⁶ https://www.ilo.org/global/topics/safety-and-health-at-work/resources-library/publications/WCMS_741813/lang--en/index.htm

²⁷ “H&M comes to its garment suppliers’ rescue” The Daily Star, 2020年3月30日 (<https://www.thedailystar.net/business/news/hm-comes-its-garment-suppliers-rescue-1887454?amp>)

²⁸ 「H&M グループ、病院に防護具を提供へ」2020年3月23日, (https://about.hm.com/ja_jp/news/general-news-2020/hm-group-supply-protective-equipment.html)

²⁹ “More than a million garment workers are out of work because of coronavirus” Quartz, 2020年4月1日 (<https://qz.com/1828541/covid-19-leads-to-one-million-garment-workers-unemployed/>)

³⁰ “Brands Abandon Asia Workers in Pandemic” Human Rights Watch, 2020年4月2日 (<https://www.hrw.org/news/2020/04/01/brands-abandon-asia-workers-pandemic>)

8 機関投資家によるサプライチェーン対応を含む声明

(1) 長期機関投資家による声明

総資産 8 兆 2000 億米ドルの 286 の長期機関投資家(2020 年 4 月 14 日時点)は、「Investor Statement On Coronavirus Response (投資家のコロナウイルス対応に関する声明)」と題する声明を発表した³¹。

同声明は、企業に対し、新型コロナウイルス感染拡大を通じた労働者への影響を緩和するための 5 つのアクションとして、①休業手当の支給、②健康・安全の優先、③雇用の維持、④サプライヤー・顧客との関係維持、⑤金融面での慎重さを要請している。

(2) PRI による声明

また PRI (責任投資原則) は、責任ある投資としていかに新型コロナウイルスに対応すべきか、7 つのアクションを提唱している。そこでは、今回の危機による需要と供給の変化によるリスク（例えば食料の需要が増大したことによるパーム油に関連する森林伐採や安全性に懸念のあるホームデリバリーへの需要の高まり）を評価することも含まれている³²。

第3 日本国内における対応・取組

1 連合の経済産業省・中小企業庁への要請

連合は、3 月 9 日、経済産業省・中小企業庁に対し、以下の通り、「新型コロナウイルス感染症対策」等におけるサプライチェーン全体の維持・確保に向けた要請を実施した³³。この要請では、政府の支援策の実施と共に、親事業者に対する働きかけも要請している。

1. 新型コロナウイルス感染症等による経営の安定に支障が生じているすべての中小零細企業に対し、無利子の資金を貸し付けるなど、思い切った支援策を速やかに実施すること。
2. 下請け事業者の経営環境維持のため、親事業者に対し次の点を働きかけること。
 - ・新型コロナウイルス感染症等による業績悪化を理由として取引停止や通常支払われる取引価格の切り下げなどを行わないこと。
 - ・下請け事業者の資金繰りに支障が生じないよう、物品の代金等について現金による速やかな支払を行うこと。
 - ・需要回復時の取引の継続と優先発注、人的補助など、下請け事業者の事業活動を支援すること。
 - ・需要回復時に、短納期や無理な仕様変更など、下請け事業者へのしわ寄せを行わないこと。

³¹ <https://www.iccr.org/investor-statement-coronavirus-response>

³² “How responsible investors should respond to the COVID-19 coronavirus crisis”
PRI, 2020 年 3 月 27 日 (<https://www.unpri.org/covid-19>)

³³ https://www.jtuc-rengo.or.jp/news/news_detail.php?id=1591

- ・下請け事業者が、人材確保・定着、生産性向上のために賃上げをはじめとする労働条件の改善を行ったことを理由に、取引条件の見直しを行わないこと。また、下請け事業者の労務費增加分を取引価格に適正に反映させること。

2 連合の政府に対する緊急提言

連合は、3月27日、新型コロナウイルス感染症拡大に対する総合的対策に関して、緊急提言を発表した³⁴。

経済対策として、生活確保・事業継続のための緊急措置や「経済・社会・産業構造の変革」につながり得る措置が要請している。

また、雇用対策として、①雇用維持の支援、②雇止め・内定取り消しの防止、③雇用のセーフティネットの強化、④労働時間・安全衛生に関する様々な施策が要請している。

さらに生活支援対策として、①失職者等に対する生活支援の強化、②感染拡大防止対策及び母子保健対策の強化、③医療・福祉・介護等のサービス提供体制の確保対策の強化、④生活者・勤労者の仕事と生活の両立支援の強化、⑤高齢者・生活困窮者などに対する相談支援の周知、⑥感染症拡大に伴うハラスメント等の防止が要請している。

これらの施策は、日本国内のサプライチェーンにおける中小企業や労働者も対象とするものである。

3 中同協の政府に対する緊急要望・提言

中同協は、3月31日、中小企業の倒産・廃業を避けるために新型コロナウイルスに関する第2次緊急要望・提言を発表した³⁵。

(1) 緊急対策

緊急対策として、①中小企業をつぶさない強い覚悟と決意を、②徹底した資金繰りの支援を、③返済不要の給付金の支給を、④公正な取引条件の確保、現金支払いの徹底、⑤雇用調整助成金の抜本的な拡充、⑥社会保険料や税金の減免、⑦学校や公共施設の休業などによる突然の取引停止状態となった中小企業への補償、⑧衛生用品の市場への流通確保、⑨働く親の子育て支援～安心して働ける環境の整備を、⑩正確な情報開示や基準等の明示による不安の払しょく、⑪中小企業の声を緊急施策に反映することという11の項目を要請している。

特に、サプライチェーンに関しては、④公正な取引条件の確保、現金支払いの徹底が関係しているところ、同項目では、新型コロナウイルス感染症の影響など、やむを得ない理由により納品の遅れなどが生じた中小企業に対して、親事業者が損害賠償請求を行うなどの優越的地位の濫用を行わないよう、ガイドラインを整備すること。大手企業の下請代金支払いを手形ではなく現金とすることを徹底することを要請している。

³⁴ <https://www.jtuc-rengo.or.jp/activity/kizuna/covid19/>

³⁵ <https://www.doyu.jp//policy/seisaku/doc/20200330kinkyuyoubou.pdf>

(2) 経済対策、今後の対策

経済対策としては、①国や地方自治体の地元中小企業への発注の増大、②消費税の減税・インボイスの導入見送り、③国民の健康と安全を保護する体制の強化・拡充を要請している。

サプライチェーンに関しては、①国や地方自治体の地元中小企業への発注の増大が関係するところ、地域経済・社会の担い手である中小企業を守るため、国や地方自治体は地元中小企業への発注を大幅に増加させることを提言している。

4 経済産業省の下請事業者との取引に関する親事業者に対する要請

経済産業省は、3月10日、新型コロナウイルス感染拡大の日本国内においてもサプライチェーン等への影響が既に顕在化していることを踏まえ、その影響を受けやすい下請等中小企業との取引において、納期遅れの対応や迅速・柔軟な支払いなど、一層の配慮を講じるように、関係団体（1,142団体）を通じ、親事業者に要請した³⁶。

要請の内容は以下の通りである。

• 納期遅れへの対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、下請事業者が物資不足及び人手不足等に起因して納期に遅れる恐れがあることに留意し、十分な協議の上、顧客を含めた関係者の理解を得て、下請事業者に損失補填を求めることなく、納期について柔軟な対応を行うとともに、取引を継続的に実施するよう努めること。

• 適正なコスト負担

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響によって、原材料価格等の高騰及び短納期による残業や休日出勤の発生等によるコスト増を踏まえ、下請事業者に対し、下請代金の支払いに当たって追加コストの負担を行うこと。

• 迅速・柔軟な支払いの実施

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の影響による受注減等を受けて下請事業者の資金繰りが苦しい状況にあることを踏まえ、既定の支払条件にかかわらず支払期日・支払方法について改めて協議し、速やかな支払いや前金払等の柔軟な支払いに努めること。

• 発注の取消・変更への対応

親事業者においては、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下請事業者に対し、発注の取消、または数量、仕様等の変更を行う場合には、十分な協議を行い、下請事業者に損失を与えることとならないよう、仕掛品代金の支払いを行うなど最大限の配慮を行うこと。

³⁶ 経済産業省「新型コロナウイルス感染症により影響を受けている下請事業者との取引について、一層の配慮を親事業者に要請します」2020年3月10日

(<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310003/20200310003.html>)

5 経団連の政府に対する緊急提言

経団連は、3月30日、「新型コロナウイルス対策に関する緊急提言」を発表した³⁷。

政府に対する具体的措置要望として、①当面の危機対策、②終息後の潜在成長率に回帰するための施策展開、③Society 5.0 の実現に向けた未来社会への投資に関して、様々な施策を提言している。

また、経済界の取り組みとして、雇用を守り、柔軟な働き方を拡げるための企業の取組のあり方を提言している。その中で、サプライチェーンに関する取組として、「経団連企業行動憲章を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受ける下請事業者等との取引の適正化を行うよう努める」ことも推奨している。

第4 企業における留意点・工夫

以上の国内外の影響や対応状況を前提に、企業において、サプライチェーンを通じた人権への負の影響を緩和し、責任ある企業行動を果たすために、以下のような留意点や工夫が考えられる。

1 新型コロナウイルス感染拡大の影響を、自社のサプライチェーンの労働者への影響を含めて、評価し、開示する

まず、最初のステップとして、コロナウイルス感染拡大が、自社のサプライチェーンを含む労働者などのステークホルダーの人権にどのような影響が生じ得るのかについて、第1に記載した国内外における影響の内容をふまえつつ、確認することが重要である。

影響評価に当たっては、第2の1で紹介したOECDの「責任ある企業行動のためのOECDデュー・ディリジェンス・ガイダンス」や政策ノートで記載されたポイントをふまえることが適切である。第2の4～6で紹介した簡易迅速な人権DDツールを活用も有益である。

特に影響を受けるリスクの高いサプライヤーに関しては、サプライヤー企業においてどのような労働者を保護するための取組がなされているかを確認することが重要である。また、当該サプライヤーの国・地域の政府が、どのような労働者保護措置を行っていることを確認することも重要であるところ、第1の3で紹介した通り、ILO・OECD・FLAは各国の労働者保護措置の内容を集約・整理しており、これらを参考とすることも有益である。

2 移民労働者など脆弱な立場に置かれている立場のステークホルダーへの影響を特に考慮する

本レポートの第2章以下で説明するとおり、移民労働者、子ども・女性・障がい者などの脆弱な立場に置かれている人々は、特に新型コロナウイルス感染拡大により深刻な影響を受ける危険性が高い。

そのため、自社のサプライチェーンを通じた影響の評価・対処にあたっても、これらの

³⁷ <https://www.keidanren.or.jp/policy/2020/031.html>

人々が労働者やその家族として存在する場合、第2章以下の記載も参考としながら、特に慎重に対応を行うことが期待される。

3 サプライヤーや労働者と可能限りコミュニケーションを図りながら影響緩和のための方法を模索する

サプライチェーンにおいて、労働者等に解雇・休業・安全衛生の悪化など深刻な影響が発生している又はその危険性がある場合、十分な情報提供をしつつサプライヤーとコミュニケーションを図りながら、その緩和のための方法を可能な範囲で模索することが期待される。サプライヤーのみでは対応できない問題に関しては、政府に対して、労働者保護措置を要請することに協力することも考えられる。第2の2・3で紹介したFLAやFair Wear Foundationのサプライチェーンに関するガイダンスは、影響緩和のための様々な選択肢を提示しており、参考となる。

第3の4で紹介した経済産業省が要請している下請事業者への配慮（納期遅れの対応、適切なコスト負担、迅速・柔軟な支払いの実施、発注の取消・変更への対応）は、国内のサプライヤーとのみならず海外のサプライヤーとの関係でも、サプライチェーンへの影響を緩和する観点から、検討することが有益である。第2の2・3で紹介したFLAやFair Wear Foundationのガイダンスでも、経済産業省の要請事項と同様、仕掛品の注文代金を支払うことが影響緩和のために推奨されている。第2の7で紹介した通り、一部の企業は既にこれにコミットしている。

サプライチェーンを通じた労働者又は労働者を代表・支援する労働組合などの団体とも、緊急時である状況のため制約はあるものの、可能な限りコミュニケーションを図り、その意見を聴取することが重要である。

4 サプライチェーンを通じて労働者などのステークホルダーからの問題提起・苦情に適切に対応する

新型コロナウイルス感染拡大下で、サプライチェーンを通じて労働者等に解雇・休業・安全衛生の悪化など深刻な影響が生じる危険性があるがゆえに、労働者等の企業に対する問題提起・苦情も増加することが予想される。影響の評価・緩和のために情報を収集すること、労働者等に救済へのアクセスを確保すること双方の観点から、企業は、苦情を適切に処理するための苦情処理メカニズムを強化することが有益である。

この点、グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン及びビジネスと人権ロイヤーズネットワークを幹事協力団体として、企業・投資家・市民社会・法律家・国際機関などのマルチステークホルダー関係者から構成される「責任ある企業行動及びサプライチェーン研究会」は、ILO・OECDからも助言・支援を得ながら、苦情処理メカニズム強化のための指針として、「対話救済ガイドライン」を策定している³⁸。現在の危機対応時において迅速

³⁸ ガイドラインの各文書は、<https://www.bhrlawyers.org/erguidelines> に掲載。

に対応するためには、まず、苦情処理メカニズムを強化のための10の基本的行動を整理した「対話救済基本アクション」を参照することが有益である。

5 投資家において、日本企業に対し、サプライチェーンを通じた対応に関して、明確なメッセージを出す

日本企業が、新型コロナウイルス感染拡大下で経済的な不安定性に直面する中においても、サプライチェーンを通じた影響に対処し、責任ある企業行動を果たしていくためには、機関投資家からもその行動に関して支持・賛同を得ることが効果的である。第3の8で紹介した通り、海外では、機関投資家が、新型コロナウイルス感染拡大を通じた労働者への影響を緩和するための行動をとることに関して、声明を公表している。企業が、現在の危機にあってサプライヤーに対する影響緩和に努めることは、新型コロナウイルス感染の収束後を見据え、サプライチェーンを維持・再構築することにもつながり、企業の回復力を高めていく観点からも有益である。日本においても、機関投資家が、企業に対し、サプライチェーンを通じた責任ある企業行動の推進に関して、明確なメッセージを出すことが期待される。

第2章 移民労働者

第1 移民労働者への影響

1 日本国内における影響

移民労働者の送出し国を含む世界各国での出入国の制限により、移民労働者（外国人労働者）に影響が生じている。上陸拒否の措置により、来日もしくは帰国する予定であった技能実習生含む外国人労働者の多くが、また入国許可を得て一時出国した外国籍労働者も、永住者及びその配偶者や定住者といった特段の事情を除き、日本への入国ができない状態と陥っていると考えられる。これらの影響は、留学生にも及んでいる。外国人労働者の受入事業者にとっても働き手を失うことになり、当該事業者の他の労働者の負担の増加につながっていると考えられる。

- 法務省：「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否について」（20年4月3日）³⁹
- NHK：「農業分野の外国人実習生 約1700人来日見通し立たず 新型コロナ」（20年4月7日）⁴⁰
- 日経：「コロナで実習生来ない、農水産業に労働力不足」（20年3月26日）⁴¹

他方で、技能実習生の解雇や休業手当の不支給、留学生の内定取消といった事態も報告されている。外国人には失業保険や生活保護といったセーフティネットへのアクセスもハードルが高く、ビザの要件として副業も認められていない場合が多いため、困窮状態に陥る労働者がさらに増加する可能性がある。

- 共同：「技能実習生17人を突然解雇「不当で無効」と労組、北海道」（3月30日）⁴²
- Yahoo!ニュース（NPO法人POSSE代表今野晴貴）：「コロナ禍で「使い捨て」の外国人雇用保険も副業も、生活保護もダメ」（4月13日）⁴³
- Yahoo!ニュース（巣内尚子）：「アルバイト減少」「内定取り消しの可能性」留学生から悲鳴 日本経済支える外国人と30万人計画のひずみ」（4月11日）⁴⁴
- Yahoo!ニュース/西日本新聞：「貯金あと1カ月」苦境の外国人留学生…バイト先休業、帰国もできず（4月20日）⁴⁵

³⁹ <http://www.moj.go.jp/content/001318288.pdf>

⁴⁰ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200407/k10012372321000.html>

⁴¹ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57221090V20C20A3L41000/>

⁴² <https://this.kiji.is/617290128542434401>

⁴³ <https://news.yahoo.co.jp/byline/konnoharuki/20200413-00173041/>

⁴⁴ <https://news.yahoo.co.jp/byline/sunainaoko/20200411-00172498/>

⁴⁵ <https://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20200420-00010009-nishinpc-soci>

2 海外における影響

以下では、各国の労働者への影響について報告する。

国・地域	移民労働者への影響
欧州	EU 基本権機関 (FRA) : 移民労働者を含む脆弱層の収入低下、収容施設等での感染危機、嫌悪的言動など (Coronavirus pandemic in the EU – Fundamental Rights Implications Bulletin #1, 20 年 4 月) ⁴⁶
湾岸地域	湾岸諸国の外国人労働者 失職、自宅待機、差別懸念（東京新聞、4 月 11 日） ⁴⁷ “Coronavirus Leaves Foreign Workers in the Gulf Stranded, Unemployed and Forgotten, advocates warn” (Newsweek, 4 月 9 日) ⁴⁸ “World Cup & Expo 2020 Construction: COVID-19 & Risks to Migrant Workers in Qatar & the UAE” (Business and Human Rights Resource Centre) ⁴⁹
タイ	“COVID-19 Impact on Migrant Workers in Thailand” (International Labor Rights Forum, 3 月 27 日) ⁵⁰
シンガポール	“COVID-19: Battling fear and boredom, migrant workers grapple with isolation in dormitories” (Channel News Asia, 4 月 13 日) ⁵¹
全体	“Covid-19: The situation for migrant workers is worsening” (International Observatory Human Rights, 20 年 4 月 6 日) ⁵² “Five Ways COVID-19 Is Changing Global Migration” (Erol Yayboke, Center for Strategic & International Studies) ⁵³

第 2 海外における取組・対応

1 国際機関における取組

⁴⁶ https://fra.europa.eu/sites/default/files/fra_uploads/fra-2020-coronavirus-pandemic-eu-bulletin-1_en.pdf

⁴⁷ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/world/list/202004/CK2020041102000174.html>

⁴⁸ https://www.newsweek.com/coronavirus-leaves-foreign-workers-gulf-stranded-unemployed-forgotten-advocates-warn-1497079?amp=1&_twitter_impression=true

⁴⁹ <https://www.business-humanrights.org/en/world-cup-expo-2020-construction-covid-19-risks-to-migrant-workers-in-qatar-the-uae>

⁵⁰ <https://laborrights.org/blog/202003/covid-19-impact-migrant-workers-thailand>

⁵¹ <https://www.channelnewsasia.com/news/cnainsider/fear-boredom-isolation-foreign-workers-dormitories-covid-19-12632262>

⁵² <https://observatoryihr.org/news/covid-19-the-situation-for-migrant-workers-is-worsening/>

⁵³ <https://www.csis.org/analysis/five-ways-covid-19-changing-global-migration>

国際機関では、ILO が関係する国際労働基準に従ってどのように移民労働者を保護できるかについてガイダンスを提供している（ILO “ILO Standards and COVID-19 FAQ - Key provisions of international labour standards relevant to the evolving COVID-19 outbreak”, 3月27日）⁵⁴。ここでは、労働基本権や適切な労働条件、安全衛生の確保とともに、移民労働者の健康の確保、正確な情報提供、労働安全衛生に関する理解可能な指示、社会保障の提供、不当な送還の抑止などが記載されている。

また、IOM はビジネス向け COVID-19 と移民労働者に関するガイダンス（IOM “Guidance for Employers and Businesses on Protection of Migrant Workers During the COVID-19 Crisis”, 4月7日）⁵⁵を発行し、移民労働者に対する平等待遇、労働安全衛生確保、ジェンダーに配慮した措置など人権尊重を求めている。

OHCHR は、COVID-19 の移住者の人権への影響に関するガイダンスを発行し（“COVID-19 AND THE HUMAN RIGHTS OF MIGRANTS: GUIDANCE”, 4月7日）⁵⁶、移民労働者とその家族に対する社会的保護の方策が採られるべきとしている。

2 国レベルの取組

このほか、移民労働者に対して助成金やセーフティネットを提供する国がある。また、国内の労働需要に合わせて、移民労働者を特別に入国させるという措置も見られる。

- アイルランド：正規及び非正規の移民労働者に対する失業手当（IOM, 4月4日）⁵⁷
- ドイツ：「申請 2 日後に 60 万円も フリーや芸術家支援 ドイツ」（外国籍納税者も対象）（朝日, 4月5日）⁵⁸
- ドイツ：ルーマニアとポーランドからの外国人労働者について、収穫の作業のための入国につきロックダウンから除外（BBC “Coronavirus: Five ways the outbreak is hitting global food industry”, 4月13日）⁵⁹
- イギリス及びウェールズ：ビジネス向けサプライチェーンに関するツールキット；サプライチェーンの優先度合いを決定する際に、移民労働者を含む脆弱な立場にある労働者への影響を考慮すべきとする（Toolkit: Helping suppliers and their workers through COVID-19 (Business in the Community, England and Wales)）⁶⁰

⁵⁴ https://www.ilo.org/global/standards/WCMS_739937/lang--en/index.htm

⁵⁵ <https://www.iom.int/news/iom-releases-guidance-employers-and-businesses-protection-migrant-workers-during-covid-19>

⁵⁶ https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/OHCHRGuidanceCOVID-19_Migrants.pdf

⁵⁷ https://www.youtube.com/watch?v=NROg9_YEkRY

⁵⁸ <https://www.asahi.com/articles/ASN455485N43UHBI02F.html>

⁵⁹ <https://www.bbc.com/news/world-52267943>

⁶⁰ <https://www.bitc.org.uk/wp-content/uploads/2020/04/bitc-toolkit-covid19-helpingsupplychains-april2020.pdf>

第3 日本国における対応・取組

日本国内では、外国人労働者及び留学生のうち帰国困難者に対する滞在期間の延長のほか、休業手当や奨学金に関する政府支援が見られる。

- 出入国在留管理庁：「**帰国困難者に対する在留諸申請及び在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて**」（2020年2月28日）
 - 帰国困難者のうち技能実習生について、継続就労希望がある場合は「特定活動（3カ月・就労可）」、就労希望がない場合は「短期滞在（90日）」への在留資格変更を許可（事情に応じて更新可）⁶¹
 - 在留カードの期限後の更新対応⁶²
- 出入国在留管理庁：「**新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について**」（20年2月28日）⁶³
 - 教育を受ける活動及び就職活動を行う留学生について在留期間の更新
- 厚生労働省：「**外国人の皆さんへ（新型コロナウイルス感染症に関する情報）**」⁶⁴
 - 多言語での情報提供
- 厚生労働省：「**新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大について**」（20年4月10日閲覧）⁶⁵
 - 経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度：外国人労働者も対象
- 文部科学省：「**日本人留学生及び外国人留学生に関する新型コロナウイルスに関連した感染症への対応について（依頼）**」（3月16日）⁶⁶
 - 奨学金支給の弾力化、履修登録等の修学上の配慮
- 都道府県社会福祉協議会：「**生活福祉資金貸付制度**」⁶⁷

また、農業やマスク製造などにおいて不足した労働力を一時的に調整する努力も見られる。なお、このような場合も、異なる業種で働く労働者の安全衛生や技能開発に関する配慮がおざなりにならないように注意することが期待される。

- TBSニュース「**新型コロナで技能実習生不足、農相「時給に500円程度上乗せ」**

⁶¹ <http://www.moj.go.jp/content/001315948.pdf>

⁶² <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/pdf/200319-ja-documents.pdf>

⁶³ <http://www.moj.go.jp/content/001318472.pdf>

⁶⁴

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page1_00001.html

⁶⁵ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10551.html

⁶⁶ https://www.mext.go.jp/content/20200214_mxt_gakushi02_000004520_0001.pdf

⁶⁷

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaiyo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

(4月14日) ⁶⁸

- 農業協同組合新聞：「江藤農相は4月9日時点で農林水産関係の外国人技能実習生が2200人不足しているとして、今後、観光業や建設業などからも農業で働いてもらう労働力支援事業を活用していく考えを示した。」(4月16日) ⁶⁹
- NHK：「マスク増産へ 外国人技能実習生の従事を特例で認める 厚労省」(4月15日) ⁷⁰

第4 企業における留意点・工夫

企業においては、業種・業態にかかわらず、外国人労働者（留学生によるアルバイト等も含む）がサプライチェーンを含む自社事業にかかわって働いているか、その家族も含め新型コロナウイルスの影響を受けているか、安全衛生や生活の糧は確保されているか、その他自社事業がこうした人々の人権への負の影響に関与していないかなどについてデューディリジエンスを行うことが重要である。特に、原材料の採取現場、製品の製造現場、建設現場、ロジスティクスの現場、販売の店頭など、中小零細事業者または個人事業主のもとで働く外国人については、給与、安全衛生、社会保障などの点で脆弱な状況に置かれているケースがあり、注意が必要である。自社はもちろんのこと、サプライヤー、ライセンシー、フランチャイジー、委託先などにも協力を求め、外国人労働者に負の影響が及んでいないかについて、及んでいた場合にはその対応を協議することが重要である。業界団体を含む使用者団体、労働組合やNGOも外国人労働者の状況について情報を有している場合があるので、対話の相手方として有益な場合がある。

外国人労働者の収入が途絶えてしまっている場合には、法律に従い休業補償が必要になる場合にはこれを支払うほか、生活支援などニーズに応じた支援を検討することが望まれる。具体的措置を検討するにあたっては、処遇に差別的取り扱いがないように、ILOの中核的労働基準である第100号条約（同一報酬）及び111号条約（差別待遇（雇用及び職業））も参照しながら決定することが望まれる。そのほか、言語の壁により医療や行政情報にアクセスすることが困難なケースも想定されるため、健康相談や医療機関受診の補助、また行政の生活支援や相談窓口について紹介することも有用である。労働組合やNGOでも支援を行っているので、それらの紹介も検討することが考えられる。

政府や地方自治体からの要請のほか、上記のILOやIOMが発出しているガイダンスも参照しながら、外国人労働者の雇用をできるだけ維持し、健康確保、安全衛生確保、正確な情報提供、社会保障システムへの誘導、日本人との平等確保、またこれらの措置の中でのジェンダーへの配慮に努めることが重要といえる。現在、日本で働く外国人労働者の中には、祖国への移動の自由も制限され、家族と会えず、ビザの要件からほかに仕事を見つ

⁶⁸ https://news.tbs.co.jp/newseye/tbs_newseye3955993.html

⁶⁹ <https://www.jacom.or.jp/nousei/news/2020/04/200416-41269.php>

⁷⁰ <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200415/k10012387371000.html>

けることも困難で、医療や社会保障など生活に必要な資源にアクセスすることも困難という状況に陥っている方も多い。その状況に配慮し、できる限り声やニーズを聞くことが期待されている。

第3章 非正規雇用・ギグワーカー・インフォーマル労働者

第1 非正規雇用・ギグワーカー・インフォーマル労働者への影響

1 日本国内における影響

日本における非正規率は2019年で約38%であり、その3分の2を女性が占める（総務省統計局、労働力調査）⁷¹。また、自身で本業として事業等を営んでおり、雇われない働き方（個人業務請負、フリーランス、クラウドワーカー、内職など）をしている人は約120万人に及ぶ（JILPT、雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等）。⁷²

非正規雇用は、一般に有期労働契約（パートタイマー、アルバイトなど）や派遣労働者など、正規雇用以外の雇用を指す。ギグワーカーは、一般にオンラインを通じて発注される仕事に単独事業者として従事する人々を指し、プラットフォームワーカーと呼ばれることもある。日本では、フリーランスなども含めその独自の保護の必要性に着目して上記の通り「雇用類似の働き方」として議論されている。インフォーマルワーカーとは、一般に公的に認知・規制されていない経済や事業者のもとで働く労働者を指し、税や社会保障の枠組みから漏れることで社会的保護が十分に及んでいないことが多い。本稿では、このような保護を必要とする非正規、ギグワーカー、インフォーマルワーカーといった労働者を非標準的雇用労働者として総称する。

新型コロナウイルスは、正規雇用と比べて一般的に賃金または報酬が低く、社会保障も万全でない非標準的雇用労働者に深刻な影響を及ぼし、生活困窮に陥る人々の増加や、感染に怯えながらも働くを得ない状況を生み出している。

- 日経：新型コロナで非正規の相談増 無給で休業、有休を強要（3月21日）⁷³
- 日経：新型コロナで失業、派遣社員の16% デイップ調査（4月14日）⁷⁴
- 西日本新聞：「仕事ない、家賃が…」非正規やフリーランス切実 緊急事態宣言1週間（4月15日）⁷⁵
- 東京新聞：非正規窮状、声上げる 休業手当 組合で勝ち取る（4月23日）⁷⁶
- Yahoo! ニュース/現代ビジネス：「路上生活するしかない」コロナで困窮シングルマザーたちの「悲痛な声」（4月18日）⁷⁷
- Bloomberg：新型コロナが夜の繁華街を直撃、追い込まれる接待業の女性たち（4月18日）⁷⁸

⁷¹ <https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/ft/index.html>

⁷² <https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000501194.pdf>

⁷³ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO57074110R20C20A3CZ8000/>

⁷⁴ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO58038980U0A410C2000000/>

⁷⁵ <https://www.nishinippon.co.jp/item/n/600616/>

⁷⁶ <https://www.tokyo-np.co.jp/article/economics/list/202004/CK2020042302000130.html>

⁷⁷ <https://headlines.yahoo.co.jp/article?a=20200418-00071964-gendaibiz-life>

⁷⁸ <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2020-04-17/Q8T2XJT1UM0Y01>

- IT メディアビジネス ONLINE : ネカフェ難民「家を失う」 都内 1 日 4000 人 (4 月 13 日)⁷⁹
- 時事ドットコムニュース : 感染拡大、ホームレス苦境 炊き出し、空き缶減少—ネットカフェ休業も懸念 (4 月 9 日)⁸⁰

2 海外における影響

以下では、各国の非正規、ギグワーカー、インフォーマル労働者への影響について報告する。

国・地域	労働者への影響
欧州	政府の支援が及ばないと思い込み、リスクの高い食品配送サービスを継続するギグワーカー。“COVID-19, inequality, and gig economy workers” (VOX, 4 月 1 日) ⁸¹
アメリカ	失業保険や疾病休暇もなく、企業からの補償金があっても仕事を継続せざるを得ないドライバーたち。“The Covid-19 Pandemic Aggravates Disputes Around Gig Work - Workers want more compensation and better protection against illness from companies that don't consider them employees.” (WIRED, 3 月 30 日) ⁸² 配達員（ギグワーカー）による、基礎的な安全器具や危険手当を求めたスト。“Nationwide strike for gig workers delivering groceries” (POLITICO, 3 月 30 日) ⁸³
ラテンアメリカ	露天商、配達員、リサイクルなどのインフォーマルワーカーが、その日暮らしで社会保障もなく、感染のリスクにさらされながらも働くを得ない状況。“I Can't Stop': In Vast Informal Economy, Pandemic Adds to Pressure - Many workers in Latin America labor without protections, surviving day to day, making them especially vulnerable to the coronavirus.” (NY Times , 3 月 30 日) ⁸⁴

⁷⁹ <https://www.itmedia.co.jp/business/articles/2004/13/news044.html>

⁸⁰ <https://www.jiji.com/jc/article?k=2020040900685&g=soc>

⁸¹ <https://voxeu.org/article/covid-19-inequality-and-gig-economy-workers>

⁸² <https://www.wired.com/story/covid-19-pandemic-aggravates-disputes-gig-work/>

⁸³ <https://www.politico.com/newsletters/morning-tech/2020/03/30/nationwide-strike-for-gig-workers-delivering-groceries-786473>

⁸⁴ <https://www.nytimes.com/2020/03/30/world/americas/coronavirus-latin-america.html>

インド	<p>4億人を超えるインフォーマル労働者が更なる貧困に陥る-ILO レポート。“Coronavirus crisis: 40 cr informal sector workers in India will become poorer, says ILO - Almost 90 per cent of people in India work in the informal economy and about 400 million workers in the informal economy are at risk of falling deeper into poverty during the crisis” (Business Today, 4月7日) ⁸⁵</p> <p>ロックダウン、職を失い、公共交通機関も使えず徒歩で家族と食糧配給を受けながら移動。“Coronavirus: India's bailout may not be enough to save economy” (BBC, 4月3日) ⁸⁶</p>
アジア	<p>ロックダウンとなっても働く以外の手段がないリクシャーの運転手たち。“Asia's workers can't afford to stay at home” (The Economist, 4月16日)⁸⁷</p>
全体	<p>新型コロナウイルスが何千万人のインフォーマル労働者に影響。“COVID-19 is already affecting tens of millions of informal workers.” (ILO Monitor 2nd Edition: COVID-19 and the world of work, 4月7日) ⁸⁸</p> <p>医療サービス、疾病給付、失業給付といった社会保障が脆弱な労働者に提供されていない。“COVID-19: Social protection systems failing vulnerable groups - Governments must use the momentum created by the COVID-19 pandemic to make rapid progress toward collectively financed, comprehensive, and permanent social-protection systems.” (ILO, 3月25日) ⁸⁹</p> <p>新型コロナウイルスが既に存在した不平等をさらに深刻なものに…最も支援を必要とする労働者や企業に支援を。“COVID-19 cruelly highlights inequalities and threatens to</p>

⁸⁵ <https://www.businesstoday.in/current/economy-politics/coronavirus-crisis-40-cr-informal-sector-workers-in-india-will-become-poorer-says-ilo/story/400413.html>

⁸⁶ <https://www.bbc.com/news/world-asia-india-52117704>

⁸⁷ <https://www.economist.com/asia/2020/04/16/asias-workers-cant-afford-to-stay-at-home>

⁸⁸ https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---decomm/documents/briefingnote/wcms_740877.pdf

⁸⁹ https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_739678/lang--en/index.htm

	<p>deepen them – The COVID-19 pandemic is exacerbating already existing inequalities – from catching the virus, to staying alive, to coping with its dramatic economic consequences. Policy responses must ensure that support reaches the workers and enterprises who need it most.” (ILO, 3月30日) ⁹⁰</p> <p>世界各国でギグワーカーが社会的保護を受けられていない。“COVID-19 highlights lack of social protections for gig economy workers” (Business and Human Rights Resource Centre) ⁹¹</p> <p>ロックダウンにより、移民の漁師が海上で留め置かれている状況。“Migrant fish workers stranded during COVID-19 lockdown, need more government support” (The Caravan, 4月4日)⁹²</p>
--	--

第2 海外における取組・対応

1 国際機関における取組

ILOは、最新のレポートにおいて、インフォーマル経済における労働者を保護するための政府の即時の施策を求めている。施策には、金銭的支援のほか、医療用器具製造のための代替雇用の創出、食料や日用品の提供、意見代表の仕組みなどが含まれる。

また、社会的保護のための国際機関間協力の枠組み（Social Protection Interagency Corporation Board (SPIAC-B)）は、危機対応のためすべての人に医療サービス、安全確保のための措置や収入保障を提供することに加え、インフォーマル労働者を含む特に脆弱な集団に対して優先的に社会的保護を提供すること、またそれにあたって市民社会や労働組合、使用者団体と効果的に協力することが重要とされている。

- ILO Monitor 2nd Edition: COVID-19 and the world of work (4月7日) ⁹³
 - “Immediate support for most-affected sectors and population groups, particularly for enterprises and workers operating in the informal economy.

⁹⁰ https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_740101/lang--en/index.htm

⁹¹ <https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-highlights-lack-of-social-protections-for-gig-economy-workers>

⁹² <https://caravanmagazine.in/health/migrant-fish-workers-stranded-during-covid-lockdown>

⁹³ https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---dgreports/---decomm/documents/briefingnote/wcms_740877.pdf

Specific and targeted measures are needed in countries with high levels of informality, including cash transfers to support those who are most affected by the lockdown and repurposing production to provide alternative employment (e.g. for PPE kits). This needs to be supplemented by efforts to ensure adequate supply of food and other essentials. Local, community-based initiatives can work quickly and cater for specific needs, and should include representative organizations of those in the informal economy.”

- Social Protection Interagency Corporation Board (SPIAC-B): “A Joint Statement on the Role of Social Protection in Responding to the COVID-19 Pandemic”

2 国レベルの取組

国レベルの取組としては、失業保険、傷病手当、収入補助などの社会的保護を、正規労働者のみでなく派遣労働者、ギグワーカー、自営業者などにも拡大して適用支給する例がみられる。

- アメリカ：失業保険制度の強化、NPOによる情報提供
 - 「従来適用対象でない自営業者やギグワーカーも暫定的に給付の適用拡大が可能に（州ごとに異なる取り扱い）」（JILPT：新型コロナ対策に関する諸外国の動向、4月13日）⁹⁴（米国労働省）⁹⁵
 - NPOがギグワーカー向けに支援情報を提供（Gig Workers Collective）⁹⁶
- ドイツ：
 - 「操業短縮手当の要件緩和-派遣労働者にも適用拡大」
 - 「芸術家向け社会保険料の減免などの措置」
 (JILPT：新型コロナ対策に関する諸外国の動向、4月13日)⁹⁷
- イギリス：
 - 「感染等による休業で、法定傷病手当の適用対象外となる自営業者や低賃金層については、適用可能な社会保障給付を迅速に支給」
 - 「事業に支障が生じた自営業者を主業とする者（自営業からの収入が50%超）を対象に、月当たり平均収入の80%までを補助（月2500ポンドまで、収入が月5万ポンド以上の者は対象外）」
 (JILPT：新型コロナ対策に関する諸外国の動向、4月13日)⁹⁸（英国財務省）⁹⁹

⁹⁴ https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2020/document/focus2020_covid-19.pdf

⁹⁵ <https://www.dol.gov/coronavirus>

⁹⁶ <https://www.gigworkerscollective.org/covid-19-resources>

⁹⁷ https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2020/document/focus2020_covid-19.pdf

⁹⁸ https://www.jil.go.jp/foreign/labor_system/2020/document/focus2020_covid-19.pdf

⁹⁹ <https://www.gov.uk/government/publications/budget-2020-documents/budget-2020>

(英国歳入関税庁) ¹⁰⁰

また、企業による、自宅待機のギグワーカーへの支援金の給付や食糧配給などの事例も見られる。

- インド：日稼ぎ労働者への食糧配給
“Feed the Daily Wager” (Zomato, 3月24日) ¹⁰¹
- イギリス：個人事業主の配達員に支援金（労働組合の注意受け）
“Delivery firm Hermes to pay gig workers if they must self-isolate - Company announces £1m support fund after coronavirus warning from trade unions” (The Guardian, 3月6日) ¹⁰²

第3 日本国内における対応・取組

日本国内では、政府の措置として、個人事業主向けの融資、給付金、ベビーシッター料の補助等が行われており、また雇用調整助成金など事業者向け支援を通じて雇用の維持を促す政策が採られている。その他、地方自治体も独自に事業者向けに補助金、助成金、融資を行っているほか、個人向けにも給付金、住宅提供、家賃補助等を行っている。

- 経済産業省「資金繰り支援」「持続化給付金」(4月8日)
 - 実質無利子・無担保、最大5年間元本据え置きの融資制度、給付金（個人事業主等上限100万円）¹⁰³
- 厚生労働省「小学校休業等対応支援金」
 - 委託を受けて個人で仕事をする保護者への学校休業等に伴う支援金（1日4,100円）¹⁰⁴
- 厚生労働省「雇用調整助成金」「新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大」¹⁰⁵
 - 雇用保険被保険者でない労働者（短時間労働者など）の休業も助成金の対象に含める
- 内閣府「ベビーシッター派遣事業の特例措置」(4月7日)¹⁰⁶
 - ベビーシッター利用料補助、個人就業者にも拡大

¹⁰⁰ <https://www.gov.uk/guidance/claim-a-grant-through-the-coronavirus-covid-19-self-employment-income-support-scheme>

¹⁰¹ <https://www.zomato.com/blog/feed-daily-wager>

¹⁰² <https://www.theguardian.com/world/2020/mar/06/delivery-firm-hermes-gig-workers-self-isolate-coronavirus>

¹⁰³ <https://www.meti.go.jp/press/2020/04/20200408002/20200408002.html>

¹⁰⁴ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

¹⁰⁵ <https://www.mhlw.go.jp/content/000615395.pdf>

¹⁰⁶ <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/pdf/b-shien/200407.pdf>

- 都道府県社会福祉協議会：「生活福祉資金貸付制度」¹⁰⁷
- マネーフォワード：事業者向け、個人向け新型コロナウイルス支援情報¹⁰⁸

また、政府は事業者や使用者団体への要請を通じ、非正規、ギグワーカーなどに対する保護を図っている。

- 経済産業省・厚生労働省・公正取引委員会：個人事業主・フリーランスと取引する発注事業者への要請（3月10日）¹⁰⁹
 - 取引上の適切な配慮（取引継続、納期延長等の要請への柔軟な対応等）を発注事業者に要請
- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に係る有期契約労働者、パートタイム労働者及び派遣労働者の方々並びに新卒の内定者等の雇用維持等に対する配慮に関する要請書（3月27日）¹¹⁰

さらに、企業においても、収入が減少しているアルバイトに手当を支払うなどの支援策を行う動きがみられる。

- 「東京ディズニーリゾート休園中のキャストに一定の収入を保証 OLC、3～5月の「勤務解消手当」を増額支給」（ねとらぼ、4月18日）¹¹¹

第4 企業における留意点・工夫

移民労働者について第2章で記載したのと同様、非標準的雇用労働者も正規労働者と比較して一般的に脆弱性を有している場合がある。日本のビジネスにおいては、大多数の事業者が非正規や個人事業主などのギグワーカーと少なからず関わり合いを有していると思われる。非標準的雇用労働者とその家族が生活困窮に陥っていないか、身を危険にさらしながら仕事を継続せざるを得ない状況になっていないか、その他サプライチェーンを含め自社事業がそうした人々の人権への負の影響に関与していないかなどについてデューディリジェンスを行うことが望まれる。自社はもちろんのこと、サプライヤー、ライセンシー、フランチャイジー、委託先などにも協力を求め、非標準的雇用労働者に負の影響が及んでいないかについて、及んでいた場合にはその対応を協議することが重要である。業界団体を含む使用者団体、労働組合やNGOも非標準的雇用労働者の状況について情報を有している場合があるので、対話の相手方として有益な場合がある。

¹⁰⁷

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

¹⁰⁸ <https://covid19.moneyforward.com/>

¹⁰⁹ <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html>

¹¹⁰ <https://www.mhlw.go.jp/content/11602000/000614053.pdf>

¹¹¹ https://news.line.me/articles/oa_rp17287/289579181a8b

特に、オンラインを通じて発注される仕事に単独事業者として従事するギグワーカーやフリーランスとその家族は、社会保障による保護が正規労働者よりも弱いため、仕事を失う場合は直ちに生活困窮に陥る可能性がある（シングルマザーなど）ほか、逆に仕事があれば多少危険な作業であっても生活のために受注せざるを得ない状況が見受けられる。安全衛生の確保のほか、生活支援などニーズに応じた支援を検討することが望まれる。具体的措置を検討するにあたっては、処遇に正規労働者との間または男女間の差別的取り扱いがないように、ILO の中核的労働基準である第 100 号条約（同一報酬）及び 111 号条約（差別待遇（雇用及び職業））も参考しながら決定することが望まれる。そのほか、行政、労働組合や NGO の生活支援や相談窓口について紹介することも有用である。

上記の政府からの取引上の適切な配慮の要請（取引継続、納期延長等への柔軟な対応等）や地方自治体からの要請のほか、国外における取組も参考しながら、非標準的雇用労働者の雇用をできるだけ維持し、健康確保、安全衛生確保、正確な情報提供、社会保障システムへの誘導、正規労働者との平等確保、またこれらの措置の中でのジェンダーへの配慮に努めることが重要といえる。

第4章 医療従事者

第1 COVID-19 が医療従事者にもたらす影響

WHOは、2020年4月8日時点の統計として、health care workers の感染が52国で2万2000人を超えたと発表した¹¹²。イタリアでは、4月10日時点で1万5000人以上のhealth care workers が感染し、感染者全体の11%を占めている¹¹³。医療現場での世界的な人材不足についても指摘されている。ILOは、世界におけるhealth worker／保健医療労働者の数の統計を公表し、十分な保健医療労働者の確保とともに、個人防護具(PPE)の確保、労働安全衛生の取り決め、十分な休息期間の確保その他の労働条件は、保健医療労働者が患者と向き合い、COVID-19と闘うために重要であると指摘した¹¹⁴。ILOの統計からは、世界的な傾向として、保健医療労働者のうち70%以上を女性が占めていることも判明する。ILOの「COVID-19と仕事の世界 推計と分析 4月7日更新版」では、「公共スペースで働き続ける人々、特に医療従事者は重大な健康リスク及び経済リスクに晒されている。ヘルスセクターでは、特に女性に不均衡な影響が発生する」と述べている¹¹⁵。

OECDは、ヘルスケア、安全、食品製造などの主要セクターの企業について、この危機により活動が急激に増加することで労働者が安全でない労働環境や時間外労働を余儀なくされ、労働者の心身の健康や家族との生活に影響し得ると指摘している。また、女性は、多くのケースで学校の休業下に子どもの世話をせざるを得ない状況で、ウイルスにさらされる食品小売りやヘルスケアセクターの労働力の大半を占めていることから、とりわけ影響を受けると指摘する¹¹⁶。

¹¹² WHO Situation Report No. 86 dated 11 April 2020.

https://www.who.int/docs/default-source/coronavirus/situation-reports/20200411-sitrep-82-covid-19.pdf?sfvrsn=74a5d15_2

¹¹³ 注1に同じ WHO レポートより。2020年3月19日付け、International Council of Nurses (国際看護師連盟)とItalian Nurses Association (イタリア看護師協会)の共同声明によると、3月19日時点では9%であった。

<https://www.icn.ch/news/high-proportion-healthcare-workers-covid-19-italy-stark-warning-world-protecting-nurses-and>

4月13日付けのNHKニュースでは、「イタリアで、医療従事者およそ1万6000人が感染し、このうち医師100人以上が亡くなったほか、スペインでもこれまでに医療従事者2万5000人が感染」と報道されている。

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200413/k10012383601000.html>

¹¹⁴ ILO “COVID-19: Are there enough health workers?”

<https://ilostat.ilo.org/2020/04/03/covid-19-are-there-enough-health-workers/>

¹¹⁵ 日本語で読むことができる。https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/asia/-/bangkok/-/ilo-tokyo/documents/publication/wcms_741980.pdf

なお、ILO「病院で自宅で労働を強いられる女性保健医療労働者」(英語版)も参照。

https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_741060/lang--ja/index.htm

¹¹⁶ OECD “COVID-19 and Responsible Business Conduct”・3頁。

本章では、以下、「医療従事者」を、COVID-19と闘う医療現場にいるすべての職業に就く者や労働者として、医師、看護師、助産師、保健師、薬剤師、検査技師、放射線技師、救命救急士、看護助手、研修生、介護従事者、医療事務スタッフ、清掃スタッフ、医療廃棄物処理者などを広く含む概念として用いる。WHOは、患者のケアを提供するため最前線で重要な役割を果たす者を Health Care Workers とし、ILOは、医療者、介護者、清掃スタッフ、医療廃棄物処理者などを含み Health Workers としているが、以下では同じく医療従事者と表記する（各組織による日本語訳がある場合にはその表記に従う）。

医療従事者の生命、健康を守るための医療資材の不足は深刻である。厚生労働省は、4月10日付け都道府県等への事務連絡¹¹⁷の中で、使い捨てとされているN95マスクについて、再利用するなどの「例外的取扱いにより効率的な使用を促進する際の留意点等」を取り纏めた。また、4月14日付け事務連絡¹¹⁸では、サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドなどの防護具の再利用の際に留意点等を取り纏め、また長袖ガウンがなくなったときの代替として、カッパなどの使用を認めていた。日本看護協会は、看護職やその他の医療スタッフを感染から守るため、防護関連用具や衛生材料の確保などを国に要望した。

SDGsはその目標3、「すべての人に健康と福祉を」の中で、感染症への対処や、すべての人々が質の高い基礎的な保健サービスにアクセスできることを謳っているが、その担い手となるのが医療従事者である。COVID-19の前線で闘う医療従事者の生命と健康、そのための労働安全衛生を守ることは喫緊の要請である。

実際に、アメリカでは、4月15日、各州の看護師協会等が連携して、医療現場の切実な状況を訴えるための行動を計画した。PPEの医療従事者等全員に対する支給、医療資材の奪い合いではなく連携と共有、法律の要請を満たす人員配置、看護師のトレーニング、子どもの保育体制の整備等を求めていた¹¹⁹。

日本においても、マスクや消毒液などの不足、人手不足に加えて子どもの休校措置により人員配置がひっ迫すること、面会制限による業務負担の増加、長時間労働が続き、休息を取る時間がない、医療従事者に心ない言葉がかけられたり、子どもが保育園の登園を拒否されたりするなどの差別の問題が知られるようになっている¹²⁰。日本医療労働組合連合会は、4月10日付けの声明の中で、「医療機関や介護・福祉施設へ、マスクや消毒薬など

¹¹⁷ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部 医薬・生活衛生局医療機器審査管理課、医薬・生活衛生局医薬安全対策課 「N95マスクの例外的取扱いについて」

¹¹⁸ 同「サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000622132.pdf>

¹¹⁹ <https://labornotes.org/2020/04/please-join-national-health-care-day-action-april-15>

¹²⁰ 2020年4月12日付け朝日新聞「物資不足に差別まで 疲弊する医療従事者をどう守るか」 日本医療労働組合連合会の会見を取り上げた記事。医労連は、4月10日付けの声明の中で、「医療機関や介護・福祉施設へ、マスクや消毒薬などの衛生材料が充分に行き渡るように早急な手立てを行うことに加え、医療・介護・福祉関係者に対する誹謗中傷、風評被害の防止を国の責任で行うことを強く求める」とした。

の衛生材料が充分に行き渡るように早急な手立てを行うことに加え、医療・介護・福祉関係者に対する誹謗中傷、風評被害の防止を国の責任で行うことを強く求める」とした。

第2 國際機関等の先行する取組

1 WHO の取組

WHOは、COVID-19関係者向け特設ページ¹²¹を日本語で開設した(4月16日)。行政等の関係者向け報告書やガイダンス、保健医療従事者等の関係者向けのガイダンスやオンライントレーニング等をいずれも日本語と英語で読むことができる。

とりわけ、「労働安全衛生に関する重要な検討事項を含む医療従事者の権利、役割、責任に関するガイダンス(3月19日更新版)¹²²では、以下のような提案をしている(抜粋、上記WHOサイト日本語訳を参考にした)。

医療施設における雇用主と管理者の対応：医療従事者等の労働安全衛生リスクを最小限に抑えるために必要な全ての予防対策および防護対策が確実に行われること

- PPEなど十分な医療資材の提供
- COVID-19に関する最新情報の周知
- 休憩を含む適切な労働時間管理
- 医療従事者等が、生命や健康に急迫した深刻なリスクがあると信じる正当な理由がある場合には、職場を離れることを認めること、そのことによる不利益を与えないこと
- り患した場合には労災補償を行うこと
- メンタルヘルスケアやカウンセリングへのアクセスを提供すること
- 管理者と医療従事者またはその代表者との協働の素地を作ること

医療従事者等の義務

- 確立した労働安全衛生の手順に従うこと
- 患者の評価、トリアージ、治療は定められたプロトコルに従うこと
- 患者に敬意、思いやり、尊厳をもって対応すること
- PPEを適切に着脱、使用、廃棄すること
- り患の兆候がないか自己観察し、兆候がある場合には隔離、報告の措置を取ること
- 支援が必要な過度のストレス、メンタルヘルス課題の兆候がある場合には、管理者に伝えること

¹²¹ https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage_technical

¹²² WHO “Coronavirus disease (covid-19) outbreak: rights, roles and responsibilities of health workers, including key considerations for occupational safety and health”
<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/technical-guidance/health-workers>

2 ILO の取組

国際労働機関（ILO）は、「国際労働基準と COVID-19」と題するレポート¹²³を発表した（3月23日）。同レポートでは、労働者全般について、労働者が生命や健康に急迫した深刻なリスクがあると信じる正当な理由がある場合には、職場を離れることを認め、そのことによる不利益を与えない旨を規定する、労働安全衛生に関する第155号条約¹²⁴・第13条が紹介されている。また、1977年の看護職員条約（第149号）や2018年の「公的な危機対応サービスにおけるディーセント・ワークガイドライン」¹²⁵を引用し、危機対応のスキームや、労働者の安全衛生に関する国の政策、特に緊急事態における医療従事者の感染症を防ぐための措置、職場の暴力とハラスメントに関する取決め、PPEの提供等について、そのプロセスを見直し、評価することが重要であると指摘している。また、「COVID-19と仕事の世界 推計と分析 4月7日更新版」¹²⁶は、日本語でも読むことができるが、看護師、医師、他の医療従事者、居住型介護施設の労働者やソーシャル・ワーカー、また洗濯や清掃などの支援的な仕事をしている労働者といった、職場でCOVID-19に感染するリスクに直面している労働者は、世界中で1億3,600万人いると指摘している。

ILOの健康に関する部署の専門家は、下記のような「COVID-19 危機の間に医療従事者等を守るために5つの方法」を提言した（4月1日）。

- ① 安全を守る。安全情報を提供し、防護服等を確保すること。
- ② メンタルヘルスを守る。差別・ステイグマから解放し、カウンセリングを提供すること。
- ③ 労働時間管理。適正な労働時間、休憩・休日の確保、家族的責任とのバランスを取ること。
- ④ 短期採用者、ボランティアの保護。人材不足に対応するための被採用者にも同一の労働条件を与えること。
- ⑤ 人員の拡充。そのための研修・教育への投資をすること。

第3 企業における留意点・工夫

1 「ビジネスと人権」の視点

日本政府、各自治体や日本医師会等の業界団体の取組については、第4で紹介するが、本レポートは、新型コロナウィルス感染症の拡大による人権への負の影響に関連し、国連「ビ

¹²³ ILO, "ILO Standards and COVID-19" https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-ed_norm/-normes/documents/publication/wcms_739937.pdf

¹²⁴ ILO 1981年の職業上の安全及び健康に関する条約（第155号）。日本未批准。13条は、「自己の生命又は健康に急迫した重大な危険をもたらすと信ずる合理的な理由のある作業状態から退避した労働者は、国内の事情及び慣行に従い、不当な結果から保護される。」と規定する（ILO駐日事務所訳）。

¹²⁵ ILO Guidelines on Decent Work in Public Emergency Services, 2018.

¹²⁶ https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-asia/-ro-bangkok/-ilo-tokyo/documents/publication/wcms_741980.pdf

ジネスと人権」指導原則に基づき、負の影響に対する企業、政府、その他ステークホルダーのあり得る対応を取り纏めている。「ビジネスと人権」に即した企業のアプローチとしては、自社事業が医療従事者に与える影響を分析し、第1に記載したような医療従事者への負の影響を、いかに予防、軽減できるかという観点から、以下2記載の取組が有益である。

具体的には、企業規模や特性に応じて可能な限り、増産体制の確保や事業分野の転換による医療資材の製造や、医療従事者に対するその他の物的支援、ヘルスケア事業やIoT/AI事業、労務管理ソフト事業等による医療現場の負担軽減のための技術的な取組、差別や偏見への抗議、そして感謝と敬意の表明など、さらには、長期的に医療従事人材を育成するための投資などが考えられる。

2 国内外の企業の取組

(1) 医療資材の製造事業

医療資材の増産体制の確立や、事業の転換により医療資材の製造を始める企業もみられる。2月末には「マスク生産設備導入支援事業費補助金」制度が設けられた。また、4月15日、安倍首相は、医療用製品の確保に2500億円規模の予算を用意し、在庫は備蓄用に買い上げることを表明して、マスクや医療防護服などの増産体制を呼び掛けた。ソニーは医療機器メーカーと協議し、生産を受注する形で、今後3か月程度で人工呼吸器の生産を開始し、1000台以上の供給支援を実現する旨、資生堂は今まで製造をしていなかった消毒液の生産体制が整い、月20万本以上を毎月供給していく旨、トヨタは軽症感染者の移送に使う車両の提供など支援の取り組みを進めている旨を表明した¹²⁷。生産技術について特許権等により保護を受けている場合に、技術情報の公開により新規事業者の参入を活性化することもあり得る。

なお、このような増産体制や新規事業に関連し、OECDは、その最新レポート¹²⁸の中で、新しい製造施設のデュー・ディリジェンスや評価を急いでおざなりになれば、サプライヤーがESGの要求を満たすうえでの課題となり得ると指摘していることに留意が必要である。また、増産体制や新規事業への転換は、自社の労働者の負担増加にもつながりかねないことから、労働安全衛生の取組も並行して進める必要がある。

(2) その他の物的支援

看護師に対するハンドクリームなどの物資の寄附¹²⁹¹³⁰、プロの料理人による医療従事者

¹²⁷ 日テレニュース 24.

¹²⁸ OECD “COVID-19 and Responsible Business Conduct”・8頁。

¹²⁹ レキットベンキーザー・ジャパン株式会社（本社：東京都品川区）は、成田赤十字病院（千葉県）に勤務する看護師に対して、日中でも使用できるハイソックスタイプの「メディキュット」を4月に寄付した。

<https://prtentimes.jp/main/html/rd/p/000000159.000000979.html>

¹³⁰ ライフスタイルコスメティックブランドのロクシタンジャポン株式会社（所在地：東京

への食事の提供¹³¹、運送会社による医療従事者向けの荷物運搬の無償提供¹³²などの取組が日本でも始まっている。

(3) ヘルスケア事業や IoT/AI 事業、労務管理事業

以下のような例が考えられる。

① オンライン診療及び周辺領域の技術開発を促進する。

日本では、2018年3月に「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が策定され、診療報酬が改定されるなどの整備が進められてきた。今般、オンライン診療による初診も解禁されたところである。また、政府の規制改革推進会議は、介護分野における施設での夜間巡回のデジタル化を議論することとしている（4月13日）が、このような取組は介護分野での人材不足の解消、深夜労働の削減や感染リスクの低減にもつながる。IoT や AI など先端技術の活用により¹³³、医療現場の負担軽減を図ることができるのではないか。

2018年までオンライン診療が認められていなかったドイツでは、法規制の改正後も普及とはいひ難い状況にあったが、新型コロナウイルスの感染拡大により、オンライン診療が普及するようになった。このようなテクノロジーの進化に応じたインフラ整備のための規制緩和とその実際の運用により、医療従事者の負担の軽減に奏功している。また、各患者の陽性リスクのアセスメントのためのチャットボット／コンピュータープログラムの活用や、感染地域の傾向把握のためのデジタルデータの活用も検討されている¹³⁴。

② 家族責任の負担を軽減するため、保育システムを充実させる。

アメリカでは、スタートアップ企業が、エッセンシャルワーカー（医療従事者や生活必需品の販売等に従事する労働者）のために子どもの緊急預かりサービスの情報提供をしたりする等の取組が行われている¹³⁵。

都千代田区 代表取締役社長：ニコラ・ガイガー）は、新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関で働く医療従事者への支援として京都府立医科大学附属病院（所在地：京都府京都市）にハンドクリーム 5150 本を寄附した。

<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000174.000011965.html>

¹³¹ スマイルフードプロジェクト。朝日新聞4月15日記事。

<https://www.asahi.com/articles/ASN4H67CRN4HUTIL015.html>

¹³² 株式会社ハーツ レントラ便の無料提供 <https://www.agara.co.jp/article/57289>

¹³³ 厚生労働省医政局審議官「医療分野における未来技術の活用に関する取組について」

<https://www.kantei.go.jp/ip/singi/sousei/meeting/miraigijyutu/h31-04-10-shiryou4-2.pdf>

¹³⁴ “Germany benefits from digital health infrastructure during COVID-19 pandemic”

<https://www.healthcareitnews.com/news/europe/germany-benefits-digital-health-infrastructure-during-covid-19-pandemic>

¹³⁵ Catherine Shu, 「米国で新型コロナと戦う医療関係者をスタートアップが支えている」（2020.3.29）

<https://jp.techcrunch.com/2020/03/29/2020-03-27-how-child-care-startups-in-the-u-s-are-helping-families-cope-with-the-covid-19-crisis/>

(4) 差別・偏見排除の啓発、謝意・敬意を表する取組

業界の取組として、日本医師会は、医療従事者への風評被害防止のための動画を公開し、また、日本看護倫理学会は、「新型コロナウイルスと闘う医療従事者に敬意を」との声明を発表した（4月2日）。

神奈川県は、医療従事者応援のためのステッカーを作成した。福岡市役所は、医療・介護関係者等に対する感謝の拍手を行う「フライデーオベーション活動」を4月9日より始めた¹³⁶。東京都や神戸市も、医療従事者をたたえる青のライトアップを開始した¹³⁷。

謝意・敬意を伝えることと並行して、医療従事者への差別・偏見排除の啓発の取組を官民一体で進めることが期待される。

(5) 医療従事者育成のための研修・教育への投資

ESG 投資との関係で、「医療資材や検査薬の供給に関わる企業か否かで判断するのも ESG 投資のあり方」との見解が紹介された¹³⁸。同様に、医療従事者育成のための研修・教育に関わる企業を判断要素として投資を行うこともあり得るのではないか。

第4 日本国内における取組と今後の課題

1 安全情報の共有

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部は、「医療施設等における新型コロナウイルス感染症への対応について」等の事務連絡や医療機関向けに発出し、自治体・医療機関向けの情報一覧を公表している¹³⁹。医療従事者等に向けた情報としては、「新型コロナウイルスに関する Q&A（医療機関・検査機関の方向け）」の中で、法規定に基づいて入院費などが公費で支払われることを規定している。しかし、医療従事者の労働環境に言及した記載はみられない（労働時間管理については後述）。

日本環境感染学会は、一般の医療機関を主な対象に「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版改訂版）」を発表した（3月10日）¹⁴⁰。このガイドでは、医療従事者を「医療機関で勤務するすべての職員」と定義し、ウィルス曝露の場合の就業制限を含めた対応について規定している。また、日本赤十字社も「COVID-19 に対応する職員のためのサポートガイド」を発表した¹⁴¹。

¹³⁶ 福岡市役所 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/shicho/kikaku/shisei/fridayovation.html>

¹³⁷ 4月16日付け神戸新聞。<https://www.kobe-np.co.jp/news/sougou/202004/0013276128.shtml>

¹³⁸ 4月18日付け日経新聞。エーザイ企業年金の柴崎俊雄常務理事のコメント。

¹³⁹ 厚生労働省 自治体・医療機関向けの情報一覧

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

¹⁴⁰ 日本環境感染学会 http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipe/COVID-19_taioguide2.1.pdf

¹⁴¹ 日本赤十字社 <http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/新型コロナウイルス感染症%EF%BC%88COVID-19%EF%BC%89に対応する職員のためのサポートガイド.pdf>

2 メンタルヘルス

愛知県は、精神保健福祉センターで医療従事者とその家族のためのこころの健康相談窓口を設置した。

3 人材不足への対応

日本医師会は、「全国の小中学校等の臨時休業に伴う医療従事者確保に関する要望書」の中で、医療従事者が子どもを安心して預けられる体制の整備等を求めた。連合は、「医療職などの社会的要請が強い職業等に就かれている方で、お子さんの保育の提供が必要な場合については、訪問による保育の活用等の可能性について市区町村に相談」するよう呼び掛けている¹⁴²。

厚生労働省は、「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」と題する自治体宛て事務連絡（4月17日）において、「子どもの預け先が無くなることで、医療従事者等が自宅待機、休職又は離職をせざるをえないような状況が発生しないよう」にする措置を求めた¹⁴³。

4 労働時間管理

厚生労働省は、「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）」（4月17日版）の中で、「新型コロナウイルスの感染の防止や感染者の看護等のために労働者が働く場合、労働基準法第33条（災害等による臨時の必要がある場合の時間外労働等）第1項の『災害その他避けることができない事由によって、臨時の必要がある場合』に該当するか」との質問に対し、感染症への対策状況、当該労働の緊急性・必要性などを勘案して個別具体的に判断するものの、新型コロナウイルスが指定感染症に定められていること、一般に急病への対応は、人命・公益の保護の観点から急務と考えられることから、「労働基準法第33条第1項の要件に該当し得る」と説明している。これによって、行政官庁の許可を受けて（事態急迫など例外的に事前に許可を受けられない場合には事後に遅滞なく届け出る）臨時の時間外・休日労働が認められることになる。

ただし、同じQ&Aの中で、労働基準法第33条第1項に基づく時間外・休日労働はあくまで必要な限度の範囲内に限り認められること、過重労働による健康障害を防止するため、実際の時間外労働時間を月45時間以内にするなどすることが重要であること、やむを得ず月に80時間を超える時間外・休日労働を行わせたことにより疲労の蓄積が認められる労働者に対しては、医師による面接指導などを実施し、適切な事後措置を講じる必要があること等に言及している。

¹⁴² 連合「新型コロナウイルス労働相談に関するQ&A」

¹⁴³ 厚生労働省 「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウイルスへの対応について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000622822.pdf>

5 危険手当の支給

日本看護協会は、4月15日、新型コロナウイルスに感染した患者又は感染した疑いのある患者に対応した看護職及びその補助を行った看護職に対し、危険手当を大幅に増額して支給すること、これらの看護職が帰宅せずホテル等に宿泊した場合、宿泊費の補助を行うことを国に対して求めた¹⁴⁴。

6 差別・偏見への取組

厚生労働省の「医療施設等における新型コロナウイルス感染症の対応について」(1月31日)では、「職員に対し、現在の知見の下での新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、職員の人権に十分配慮すること」が記載されている。

また、文部科学省は、医療従事者やその子どもへの差別・偏見の防止を教育委員会等に発出した(4月16日)。

7 今後の課題

感染症例が増えている現段階においては、医療従事者の生命・安全を守るための医療資材の確保が最重要であり、情報提供についても、防護服等の安全対策や感染した場合の健康観察等の対応に関する情報提供が優先となっているのが現状である。医療従事者の労働時間管理や休憩の付与の実態は現時点において不明であることから、その労働環境の現状を把握し、手当支給等の対応を取ること、働きやすい環境整備のための保育所や介護施設などの確保は課題といえる。各種の対応ガイド等にも、医療従事者の労働環境保護の視点を取り入れ、過重労働防止のための具体的方策を記載することが期待される。また、WHOやILOの提言にあるように、感染症の長期化により、日々感染の恐怖と闘いながら職務に邁進する医療従事者のメンタルヘルスケアに踏み込んだ対策も重要である。

この点、労働科学研究所が2013年8月に発表した「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引」のうち、職員の健康管理に言及した記載はこれからの中の取組の参考となる。

① 職員の過重労働防止

- 職員の安全健康管理を最優先し、過重労働を避けるシフト表の作成、適切な労働時間管理、休日・休暇の付与を適切に行う。週に一日は完全休日の日を設ける。当直明けは12時までに帰宅するようとする。

¹⁴⁴ 日本看護協会「新型コロナウイルス感染症対応している看護職に対する危険手当の支給等について」

https://www.nurse.or.jp/up_pdf/20200415161006_f.pdf

○特定の職員（医師、看護師、事務担当等）に業務が重ならないように、業務のローテーションの工夫、複数担当者制などを検討する。
○ひと月あたりの残業が 80 時間を超えた者は産業医の面談を行い、健康状態等へ助言指導する。
② 職員のこころの健康管理等
○新型インフルエンザ等の流行に際し、職員やその家族に心理的ケアが必要な事案が発生することを想定し、日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように健康管理室が対応する。
③ 労災保険の適用周知
○雇用している正規、非正規、アルバイト等の雇用条件に関わらず、雇用契約が結ばれている職員にはすべて労災の適用であることを周知する。
※労働科学研究所「新型インフルエンザ等発生時の診療継続計画作りの手引」（2013 年 8 月）より。

医療従事者は、人の生命と安全、健康を守り、持続可能な社会を形成するための基礎を担っている。社会が危機にあるいま、使命感をもって最も危険な状況に身をさらしながら活動している医療従事者の生命と安全、健康は、社会の最優先課題である。医療従事者の生命と安全、健康を守るとともに、過労・疲弊を防ぎ、さらなる人材不足を招かないように、政府、企業、その他のステークホルダーは、現状を認識し、さらなる措置を取ることが求められる。

第5章 子ども・高齢者・女性・障がい者・外国人等

本章では、特に社会で脆弱な立場に置かれる人々に対して新型コロナウイルスの感染拡大が及ぼす影響について、その概要及び国際的な取組を紹介した上で、とりわけ企業が留意すべき側面について触れる。

社会で脆弱な立場に置かれた人々は、労働者として直接企業活動から影響を受けるだけではなく、必ずしも企業活動に直接起因するものでない、社会構造自体に起因する人権課題にも同時に直面しており、いずれの側面も相互に関連、影響する。したがって、コロナウイルスによる人権への影響に対応するには、現在の社会状況が各ステークホルダーの人権に及ぼす影響を多角的に捉えることが重要であり、企業は各ステークホルダー特有の影響について調査し、その影響を緩和するよう、既存の施策に加え積極的な支援を含む対応策を講ずることが期待されている。

第1 子ども

1 子どもに対する影響と国際的な取組

新型コロナウイルスが子どもに与える影響として、教育の機会の逸失、児童虐待・児童労働・人身売買といったリスクが増加していることが指摘されている。

(1) 国際機関等における指摘

ユニセフは、子どもが社会で最も弱い立場にある子どもたちへの支援を迅速に行うこと、が、健康危機に端を発する子どもの権利の危機を最小限にするために重要であると訴えている¹⁴⁵。

1. 子どもの健康を保つこと
2. 子どもたちの継続した学びを支援すること
3. 子どものいる家庭を支援すること
4. 暴力、搾取、虐待から子どもを守ること
5. 弱い立場に置かれた子どもに水と衛生の支援を提供すること
6. 難民や移民の子ども、紛争の影響を受ける子どもたちを保護すること

ユニセフ等による共同声明では、さらに以下が指摘されている¹⁴⁶。

- 学校の休校が 15 億人以上の子どもに影響すること

¹⁴⁵ ユニセフ「新型コロナウイルス 子どもの権利の危機を防ぐために 最も弱い立場の子どもを守り世界で連携して行動を」2020年4月3日
(<https://www.unicef.or.jp/news/2020/0069.html>)

¹⁴⁶ ユニセフ「新型コロナウイルスの陰で子どもへの暴力リスクの高まりに強い懸念 ユニセフ等が共同声明」2020年4月8日(<https://www.unicef.or.jp/news/2020/0077.html>)

- メンタルヘルス、心理的サポートを含めた基本的な保健サービスや社会福祉サービスの維持、子どもの保護のケースマネジメントと緊急の代替的養育の提供、最も脆弱な立場の子どもと家庭への社会的保護の提供、施設にいる子どもたちへのケアと保護の継続
- 多くの子どもにとって、経済不安の増大は、児童労働、児童婚、人身売買のリスクも高めること
- インターネット上で子どもたちのリスクが高まっていることから、情報通信技術に関わる企業やプロバイダーは、子どもたちをネット上で保護すべき。子どもたちのヘルplineや、年齢に適したサービスや安全なオンライン教育のプラットフォームへの無償のアクセスを提供すること、ネットの安全に関するアドバイスを自社のプラットフォームで共有することなど。また、グルーミングや子どもの性的虐待画像・映像の製作や配布など、子どもに対するネット上の有害な行為を発見し、中止させるため、さらなる対策をとるべきであること。

(2) 児童虐待のリスク

児童虐待について、ヒューマンライツウォッチ（HRW）も、新型コロナウイルスに関連するストレス、失業、孤独、過度な自粛や健康や経済に関する不安が、児童に対する虐待も含む暴力のリスクを高めると警鐘を鳴らす¹⁴⁷。女性に対する家庭内暴力の報告数がおよそ2倍にもなっていることに比して児童虐待に関する報告が少ないので、ウイルスの拡散を防ぐために児童相談所といった児童の権利保護団体が監視体制を小さくしていること、また、休校になったため教師らが生徒からそのような傾向を見つけることが難しくなっているといったことが影響していると述べる。

また、ユーロポール（欧州刑事警察機構）によるオンラインでの児童虐待のマテリアルを探る人々による活動が活性化しているとの報告から、子どもは新型コロナウイルスによる休校や隔離などによる不安や心細さからオンライン上で過ごす時間が長くなり、よりオンライン上で脆弱になっており、オンライン児童ポルノのリスクの増加にも繋がっていると警告する。

(3) 児童労働のリスク

同時に、家庭内における仕事や収入の減少・喪失による経済的不安定さが児童労働、性的搾取、児童婚などを増加させる可能性があると指摘されている。隔離やロックダウンによって家族に与えるストレスは上述のとおり家庭内暴力の件数の増加にもつながる。ま

¹⁴⁷ HRW “COVID-19’s Devastating Impact on Children”, 2020年4月9日
(<https://www.hrw.org/news/2020/04/09/covid-19s-devastating-impact-children>)

た、新型コロナウイルスによる死者数が増えるにつれ、多くの子どもたちが孤児となり、搾取と虐待に晒される危険がある。

児童労働のリスクは様々なセクターに及ぶものの、例えば、農業セクターにおける影響として以下が指摘されている¹⁴⁸。

1. 児童の労働への参加

- 途上国では、インフォーマルな地方の食品市場では、新型コロナウイルスによる移動や集会の制限が収穫や販売時期に生じている。政府による対策も不十分な中、小規模農家の経済的落ち込みが児童労働を誘発する可能性があると考える。また、成人より感染可能性の低い児童が、家族の生き残りのための責任を負う可能性になることもある。

2. 児童労働時間の増加

- 学校閉鎖に伴う影響は、UNESCOによれば188カ国の89%以上に上る。学校に出席せずに長い時間家にとどまることは、より長時間児童労働に関わる可能性があり、また、過去に児童労働から逃れていた児童が再び従事するようになる高いリスクがある。
- ラジオ、インターネットや電気へのアクセスがない中で、地方の児童は都市部のようにリモート教育を受けることができない。

3. 合法的に働いている児童の貧困の拡大

- 隔離措置による経済活動の低下による影響は、農業分野で合法的に働いている若者（15～17歳）にとりわけ影響を与える。彼らは、既に貧困ラインに近づいているあるいはそれ以下であることが多く、経験や貯蓄も少なく、単純作業に従事しているからである。農業分野で労働力に対する需要自体が上がるとしても、賃金は低い可能性が高い。

このほか、休校等によりオンライン上のコンテンツを目にする時間が増えたことにより、子どもがオンライン上で被害を受けるリスクが格段に高まっていることも指摘される¹⁴⁹。

こういった状況を受け、ユニセフ、ILO、UNWは、子どもの保護者としての労働者が現在の状況によってストレスを抱えることが、結果として居場所が限定されてしまう子どもの権利を脅かすリスクを高めることから、企業に対し次のとおり家族を持つ労働者への支援強化を訴えている¹⁵⁰（下線部筆者）。

¹⁴⁸ Eclt foundation “The Impact of COVID-19 on Child Labor in Agriculture” (<https://eclt.org/en/news-and-insights/the-impact-of-covid-19-on-child-labour-in-agriculture>)

¹⁴⁹ UNICEF “Children at increased risk of harm online during global COVID-19 pandemic”, 2020年4月14日 (<https://www.unicef.org/press-releases/children-increased-risk-harm-online-during-global-covid-19-pandemic>)

¹⁵⁰ UNICEF「新型コロナウイルス 家族を持つ労働者への支援強化を ユニセフ、ILO 等ビジネス界へ提言」2020年3月30日

- 地方自治体や政府当局による勧告に従い、重要な情報を従業員に伝える
- 現在の職場の方針が労働者とその家族に十分な支援を提供しているかどうかを評価する
- 社会的対話、国内の労働法、国際労働基準に基づき、既存のまたは新しい政策を実施する際には、良い事例を活かして行う。すべての労働者は、差別なく職場での支援措置を受ける権利があり、またすべての労働者がそうした措置について知り、理解し、それらを十分に利用できるよう保障する
- 研修を行い、報告メカニズムの機密性や安全性を保証することによって、差別や社会的汚名から職場を守る
- 労働者が仕事の責任を果たす時間と場所により大きな自由を与えるために、家族にやさしい勤務形態を実施する。柔軟な働き方ができない場合は、育児支援など働く親のための代替支援を検討する
- 新型コロナウイルス対応の観点で、安全かつ適切な育児の選択肢を用意することで働く親を支援する
- 労働安全衛生対策の強化により、職場のリスクを予防し、対処する
- 労働安全衛生対策や衛生習慣に関する指導と訓練を実施する
- 労働者に発熱、咳、呼吸困難の症状がある場合には適切な医療を受けるよう促進する
- 新型コロナウイルスの流行期間に従業員がストレスに対処できるよう支援する
- ILO の社会保障(最低基準)条約(第 102 号)および社会的な保護の土台に関する勧告(第 202 号)に沿った政府の社会的保護措置を支持する。企業の支援には、例えば労働者が健康保険や失業保険を利用するための補助金が含まれ、非公式セクターの労働者にも適用されるべきである

2 日本国内の影響と取組

(1) 児童虐待のリスク

日本国内でも、臨時休校が長期化する中、児童虐待の状況を把握するための学校と全国自治体との連携強化が厚労省から求められている¹⁵¹。児童虐待防止に取り組む団体宛にも、ストレスから子どもに手を上げてしまうなどといった親からの相談が相次いでいるとの報道もある。これによると、ある支援団体に対する相談件数が前年の同月より 2 割ほど増加した月もある¹⁵²。一時保育が利用できず、公園等で自由に遊ぶことも制限される、あ

(<https://www.unicef.or.jp/news/2020/0062.html>)、原文 (<https://www.unicef.org/press-releases/greater-support-needed-working-families-covid-19-takes-hold-unicef-and-il>)

¹⁵¹ NHK 「臨時休校長期化 虐待防止へ子どもの状況把握求める 厚労省」 2020 年 4 月 13 日 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200413/k10012384211000.html>)

¹⁵² NHK 「『子どもに手をあげた』親からの相談相次ぐ」名古屋の NPO」 2020 年 4 月 13 日

るいは臨時休校により親子で家にこもるといった環境の中、親子ともにストレスが増しており、こういった状況における児童虐待のリスクは深刻である。加えて、児童相談所も児童虐待のリスクを判断するために普段実施している相談、面会、交流を最小限に控えるため、虐待確認が困難になるのではないかという懸念の声も聞かれる。厚労省は、4月14日までに虐待を受けている恐れのある子どもの状況把握を求める事務連絡を全国の自治体に通知している¹⁵³。

休校に伴い、給食が停止した影響も深刻である。子どもの貧困への取り組みである「子ども食堂」も、通常どおりあるいは通常とは異なる形でも開催しているのは1割ほどで、4割弱は休止もしくは延期しており、子どもの健康に及ぼす影響は深刻である^{154 155 156}。子ども食堂の活動が高齢者によるボランティアで支えられていることも多く、高齢者の新型コロナウイルス感染による重篤化のリスクも考慮した上での対応である。一方で、子どもの健康を保障するために、弁当・食材等の配布や食材等の宅配といった代替活動を実施する団体もある¹⁵⁷。

また外出自粛によって、性的虐待やネグレクトのリスクが増加することを恐れている十代の女性もいる。これまでアルバイト等で自身の生活費を貯ってきた高校生らは、アルバイトによる収入自体も減り、また、自宅で両親らとの時間が増えることに大きな不安を感じている。若者を支援している団体へのフードバンクからの支援も十分ではない状況である¹⁵⁸。

子どもの居場所として利用してきた、放課後児童クラブ（いわゆる学童）の利用も制限されており、児童が日中一人で留守番中の空き巣事件も複数件生じているなど¹⁵⁹、児童の安全にも影響が及んでいる。

（2）教育を受ける権利への影響

[\(\[https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200413/k10012383451000.html?utm_int=detail_contents_news-related_001\]\(https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200413/k10012383451000.html?utm_int=detail_contents_news-related_001\)\)](https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200413/k10012383451000.html?utm_int=detail_contents_news-related_001)

¹⁵³ 日経新聞「虐待疑いの子、状況把握を 厚労省が全国に通知」2020年4月14日
(<https://www.nikkei.com/article/DGXZ058016140U0A410C2CE0000/>)

¹⁵⁴ TBSラジオ「新型コロナ ウィルスの影響で、休止相次ぐ『子ども食堂』▼人権TODAY」2020年3月14日放送分(<https://www.tbsradio.jp/464924>)

¹⁵⁵ 参照：厚労省「新型コロナ ウィルス感染症への対応としてこども食堂の運営上留意すべき事項について（情報提供）」2020年3月3日

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000603094.pdf>)

¹⁵⁶ NPO法人 全国こども食堂支援センターむすびえ「こども食堂の現状&困りごとアンケート結果」2020年4月23日(<https://musubie.org/news/2126/>)

¹⁵⁷ 脚注12参照。

¹⁵⁸ 竹下郁子「性的虐待、ネグレクト・・・10代女性たちが新型コロナ「外出自粛要請」に怯える理由」2020年3月27日(<https://www.businessinsider.jp/post-210144>)

¹⁵⁹ 朝日新聞「休校中の子どもが留守番、泥棒と鉢合せ 愛知で相次ぐ」2020年4月14日(<https://www.asahi.com/articles/ASN4G5W1FN4GOIPE007.html>)

さらに、教育の権利については、2020年2月27日の安倍総理大臣による、新型コロナウイルスによる対策の一環として、小中高校及び特別支援学校に対し休校の要請が、全国1,300万人ものこどもたちや保護者らに影響を与えるとして、子どもの権利のアドボカシーを実施するSave the Childrenは以下の4点を関連施策の実施にあたって求めた¹⁶⁰。

1. 子どもの教育を途切れさせず、教育格差を助長しない支援・対策
2. 子どもの学びや育ちを阻まないような既存支援施策の弾力的運用
3. 全国一斉休校の要請による子どもに対するインパクト調査・評価
4. 差別を助長しない取り組みの推進

その後の各都道府県の対応には差が生じている。とりわけ、休校の際の教育の機会の保障は、オンラインによる教育環境の整備度合いによって大きく異なるため、教育格差の助長を防ぐための取組が課題である。また、海外にルーツのある子どもが通う外国人学校では、親が非正規労働など不安定な職種である場合、保護者の雇用状況の悪化が学費の滞納を招き、結果として学校の存続も危ぶまれ、子どもたちの教育の機会が失われかねない

¹⁶¹。

文科省は、「子供の学び応援サイト～臨時休業期間における学習支援コンテンツポータルサイト～」を立ち上げ、教員・保護者向けの情報も含め、関連情報を掲載している¹⁶²。

3 企業における留意点・工夫

特に以下の子どもへの影響について調査し、その影響を緩和するよう、既存の施策に加え積極的な支援を含む対応策を講ずることが期待される。

- 休校措置等による子どもの世話をする労働者の負担の増加
- 休校措置等や在宅勤務、収入の低下といった労働者への影響に伴う児童虐待はじめとする子どもの権利侵害の可能性
- 児童労働のリスクの変化

上記のユニセフ等からの提言にあるように、企業が従業員へのサポートを通じて、子どもの権利侵害を防止することが重要である。例えば、企業は、在宅勤務を実施する際に、従業員が同じ空間で子どもを世話する必要もあることを考え、それに対する十分なサポートを提供することが求められる。在宅勤務の適切な業務量を従業員との対話によって調整

¹⁶⁰ Save the Children「緊急声明 新型コロナウイルス対応措置としての全国一斉休校の要請に伴う第2弾緊急対応策に関し、子どもの学ぶ権利を守る対応と、必要な予算措置を求める」2020年3月6日(<https://www.savethechildren.or.jp/scjcms/press.php?d=3174>)

¹⁶¹ 京都新聞「ブラジル人学校が存続ピンチ コロナ休校で資金難、保護者も雇い止め滋賀」2020年4月20日(<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/224944?fbclid=IwAR0AwieHdTzZL8qlGiHsp3-HI0NB1Z0ydgwBNDtaf4sPsQ9Oz-ck6RsSWEQ>)

¹⁶² 文科省(https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

するなどすることで、子どもの権利に対するリスクを緩和することが期待できる。この点、在宅勤務の増加に伴い、有給休暇の追加付与を決定したマイクロソフトや、業務量が減少したとしても契約社員や時給勤務社員に給与を払い続けるとしてフェイスブックの対応は、在宅勤務に伴う家庭内の負担軽減措置として参考になる¹⁶³。

また、今後、サプライチェーンにおける人権リスクを調査する際には、当該国・コミュニティの経済的損失状況とそれに伴う児童労働のリスクの変化について、国際機関やNGOなどを通じて十分に情報を収集し、慎重に判断・対応することが重要である。

参照：子どもの権利委員会による声明¹⁶⁴

1. 今回のパンデミックが子どもの権利に及ぼす健康面、社会面、情緒面、経済面およびレクリエーション面の影響を考慮すること
2. 子どもたちが休息、余暇、レクリエーションおよび文化的・芸術的活動に対する権利を享受できるようにするための、オルタナティブかつ創造的な解決策を模索すること
3. 緊急事態、災害またはロックダウンの期間中、子どもたちに栄養のある食事が提供されるようにするための即時の措置を起動させること
4. 子どもたちへの、保健ケア、水、衛生および出生登録を含む基礎的サービスの提供を維持すること。
5. 子どもの保護のための中核的サービスを必須サービスに位置づけ、これらのサービス（必要な場合の家庭訪問を含む）が機能し続けかつ利用可能とされ続けることを確保するとともに、ロックダウン下で暮らしている子どもたちに対し、専門家による精神保健サービスを提供すること
6. パンデミックが引き起こす例外的状況によって脆弱性がいっそう高まる子どもたちを保護すること。
7. あらゆる形態の拘禁下に置かれている子どもたちを可能な場合には常に解放するとともに、解放することのできない子どもたちに対し、家族との定期的接触を維持するための手段を提供すること

¹⁶³ Sustainable Japan 「【国際】マイクロソフト、新型コロナ で全従業員に有給休暇 12 週間追加付与。GAFA も従業員厚遇」 2020 年 4 月 13 日

(<https://sustainablejapan.jp/2020/04/13/gafam-employee-covid-19/48284>)

¹⁶⁴ “The Committee on the Rights of the Child warns of the grave physical, emotional and psychological effect of the COVID-19 pandemic on children and calls on States to protect the rights of children”, 2020 年 4 月 8 日 (https://tbinternet.ohchr.org/Treaties/CRC/Shared%20Documents/1_Global/INT_CRC_STA_9095_E.pdf), 和訳(<https://w.atwiki.jp/childrights/pages/327.html>)

8. 新型コロナウイルスに関連する国の指導および指示に違反したことを理由とする子どもの逮捕または拘禁を行なわないようにするとともに、逮捕または拘禁されたいかなる子どもも直ちに家族のもとに帰されること。
9. 新型コロナウイルスおよび感染予防法に関する正確な情報を、子どもにやさしく、かつすべての子ども（障がいのある子ども、移住者である子どもおよびインターネットへのアクセスが限られている子どもを含む）にとってアクセス可能な言語および形式で普及すること
10. 今回のパンデミックに関する意思決定プロセスにおいて子どもたちの意見が聽かれかつ考慮される機会を提供すること。

第2 高齢者

1 高齢者に対する影響と国際的な取組

新型コロナウイルスの罹患による高齢者の生命へのリスクは他の世代と比べても格段に高いことが指摘されているが、新型コロナウイルスによる様々なサービスの停止により高齢者の生活へのリスクも生じうる。

WHO¹⁶⁵は、今回のパンデミックに際して、高齢者、その家族や介護者への支援が国家としての総合的な支援として重要であると述べる。特に、孤独や隔離の状態では、高齢者が必要な食品、生活費、薬といった身体的な健康を支えるものや社会的ケアへのアクセスが必要となる。また、正確な情報の伝達も、身体的・精神的に健康でいるための方策や病気となった際にどうすべきかを知らせるという点から保障されなければならない。

また、高齢の労働者の業務はテレワークが不可能なものも多く、その結果、感染リスクが高まるとも指摘されている¹⁶⁶。

2 日本国内の影響と取組

(1) 影響

国内でも、介護サービスに関し、全国で少なくとも 883 の通所型の介護サービス事業所が休業する（4月 20 日時点）など影響が拡大している¹⁶⁷。その結果、外出の機会を失うことによる身体機能の低下とそれに伴う生活への支障が懸念される。また、休校措置によるスタッフ不足が介護サービスの継続を困難にしている。外出機会が減少することによ

¹⁶⁵ WHO Europe “Supporting older people during the COVID-19 pandemic is everyone’s business”, 2020 年 4 月 3 日 (<http://www.euro.who.int/en/health-topics/health-emergencies/coronavirus-covid-19/news/news/2020/4/supporting-older-people-during-the-covid-19-pandemic-is-everyones-business>)

¹⁶⁶ Economy Policy Institute “Older workers can’t work from home and are at higher risk for COVID-19”, 2020 年 3 月 31 日 (<https://www.epi.org/blog/older-workers-can-t-work-from-home-and-at-high-risk-for-covid-19/>)

¹⁶⁷ NHK 「全国 883 の介護サービス事業所が休業 新型コロナウイルス」2020 年 4 月 21 日 (<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20200421/k10012399411000.html>)

り、家庭内における精神的ストレスの蓄積や介護負担の増大、また経済的问题が要因となった高齢者虐待発生の可能性も指摘される¹⁶⁸。

厚労省も、ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」¹⁶⁹として手洗いの仕方や自宅でできる体操動画といった関連情報を記載するほか、「介護予防・日常生活支援総合事業等における新型コロナウイルスへの対応について」（2020年3月3日付け）「新型コロナウイルス感染症の拡大防止と介護予防の取組の推進について」（同年3月19日付け）及び「同（その2）」（同年3月27日付け）において、高齢者に関する介護事業下での感染拡大の防止に向けた対応及び自宅での時間が増加する中での対応に関する留意点を通知している。ここでは、運動・食生活及び口腔ケア・人との交流といった観点から、高齢者の生活を保つ上で推奨する事項が述べられている。

また、日本は、65～69歳は450万人、70歳以上は336万人が就労しているなど、米国、イギリス、ドイツといった国々と比べても高齢者就労率が非常に高く、労働力人口に占める65歳以上の割合は増加している。積極的に就労する場合のみならず、年金だけでは生活が支えられずやむを得ず働く高齢者も多く、高齢者の貧困率も深刻である。警備や清掃、マンション管理など高齢者が働く現場は主に非正規雇用であり、かつテレワークには馴染まない職種であることが多い。糖尿病や高血圧といった基礎疾患のある高齢者も多いことから、結果として高齢者の感染リスクを高めかねない¹⁷⁰。

（2）取組事例

自治体が自宅で可能な体操のコンテンツを公開する（愛知県豊明市）、セルフケアのチェック表の作成（奈良県生駒市）、自宅で実施可能な運動や栄養、睡眠に関するリーフレットを作成、周知する（広島県）といった取り組みが見られる。

海外では高齢者に十分な食料等がいきわたるよう、例えば、高齢者をはじめとする人々専用の買い物の時間帯を設定するスーパー¹⁷¹や地域のボランティアで日常生活を支える取組がなされているが、国内でも、「おつかいタクシー」といった、ドライバーが自宅と店舗を往復し、買い物などを代行するサービスや、オンライン医療と薬の宅配など、必要な

¹⁶⁸ 新潟県「高齢者の皆さん（ご家族）に気をつけていただきたいポイント【新型コロナウイルス感染症関連情報】」(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kourei-chuikanki.html>)

¹⁶⁹ 厚労省「新型コロナウイルス感染症への対応について（高齢者の皆さまへ）」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/yobou/index_00013.html)

¹⁷⁰ 飯島裕子「年金乏しく仕事休めず 働く高齢者を襲う新型コロナウイルス」2020年3月10日(<https://news.yahoo.co.jp/byline/ijimayuko/20200310-00166936/>)

¹⁷¹ Samantha Sault, “5 things supermarkets want you to know right now”, 2020年3月20日 (<https://www.weforum.org/agenda/2020/03/supermarkets-grocery-coronavirus-covid19-supply/>)

物資や医療が自宅にいても保障されるサービスが登場している¹⁷²。また、外出困難者の買い物代行など近所でのサポートを提供するスキルシェアアプリによるボランティアセンターの取組も始まっている¹⁷³。

3 企業における留意点・工夫

特に以下の高齢者への影響について調査し、その影響を緩和するよう、既存の施策に加え積極的な支援を含む対応策を講ずることが期待される。

- 高齢の労働者が負う経済的・健康上のリスク
- 介護サービスの制限による高齢者を介護する労働者の負担の増加

介護事業等、高齢者を直接の受益者とする事業については、介護事業等の従業員らの権利を保障することに加えて、従前の介護サービスが停止することによる高齢者固有のリスクの増加をどう防止するか、行政らと引き続き協議することが重要である。

また、それ以外の企業についても、在宅勤務に加えて自宅で介護を担う労働者も増えると考えられることから、適切な業務量となるように調整できる体制を整えることが求められる。さらに、高齢の労働者の健康管理と生活保障の方策を検討することも重要である。

第3 女性・ジェンダー、性的マイノリティ

1 女性等への影響と国際的な取組

既存のジェンダー間の格差は、新型コロナウイルスの影響にも顕著な差異を生じさせている。ジェンダーを理由とする暴力の増幅や労働者としての経済的な影響など、既に指摘されている社会構造に起因する不平等が様々な場面で露わになっている。以下の通り、多くの国際機関等において、問題点や対策の必要性が指摘されている。

(1) 国連事務総長による声明

グテーレス国連事務総長は2020年4月5日付けで「女性に対する暴力の防止と救済をCOVID-19に向けた国家規模の応急対応の計画の重要項目とすること」¹⁷⁴（日本政府仮訳）を発表した。同氏は、都市封鎖と隔離がウイルスの抑制に不可欠だとしても、この状

¹⁷² 大刀禰 マキ「新型コロナ感染を怖れる高齢者の介護に朗報」2020年4月16日
(<https://jpress.ismedia.jp/articles/-/60159>)

¹⁷³ エニタイムズ「ご近所助け合いコミュニティサービス『エニタイムズ』、新型コロナウイルス感染拡大・緊急事態宣言発令に伴い」2020年5月6日までシステム利用料の無料提供開始」2020年4月7日

(<https://prtines.jp/main/html/rd/p/000000021.000007784.html>)

¹⁷⁴ 内閣府男女共同参画局

(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200410_4.pdf)

況による経済的・社会的压力と恐怖の増大によって世界中で DV が急増していることに強い危機感を示している。政府に対し、オンラインサービス・市民社会組織への投資の増大、薬局や食料雑貨店に緊急警報システムを設置するといった安全策の導入を要請している。

（2）国連女性機関（UNW）における対応

ムランボ=ヌクカ国連女性機関（UN Women, UNW）事務局長は、同年4月6日付けて「女性と女児に対する暴力：陰のパンデミック」¹⁷⁵（日本政府仮訳）と題する声明を発表した。ここでも、各国のDVに関する電話相談窓口やシェルターの需要の高まりを指摘した上で、「外出制限が、治安、健康、金銭面での懸念から生じる精神的不安や緊張の助長」をもたらすとし、サービス不足の悪化に危機感を示している。加えて、暴力を経験したとしても、従来から助けを求めたり犯罪を報告したりする女性は40%未満、警察に行く女性は10%未満であることからして、現在のように公共サービスへの遮断が生じている現況での報告は更に困難であると述べる。DVは個人の人権侵害であるにとどまらず、経済的影響も生じる。過去の危機においても、草の根及び女性の組織やコミュニティが重要な役割を果たしてきたことから、今回も長期的な資金提供を含め、強力な支援が求められている。

UNWは、新型コロナウイルス対策のためのチェックリストも公表した。概要以下の10項目を挙げる¹⁷⁶。

1. 女性による資源、ホットラインやシェルターへのアクセスは確約されているか。
2. 経済的対策の対象は誰か、その対策は誰の利益のためか。
 - a. 一般的に男性の収入は女性より安定的かつ長期的であり結果的に、健康保険、失業手当といった社会保障へのアクセスに対する不平等が生じている。女性の声や関心がどのように意思決定過程や結果に反映されているか。
3. 男性より貧困かつ経済力が弱い女性への現金給付が、女性の家計上の男性依存を軽減させるものになっているか。
4. 多数が女性であるひとり親への支援は実施されているか。
5. 世界的に高齢者の過半数が女性（特に80歳以上）であるが、年金受給額が低いことが多いという状況への対応のために、高齢者の状況を把握しているか。情報が届いているか。

¹⁷⁵ 同上 (http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200410_3.pdf)

¹⁷⁶ UN Women “Checklist for COVID-19 response by UN Women Deputy Executive Director Asa Regner”, 2020年3月20日

(<https://www.unwomen.org/en/news/stories/2020/3/news-checklist-for-covid-19-response-by-ded-regner>)

6. 家庭内あるいは事業において高齢者の介護の多くを女性が担っているが、感染予防対策は十分か、また労働の対価は支払われているか。
7. 健康保険を保有している女性は男性よりも少ない国が多いことから、検査やヘルスケアは保障されているか。
8. 食料への安定したアクセスが必要であるが、農業や食料品店を含む低賃金の食料生産労働に占める女性の比率は非常に大きいが、労働条件・給与、土地へのアクセスといった環境は保障されているか。
9. 学校が閉鎖になり、オンラインやリモート授業に切り替わっている中で、男児が勉学を継続している間、女児が兄弟姉妹や祖父母の面倒を見ることになっていないか。
10. 医療システムが崩壊寸前である中、スタッフと妊婦にとって安全な状況での妊娠産婦のケアの継続が保障されているか。

また、UNWは、政府が実施できる5つの事柄を挙げるに際し、現在の状況がとりわけ女性に対し大きな損害を与えていたる要因として以下を指摘する¹⁷⁷。

1. 経済的・社会的影响が全ての人にとって深刻であるが、隔離や閉鎖によって影響を受けているフォーマル経済、例えば旅行、観光、レストラン、食料生産といった分野は女性の労働者の比率が高い。また、世界中のインフォーマル市場や農業でも大きな割合を占める。新興国、先進国を問わず、家庭内労働者、介護従事者は健康保険や社会的保障がない中で働いていることが多い。同時に、女性は典型的に介護負担が大きい。新型コロナウイルス以前から、女性は男性の3倍もの対価が支払われない（unpaid）介護を担ってきた。現在は、フォーマル経済の女性従業員は、労働、子どもの世話、高齢者介護そして家事のうち、一つかそれ以上のバランスをとっている。女性が世帯主の場合は特に脆弱である。
2. 女性の健康と安全に対する影響を及ぼしており、妊娠産婦に対する医療サービスへのアクセスが難しくなっている。現在の状況による虐待者への影響によって、女性個人の安全も脅かされている。
3. 医療従事者、とりわけ看護師が女性であり、彼女らの感染のリスクは高い。全ての医療従事者の安全衛生が確保されることを前提として、PPEだけではなく、生理用品やその他のニーズの確保は、彼女たちが十分に役割を果たすためにも重要である。

¹⁷⁷ UN Women, “Women and COVID-19: Five things governments can do”, 2020年3月26日(<https://www.unwomen.org/en/news/stories/2020/3/news-women-and-covid-19-governments-actions-by-deb-bhatia>)

4. 現在への対応の計画と実行過程において、鍵となる意思決定者の多くが男性であることは衝撃的である。

その上で政府が直ちに実行可能な5つの項目を挙げる。

1. 現況への対応の全ての過程で女性の看護師や医師が含まれるよう保障すること。
2. 全てのDV被害者のためのホットラインとサービスが確保されること。
3. 救済措置と対応策は、女性特有の状況を理解し、医療介護経済を認識した社会保障対策が含まれるべきである。健康保険が最も必要とする人の利益となること、自宅での子どもや高齢者の介護を必要とするために仕事に来られない人のための有給休暇や病気休暇の保障を意味する。
4. リーダーらは、現況への対応と回復のための意思決定に女性を含める方策を見つけるべきである。
5. 政策決定者は、家庭内で何が起きており、女性と男性間での子育て・介護の負担が平等になるよう支援すべきである。現在のジェンダーによる役割を「非ステレオタイプ化」する好機である。

さらに、UNWは、特にアジア・太平洋におけるジェンダー視点からの新型コロナウイルスによる影響に関する報告書「The First 100 Days of the COVID-19 Outbreak in Asia and the Pacific: A Gender Lenz」¹⁷⁸を4月9日に発表した。女性が多数を占める医療従事者のニーズやジェンダーに基づく暴力、対価のない子育て・介護に対する影響、教育へのアクセスの中止、情報への不平等なアクセスなどへの対応が現在の緊急時に直ちに求められていると指摘されている。そのほか、女性の障がい者や、多様な性自認・性的指向(SOGIESC)といった、とりわけ社会で取り残されている人々に対する影響への対応が求められている。

(2) ILOにおける指摘

ILOも、医療介護機関を含め健康分野で働く労働者の70%は女性を占めることから、彼らは、新型コロナウイルス対応のための長時間労働に加え、家庭での追加的な介護・育児も担うことになり、二重の負担があることを指摘する¹⁷⁹。

¹⁷⁸ UNW “The First 100 Days of the COVID-19 Outbreak in Asia and the Pacific: A Gender Lenz”, 2020年(<https://asiapacific.unwomen.org/en/digital-library/publications/2020/04/the-first-100-days-of-the-covid-19-outbreak-in-asia-and-the-pacific>)

¹⁷⁹ ILO “Women health workers: Working relentlessly in hospitals and at home”, 2020年4月7日(https://www.ilo.org/global/about-the-ilo/newsroom/news/WCMS_741060/lang--en/index.htm)

(3) 国連における政策文書の発表

国連からは4月9日付けで政策文書「The Impact of COVID-19 on Women (COVID-19の女性に対する影響)」¹⁸⁰も発表された。ここでも、経済回復措置の計画と実施がジェンダーレンズ（ジェンダーの視点）を通じたものである必要性に言及されている。これは、平等な賃金や平等な機会、社会保障の保障など、女性の経済参加を妨げている既存の障壁を除外することも含まれる。

(5) 女性のエンパワーメント原則（WEPs）による提言

女性のエンパワーメント原則（Women's Empowerment Principles, WEPs）は、民間セクターに対し、現在の状況は、即座の協働した、人間を中心でありジェンダーを考慮した対応が必要であると訴える¹⁸¹。政府、労働者代表や個人など全てのアクターが、女性・女児が直面する社会の不平等とステレオタイプに起因するリスクや脆弱性に取り組む必要があるとした上で、特に民間セクターはそのパワーや影響力、リソースを長期的な経済回復と従業員の人権とウェルビーイングを保障するために行使する責任を負うと述べる。そして、①全ての新型コロナウイルス対策の計画と意思決定に女性の平等な代表性を確保する②有償と無償の（子育てや介護といった）ケアの課題に取り組むことによって平等のための改革的な変化を推進する③新型コロナウイルスによる社会経済的影響に対する全ての取組に女性と女児を対象とするという3つの横断的優先事項を考慮すべきとする。

(6) グローバルコンパクトによる情報提供

グローバルコンパクトは、新型コロナウイルスに関し「#Uniting Business to Respond to COVID-19」というウェブサイトを開設し、オンラインコンテンツを提供しているが、「How Business Can Support Women in Times of Crisis」としてビジネスがいかに女性を支援できるかを検討するものもある¹⁸²。

(7) 性的マイノリティへの影響

多くの性的マイノリティも、今回の危機によって影響を受けている、レストラン、食品業界、病院、教育や小売業で従事していることが強調されている。性的マイノリティの若

¹⁸⁰ UN “Policy Brief: The Impact of COVID-19 on Women”, 2020年4月9日 (<https://www.unwomen.org/-/media/headquarters/attachments/sections/library/publications/2020/policy-brief-the-impact-of-covid-19-on-women-en.pdf?la=en&vs=1406>)

¹⁸¹ WEPs “COVID-19 and Gender Equality: A Call to Action for the Private Sector”, 2020年4月 (<https://www.weps.org/resource/covid-19-and-gender-equality-call-action-private-sector>)

¹⁸² UN Global Compact (<https://unglobalcompact.org/take-action/20th-anniversary-campaign/uniting-business-to-tackle-covid-19>)

者は更に、食料や資源を頼ってきた学校などが閉鎖されることで、支援のない家庭環境で過ごす時間が増えるといった環境による影響が甚大となる可能性がある。

性的マイノリティの人権問題に取り組むグローバルの団体である OutRights Action International も、性的マイノリティが現存する差別による医療ケアへのアクセスが不十分は不十分であり、失職や食料の安全といった生活の根源に関わるリスクが生じると指摘する。こういった状況下における、目的思考型（purpose driven）によるリーダーシップはかつてないほど重要であり、ビジネスセクターはそれを示す機会、むしろ責任があると指摘する。そして、ビジネスによる性的マイノリティを支援する方法として以下の3点を提唱する¹⁸³。

1. 意思決定に対する人権の視点を適用すること
 - 情報に基づく意思決定の際は正確な情報を活用し、それらの決定は人権に沿ったものであること、対策が最も脆弱な人々の即時及び長期的な回復を優先すること。
 - 個社、業界ごと、業界を超えた行動を計画する際には、影響を受けた全てのステークホルダーが協働のグローバルの戦略について知らされていること。
 - 脆弱性と自らの決定による影響を理解するために、事業活動を行なっている地域のコミュニティに深く根付いている地域のステークホルダーとグローバルの団体を特定すること。
2. 自らのコアバリューを増幅すること
 - 緊急時にはその内容は鍵となる。インクルージョンが最も優先されることを恒常に伝える必要がある。全てのコミュニケーションプラットフォームを、ステークホルダーにインクルージョンが自らの対応を支える価値であり、それは全ての人を意味することを伝えるために活用すること。公開の場で反駁することで、脆弱なコミュニティを傷つける偏見のあるメッセージを取り扱うこと。
3. コレクティブアクションを優先化し、学んだことを共有すること。
 - 全ての人にとって基本的かつ普遍的な人権を保持され続けること、権利を侵害したものが責任を取るべきであることを権威のある立場にある人々が理解することが重要である。共同声明やあるいは自らの行動をもって周りに影響を及ぼすいわゆる沈黙の外交によって、自分の立場を知らしめること。他者が誤りを犯すのを防ぎ、革新的なものも含め成功したアプローチを増大させること。ベストプラクティスを共有し、他者がそれを実施することを支援すること。

（8）各国政府における対応

¹⁸³ Jessica Stern, Dan Bross, “3 ways businesses can protect LGBTIQ rights in the face of COVID-19”, 2020年4月8日(<https://www.weforum.org/agenda/2020/04/lgbtiq-community-discrimination-healthcare-covid-19/>)

DV に対して各国は、予算措置に加えて、全国的な虐待ヘルpline の運営¹⁸⁴（イギリス）、シェルターや裁判上での対応の維持、24 時間対応のチャットや外出禁止令下でも営業を許可されている薬局から警察に通報できるシステムの構築¹⁸⁵（フランス）、薬局で被害者が特定の言葉を言うだけで薬局側が通報する仕組みの構築（スペイン）などを行なっている。

2 日本国内の影響と取組

（1）家庭内暴力（DV）のリスク

日本国内でも、全国女性シェルターネットが同年 3 月 30 日付けで厚労相に対して提出した「新型コロナウイルス対策状況下における DV・児童虐待防止に関する要望書」¹⁸⁶でも指摘しているように、各国と同様に DV のリスクの増加が懸念されている。同要望書では、在宅勤務の時間が延びたことによる影響として、例えば次のような相談を挙げている。

- 夫が在宅ワークになり、子どもも休校となったため、ストレスがたまり、夫が家族に身体的な暴力を振るうようになった。
- 夫がテレワークで自宅にいるようになり、これまで長時間労働ですれ違っていた夫が妻に家事一切を、押し付け、ことごとく文句を言うようになり、モラハラが起こってきた。
- かねてから DV で母子で家を出ようと準備していたが、自営業の夫が仕事がなくずっと在宅し、家族を監視したりするようになったので、避難が難しくなり、絶望している。
- 妻が子を残し、DV で避難したが、学校が休みになり子どもたちが父と一緒に過ごすようになって、大声で怒鳴ったり、幼児が泣くと夜も戸外にしめだされたりしたため、子どもたちが父の下から逃げ出した。一部の子ども（女児）は児相に保護されたが、部屋が足りず、男児は児相に保護されないでいる。

¹⁸⁴ BBC “Coronavirus: Domestic abuse victims ‘still allowed to leave home’”, 2020 年 3 月 29 日 (<https://www.bbc.com/news/uk-52081280>)

¹⁸⁵ フランス司法大臣によるプレスリリース（翻訳者 成城大学 町村泰貴教授）(<http://nwsnet.or.jp/statement/Appendix1France.pdf>)
クーリエジャパン「外出禁止令のフランスで急増する DV—政府が対策を発表」2020 年 3 月 29 日 (https://courrier.jp/news/archives/195448/?ate_cookie=1585721556)
伊藤和子「新型コロナによる外出自粛で家がまるで監獄。DV・虐待・家庭内暴力から逃げるには？」2020 年 3 月 29 日 (<https://news.yahoo.co.jp/byline/itokazuko/20200329-00170263/>)

¹⁸⁶ 特定非営利活動法人全国女性シェルターネット「新型コロナウイルス対策状況下における DV・児童虐待防止に関する要望書」2020 年 3 月 30 日付け (<http://nwsnet.or.jp/statement/20200330.pdf>)

- 相談センターの面談が休止になって電話相談のみになっているが、自営業の夫からのDVを相談中の被害者が夫と子どもが在宅しているので電話での相談は困難と思われ、連絡が途絶えている。
- DV夫と家庭内の別居中。発達障がいの子どもがいて、離婚できない状況。学校が休みになり、学童や子ども食堂も休みになり子どもが家にいることで、夫から妻、夫から子どもへ暴力が増え、妻も子どもへの暴力をしてしまう状況が起きている。

このようなDVに対する実効性のある支援の要望に対し、内閣府男女共同参画局は2020年4月3日付で、各都道府県男女共同参画主管課及び夫人保護施策主管課に対し、「新型コロナウイルス感染症への対応に係るDV被害者に対する適切な支援について」との事務連絡を送付し、外出自粛や休業等の状況下において、生活不安やストレスによるDV被害等の増加、深刻化が懸念された上で、感染拡大防止措置をとりつつ、DV被害者からの相談や民間シェルターでの保護等に関しては継続的かつ迅速な対応を求めている¹⁸⁷。

また、同局は4月20日より、24時間対応（ただし4月29日夜までは毎日9~21時）、ウェブ面談も含むSNS・メール相談（5月1日以降は多言語）、同行支援・保護・緊急の宿泊などを、緊急的に実施することを発表している¹⁸⁸。

（2）経済的影響

日本では、非正規労働者が全労働者に占める割合は男性が22.2%であるのに対し、女性は56.1%（2018年）である。また、賃金格差は男性一般労働者の給与水準を100とした場合、女性は73.3（2018年）である¹⁸⁹。このように、従前から経済的安定性に関しジェンダー格差が存在することは明らかであるなか、新型コロナウイルスの拡大による非正規労働者の収入の減少と生活苦が、女性を更に深刻な経済的状況に陥らせる危険が高いと言える¹⁹⁰。

（3）性的マイノリティへの影響

同性婚実現に向けた活動に取り組むMarriage For All Japanが実施した、新型コロナウ

¹⁸⁷ 内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室・厚労省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室事務連絡 2020年4月3日付け
(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/20200410_1.pdf)

¹⁸⁸ 内閣府男女共同参画局「DV相談体制の拡充」2020年4月
(http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/dv_navi/pdf/dv_soudan_plus.pdf)

¹⁸⁹ 内閣府男女共同参画局「男女共同参画白書 令和元年版」第1節就業をめぐる状況

¹⁹⁰ 時事ドットコムニュース「収入源、非正規で深刻化 新型コロナで休業・時短営業—連合総研」2020年4月18日(<https://www.jiji.com/jc/article?k=2020041800139&g=eco>)

イルスの影響に関するアンケートの結果概要は以下のとおりである¹⁹¹。

- 入院・緊急・万が一の時に家族として扱われ、連絡がとれるか不安
 - 入院時に家族とみなされず、同意書を記入できない問題
- 感染時の家族・友人・病院・会社・学校への報告や公表に関する不安
- PCR検査による予期せぬアウティング
 - 濃厚接触者として挙げられてしまうことで強制的に明かされてしまう
- リモートワークで生じる予期せぬアウティング
- パートナーの子どもの世話をするために仕事を休めない

(4) その他ジェンダーに関連する影響

性風俗業界で働く女性たちへの影響が大きいことも度々指摘されている。風俗業界で働く人向けの無料法律相談所「風テラス」には、3月は前年同月比の3倍である163件、4月は8日までに244件の相談が寄せられている¹⁹²。

3 企業における留意点・工夫

特に以下の女性・ジェンダー、性的マイノリティへの影響について調査し、その影響を緩和するよう、既存の施策に加え積極的な支援を含む対応策を講ずることが期待される。

- 在宅勤務や収入の低下が女性労働者に及ぼす影響
- 在宅時間が長くなることによるDVリスクの増加
- 新型コロナウイルス対応策について、計画から実施まで女性の声を反映させる仕組み
- 性的マイノリティが受ける影響

原則として、ジェンダーによって影響が異なることを認識し、あらゆる対応についてジェンダーレンズを適用することが肝要である。すなわち、新型コロナウイルスに関する施策やデータ収集を実行する際には、計画から実施まで当事者として女性が関わっていることを必ず確保し、ジェンダー差異が及ぼす影響について男女別データを集積することが有益である。

¹⁹¹ 一般社団法人 MarriageForAllJapan・結婚の自由をすべての人に「LGBTQ当事者からコロナ禍で『病院で家族として扱われるのか』『強制的なカミングアウトにつながる』等、不安や危機感の声が集まる。同性婚法制化を目指す団体が、緊急オンライン・アンケートの速報を発表」2020年4月21日

(<https://prtentimes.jp/main/html/rd/p/000000002.000054117.html>)

¹⁹² 東京新聞「<コロナ緊急事態>風俗業『生活どうすれば』子2人抱え 客足激減でも仕事」4月13日夕刊 (<https://www.tokyo-np.co.jp/article/national/list/202004/CK2020041302000050.html>)

DV 被害については、企業としての支援が可能であるかの検討、経済的影響については、現時点で明らかとなっている国の支援策の共有、今後の事業活動継続に際してどのようにジェンダーによるギャップを埋めていくことが可能か検討することが有益である。2019 年に採択された暴力とハラスメントに関する ILO 条約では、DV の影響を認識した上で、合理的に可能な限りその影響を労働環境においても緩和することが企業に対しても求められている（第 10 条(f)）。提言された具体的な措置¹⁹³は以下の通りである。

- a. DV 被害者のための休暇
- b. DV 被害者のための柔軟な就業環境及び保護
- c. 適切であれば DV 及びその結果と無関係な原因を除き、DV 被害者に対する解雇からの一時的な保護
- d. 就業環境のリスクアセスメントにおける DV の包含
- e. DV に対する公的な緩和措置が存在する場合の照会システム
- f. DV の影響に関する意識啓発

既存のジェンダーギャップが更に広がることがないよう、新型コロナウイルスの影響についてジェンダー間の格差を特定し、根本的に改善するための方策が期待される。

第4 障がい者

1 障がい者に対する影響および国際的な取組

障がい者についても、日々の暮らしでの影響のみならず、労働者としても固有の影響が及んでいる。いずれについても、障がい者権利条約に基づく障がい者の権利保障の必要性もふまえ、それぞれの障がい特性に沿った対応が期待される。

(1) WHO における指摘

WHO は、この間に障がいを特に考慮することの必要性に関し、障がい者に感染のリスクが高まる理由について、次の通り述べる¹⁹⁴。

- 洗面台などが物理的にアクセス不可能だったり手をこすることが身体的に困難といった理由から、手洗いといった基本的な衛生対策を実施することの困難性
- 更なる支援の必要性や施設入所ゆえのソーシャルディスタンシングを実行することの困難性
- 外部環境や物理的なサポートから情報を得るために物に触れる必要性
- 公共衛生に関する情報へのアクセスへのバリア

¹⁹³ ILO 第 206 号勧告、2019 年(https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/---asia/---ro-bangkok/---ilo-tokyo/documents/normativeinstrument/wcms_723155.pdf) (日本語仮訳)

¹⁹⁴ WHO “Disability considerations during the COVID-19 outbreak”, 2020 年 3 月 18 日 (<https://www.who.int/who-documents-detail/disability-considerations-during-the-covid-19-outbreak>)

感染した場合にも、現在の健康状態によってはそれが悪化する可能性があり、また医療サービスへのアクセスへの障壁から、とりわけリスクが増大することも言及する。こういった障がい者が直面するリスクについては、障がい者自身、国、ケアワーカー、地域のサービス提供者、施設従事者等が適切な行動をとることで減少できるとしてそれぞれに対する留意点を述べる。

障がい者の権利に関する国連特別報告者¹⁹⁵は、障がい者らが取り残されていると感じていると指摘し、ソーシャルディスタンシングや自主隔離が日々の生活について他者から支援を受けている人々にとっては困難である可能性があると述べた。また、接触と感染のリスクを軽減させるために、合理的配慮が重要であると強調し、そのために在宅勤務や収入の保障のための有給休暇の取得の必要性に言及した。同時に、家族や介護者も障がい者への支援のために、同様に合理的配慮を受ける必要がある可能性も述べた。加えて、障がい者とその家族が更に脆弱で貧困に陥るリスクを軽減させるための追加の財政的支援も求めた。

(2) International Disability Alliance における提言

International Disability Alliance は、障がいインクルーシブな新型コロナウイルス対応として鍵となる推奨事項を以下の通り挙げる¹⁹⁶。

1. 障がい者は、感染を軽減させる方法、公共の制限に関する計画や提供されるサービスに関する情報がアクセス可能な技術を使用したアクセス可能な多様なフォーマットによって受け取れること。
2. 特定の障がいについては、追加の保護対策が講じられるべきである。
3. 対応に関わる人たちに対する即座の啓発とトレーニングが重要である。
4. 全ての予防・対応策が障がいをもつ女性にインクルーシブかつアクセス可能であること。
5. 障がいに基づくいかなる施設入所や遺棄も許容されない。
6. 隔離中、支援サービス、パーソナルアシスタント、物理的またはコミュニケーション上のアクセシビリティが確保されること。
7. 公共の制約に関する方策は、障がい者も他者と同様に考慮されなければならない。

¹⁹⁵ OHCHR “COVID-19: Who is protecting the people with disabilities? – UN rights expert”, 2020年3月17日
[\(<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25725&LangID=E>\)](https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25725&LangID=E)

¹⁹⁶ “International Disability Alliance Key Recommendations toward a Disability-Inclusive COVID-19 Response” 2020年3月19日
[\(<http://www.internationaldisabilityalliance.org/content/covid-19-and-disability-movement>\)](http://www.internationaldisabilityalliance.org/content/covid-19-and-disability-movement)

8. 新型コロナウイルスによる医療サービスを必要とする障がい者は、障がいを理由として劣後されてはならない。
9. 障がい者担当部局（Office for Persons with Disabilities）は、障がい者とその家族に関する啓発について重要な役割を担うことが可能であり、またそうすべきである。
10. 障がい者担当部局は、新型コロナウイルスに対する障がいインクルーシブな対応に関するアドボカシーについて重要な役割を担うことが可能であり、またそうすべきである。

また、障がい者が社会に存在するステイグマ（偏見）の対象となってきた歴史を踏まえ、WHOは、新型コロナウイルスの感染者を参考する際に、特定の民族や国籍を付隨させず、どこにいようとどの国の出身者であろうと思いやりの気持ちをもつこと、そして「被害者」「障がい者」といった呼び方はせずに、回復後は仕事を続け、家族や愛する人々との生活が続くよう、ステイグマを減らすよう求めている¹⁹⁷。

（3）HRWにおける問題提起

HRW¹⁹⁸も、差別的対応や情報への障壁、ソーシャルサービス、ケアサービス、ソーシャルインクルージョン、教育といった要因によって、障がい者がとりわけ脆弱な立場におかれることに警鐘を鳴らす。

（4）ILOにおける提言

障がい者の労働者としての権利保障について、ILOは5つのキーポイントを述べる¹⁹⁹。

1. 平等を促進する解決策を支援すること
 - 例えば、在宅勤務は、障がい者がオフィスと同様に自宅でも適切な機器があること。
2. コミュニケーションがアクセス可能で障がい障インクルーシブであること
 - テレワークの設定といった勤務関連情報が手話やルビ、アクセス可能なウェブサイトによってアクセス可能であること
3. 適切な社会保障を提供すること

¹⁹⁷ WHO Mental health and psychosocial considerations during the COVID-19 outbreak”, 2020年3月18日(<https://www.who.int/publications-detail/mental-health-and-psychosocial-considerations-during-the-covid-19-outbreak>)

¹⁹⁸ HRW “Protect Rights of People with Disabilities During COVID-19”, 2020年3月26日(<https://www.hrw.org/news/2020/03/26/protect-rights-people-disabilities-during-covid-19>)

¹⁹⁹ ILO “No one left behind, not now, not ever – Persons with disabilities in the COVID-19 response”, 2020年4月8日(https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/ed_emp/-/ifp_skills/documents/publication/wcms_741287.pdf)

- 障がい者にとっては追加の支出を負担するために社会保障は重要であり、今回の危機を契機にそれは増額する可能性もある。
 - 障がいのある女性の失業率は既に高いことからも、ジェンダーに対応した社会保障の計画が必要である。
4. 労働者の権利を今、そしていつでも確保すること
- 社会的対話と参加という障がい者の権利運動と労働者の権利運動のいずれでも中核となるものは、これまでになく必要性がある。障がい者の当事者団体も含めた多角的な視点が多様な解決をもたらす。そのために、国際労働基準とともに国連障がい者権利条約を適用することが重要である。
5. ナラティブ（話）を変容させること
- 全ての事項において、障がい者を被害者ではなく、チャンピオンでありそしてユーザーとして、新型コロナウイルス対策の共同当事者として含めることが重要である。

これに先立ち同年3月24日にILOのGlobal Business and Disability Networkが開催したウェビナーでは、中国と英国の経験の共有を含め、新型コロナウイルスへの労働分野での対応における障がいインクルージョンへの取り組みが議論された²⁰⁰。

（5）その他の取組

このほか、米国の雇用の機会平等コミッショナ（Equal Employment Opportunity Commission）が障がい者法（American Disability Act）やリハビリテーション法といった関連する法律と新型コロナウイルスに関するQ&Aを公表しており、合理的配慮の項目は参考になる²⁰¹（要検討）。

Disability Rights Fund²⁰²も障がい者の権利と新型コロナウイルスに関する情報を集積しており参考になる。

2 日本国内の影響と取り組み

²⁰⁰ ILO Global Business and Disability Network, “Webinar, 24 March – Disability Inclusion in COVID-19 responses in the World of Work” (<http://www.businessanddisability.org/news/webinar-24-march-disability-inclusion-in-covid-19-responses-in-the-world-of-work/>)

²⁰¹ U.S. Equal Employment Opportunity Commission “What you should know about COVID-19 and the ADA, the Rehabilitation Act, and other EEO Laws”, 2020年4月23日

(https://www.eeoc.gov/eeoc/newsroom/wysk/wysk_ada_rehabilitaion_act_coronavirus.cfm)

²⁰² Disability Rights Fund “COVID-19 and Persons with Disabilities” (<https://disabilityrightsfund.org/covid19/>)

(1) 労働者としての影響

障がい者については合理的配慮（障がい者権利条約第2条、障がい者差別解消法第5条）を実施することが求められるが、特に東京都では条例によって企業にもこれが義務付けられている（障がい者差別解消条例第7条）。

バリア（障がい）をバリュー（価値）に変えることを理念として企業に対する支援を実施している株式会社ミライロによる「新型コロナウイルスの影響実態調査結果」（2020年3月30日付け）²⁰³では、障がい者からの次のような声が紹介されている。

- 各種テレワークを利用して困ることや意見について

* 在宅勤務

- ・就労時のヘルパー利用ができない（肢体不自由）
- ・視覚に頼らざるを得ない資料が必要な時に周囲のサポートを受けられない（視覚障がい）
- ・電話会議が難しい（聴覚障がい）
- ・1人自宅で居ると集中がなかなかできず、思うように仕事が進まない。（発達障がい）

* 時差出勤

- ・ノンステップのバスの時間が決められていないため、時間をずらせない（肢体不自由）
- ・時差出勤すれば朝は楽ですが、帰りが遅くなるのも身体が疲れる（肢体不自由）
- ・介護短時間勤務のため対象外にされている（聴覚障がい）
- ・基礎疾患も持っているため、自主的に出社していない（精神障がい）

* 遠隔会議

- ・タイピングが遅いためメモを取りづらい（肢体不自由）
- ・会議に使用するソフトが画面読み上げに対応しておらず、操作が困難（視覚障がい）
- ・音が悪くて聞こえない。画像が荒くて、口元が見えない（聴覚障がい）
- ・部屋が散らかっているので遠隔会議をすることが少し恥ずかしい（発達障がい）

このほか、障がい者の就労継続支援事業所では受注や訪問販売の中止により、売り上げが激減したことにより、利用者である障がい者の給与額も減額している。きょうされん（障がい者に関わる事業を対象とする事業所の加盟団体）による、2020年4月17日付け「きょうされん新型コロナウイルスに関する緊急実態調査報告」²⁰⁴によれば、会員事務所

²⁰³ 株式会社ミライロ「障害のある当事者を対象に、『新型コロナウイルスによる影響』を調査しました」2020年3月30日(<https://www.mirairo.co.jp/information/post-00001>)

²⁰⁴ きょうされん「きょうされん新型コロナウイルスに関する緊急実態調査報告」2020年4月17日(<https://www.kyosaren.or.jp/wp-content/uploads/2020/04/1497b19c79d98eb53bbf1bf8156f6c3f.pdf>)

(就労継続支援 A型・B型、生活介護、グループホーム、地域活動支援センター、相談支援事業など) から下記の通りの報告が寄せられている。

- 回答時点でマスクやアルコールが自治体から配布される見通しのない事業所が総回答の半数にあたる 180 カ所に上る。また、現時点で配布された事業所でも、1カ月後には不足するといった声も聞かれた。
- 従来通りの報酬を算定できるか分からないと回答した事業所が、全体の 6 割強の 198 カ所。自治体によって対応が異なる。
- 3 月分の工費が 2 割以上減ると回答した事業所は 77 カ所。

加えて、感染予防対策が十分に取れず、自治体による支援の見通しも立たないことによる不安や、就労支援について対面での支援が困難な場合の代替支援に関する自治体ごとの対応の差が生じることへの改善の声があった。また、余暇の活動ができないことから利用者へのストレスがかかっていることや、自粛の意味を理解しづらい利用者への説明の難しさ、自宅で一人で過ごすことになる利用者の生命への不安が述べられている。休校等による職員数の調整の難しさが、職員の負担増、また、作業所を閉めることができることも指摘された。

(2) その他の影響について

上記の株式会社ミライロによる調査では、日常生活上の困難の例として以下が挙げられた。

- 車いすでは届かない高さに消毒液が置かれていることが多い（肢体不自由）
- 日常生活では物を触って確認することが多いのでこの時期特に心配である（視覚障がい）
- マスクをしていると会話ができない（聴覚障がい）
- どの情報が正しく、そうでないのか、パニックになってしまう（精神障がい）
- 「ウイルス」という概念がわからず、マスクの着用を拒否される（知的障がい児の保護者）

(3) 日本国内の取組

厚生労働省より出されている就労継続支援事業も含む、福祉・介護障がい福祉サービス等事業における対応に関する事務連絡については、きょうされんがその一覧を提供している²⁰⁵。このほか、DPI 日本国会議²⁰⁶障がいが、関連する国際的な情報を提供している。

²⁰⁵ きょうされん「<きょうされんコメント付き>新型コロナウイルス感染症への対応等・厚労省事務連絡」(<https://www.kyosaren.or.jp/seisaku/administration/11322/>)

²⁰⁶ 認定 NPO 法人 DPI 日本国会議「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) と障害者に関する国際的情報リスト (英語)」(<http://dpi-japan.org/blog/oshirase/>)

3 企業における留意点・工夫

既存の対応策に加えて、特に以下の対応策を講ずることが期待される。

- 障がいのある労働者に対して、障がい特性に適した情報提供も含む、生活・就労環境の変化に伴う合理的配慮
- 新型コロナウイルス対応策について、計画から実施まで障がい当事者の声を反映させる仕組み

リモートワーク等の新たな制度の導入を含む新型コロナウイルス対策について、障がい者への合理的配慮が確保されるよう、計画段階から当事者の意見が反映されるよう保証することが期待される。まずは、現時点で障がいをもつ従業員にいかなるニーズがあるかを把握し、その対応について合理的配慮の観点から検討することが求められる。その検討と対応については、障がい者の当事者団体などとの連携などを通じ、必要な視点が提供されるように留意することが望ましい。

第5 外国人

1 外国人に対する影響及び国際的な取組

外国人労働者に対する影響と対応については既に第2章で触れていることから、ここではそのほか国籍などに起因する影響について触れる。

国連のマイノリティの問題に関する特別報告者は、新型コロナウイルスは健康問題にとどまらず、外国人嫌悪（ゼノフォビア）、ヘイトや排除を悪化するウイルスであると警鐘を鳴らした²⁰⁷。中国やその他アジア人に対する身体的暴行や、マイノリティを責めるようなヘイトスピーチ、医療サービスへの受け入れを拒否するよう求める政治家といった報告は、最も脆弱かつ取り残されている人々を含む全ての人の人権が保護されるべきことを、国は直ちに強調することが必要であることを示す。マイノリティや先住民は、公衆衛生といった非常に重要な情報・サービスにアクセスしていない可能性もあり、彼らに情報を届け、支援し、保護するために、国際社会と国が協力することが重要である。

2 日本国内の影響と取組

国内では、商業活動も含め、新型コロナウイルス感染流行を契機とする特定の国籍に対する差別的な言動も見受けられる²⁰⁸。

²⁰⁷ OHCHR “COVID-19 fears should not be exploited to attack and exclude minorities – UN expert”, 2020年3月30日
(<https://www.ohchr.org/EN/NewsEvents/Pages/DisplayNews.aspx?NewsID=25757&LangID=E>)

²⁰⁸ 安田浩一 「『命の線引きされた気持ち』新型コロナ拡大が招く『外国人嫌悪』の危う

また、外国人留学生は、アルバイトによって生計を維持していることも多く、アルバイト先の店舗の営業時間短縮、外出自粛による売上の減少は、彼らの生活にも影響を及ぼしている²⁰⁹。国内の学生と同様に、卒業後の就職予定先から内定の取り消しの可能性もある。

移住連は政府や自治体に対し、新型コロナウイルス流行と結びついた差別や排外主義的な言動は許されないという明確な姿勢を示すこと、また、移民・民族的マイノリティの人権保障および脆弱な位置におかれた人びとを保護することを求めた。そのために、多言語での情報提供や、人権に基づくきめ細やかなサービス提供が必要と述べる。その上で政府、報道機関、そして市民に、正確で公正な情報発信を行うよう要請した²¹⁰。

情報アクセス保障のために、厚労省の新型コロナウイルス関連のQ&Aなどをやさしい日本語に翻訳したものが外務省のウェブサイトに掲載されている²¹¹。

また、多文化共生ポータルサイト（一般財団法人自治体国際化協会）²¹²では、支援者向けの関連情報として、新型コロナウイルスに関する基本的な情報と、感染予防・拡大防止のための情報提供実施のための多言語のテンプレートや省庁による関連情報、各自治体での多言語情報提供事例がまとめられている。

3 企業における留意点・工夫

既存の対応策に加えて、特に以下の対応策を講ずることが期待される。

- 多言語での情報提供の実施
- 特定の人種等に対する差別・偏見の防止及び外部に対してこれを許容しないことの明確な意思表示

情報やサービスの提供に際して、多言語で対応し、情報へのアクセスを保障することがまず重要である。また、多くの企業が既に人権方針で述べているように、国籍・民族等に基づく差別を許容しないことを改めて外部に示す、そして、仮に自社に関連する事業でこのような言動が報告された場合には厳格に対処すべきである。

さ」2020年4月4日(<https://news.yahoo.co.jp/byline/yasudakoichi/20200404-00171271/>)

²⁰⁹ 巣内尚子「『アルバイト減少』『内定取り消しの可能性』留学生から悲鳴、日本経済支える外国人と30万人計画のひずみ」2020年4月11日

(<https://news.yahoo.co.jp/byline/sunainaoko/20200411-00172498/>)

²¹⁰ 特定非営利活動法人 移住者と連帯する全国ネットワーク「【声明】新型コロナウイルス流行にともなう緊急アピール」2020年3月18日

(<https://migrants.jp/news/voice/20200318.html>)

²¹¹ 法務省「外国人生活支援ポータルサイト」

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00052.html)

²¹² 一般財団法人自治体国際化協会「多文化共生ポータルサイト」

(<http://www.clair.or.jp/tabunka/portal/info/contents/114514.php>)

第6章 プライバシー

第1 デジタル監視技術のプライバシーへの影響

各国政府が、企業などと協力しながら、デジタル技術を活用して、新型コロナウイルスの感染者や隔離対象者の位置情報等を収集し、その行動を追跡・監視する取組が広がっている。また、テクノロジー企業を中心として、感染者等との接触の可能性を通知したり、感染が疑われる人々を特定するための携帯電話のアプリケーションを開発・提供する動きも広がっている。

このような取組は、感染経路を特定し、感染拡大を防止する観点から有用な場合もある。一方、政府が市民を監視することを許容し、個人情報の不正利用の危険性があるとして、多数の市民社会団体からプライバシー侵害の懸念が高まっている。企業にも、プライバシーに配慮した形での技術の開発・提供や感染拡大防止を目指す政府の取組への協力が求められている。

1 各国におけるデジタル監視技術の活用の動向

各国政府における、感染経路の特定のための、デジタル技術の活用の動向は以下の通りである。

(1) 中国

- アパートや職場に入るのに QR code のスキャン、氏名・ID の記入、体温、最近の渡航歴の記載を要求。電話会社が人々の動きの追跡を要請。WeChat や Weibo のようなソーシャルメディアプラットフォームに感染が疑われる人物を報告するためのホットラインを設置。いくつかの市は、感染が疑われる近隣者の通報した人々を報奨。中国企業が、体温が高い又はマスクをしていない人々を特定する顔認証技術を導入。個人の健康情報をを利用して感染者が近接していることを警告するアプリケーションも開発されている。(The Guardian 3月9日)²¹³
- Alibaba のウォレットアプリ Alipay の利用者を対象に、Alipay Health Code と呼ばれる、人々の健康状態を緑・黄・赤色で示し、隔離が必要か否かを判断するソフトウェアの利用を要求。このシステムがすでに 200 の都市で使用され、全国に拡大 (New York Times 3月1日)²¹⁴。

²¹³ 'The new normal': China's excessive coronavirus public monitoring could be here to stay, The Guardian, 2020年3月9日

(<https://www.theguardian.com/world/2020/mar/09/the-new-normal-chinas-excessive-coronavirus-public-monitoring-could-be-here-to-stay#maincontent>)

²¹⁴ In Coronavirus Fight, China Gives Citizens a Color Code, With Red Flags, New York Times, 2020年3月1日 (<https://www.nytimes.com/2020/03/01/business/china-coronavirus-surveillance.html>)

(2) 韓国

- 政府機関が監視カメラ画像、スマートフォンの位置情報、クレジットカードの購入履歴を、感染者を追跡し、ウィルス感染経路を特定するために利用（New York Times 3月 23 日）²¹⁵。

(3) シンガポール

- シンガポール政府は、Bluetooth を活用してユーザー間との近接性を追跡し、新型コロナウィルス感染者又は感染リスクが高い人との接触を警告する、TraceTogether、と呼ばれるスマートフォンアプリを導入し、感染状況を監視（Business Insider 3月 24 日）²¹⁶。

(4) 米国

- 米国政府は、Facebook、Google などのテクノロジー企業と共に、携帯電話からの匿名の位置情報から、感染者の位置をマッピングし、人々が相互に安全な距離を保っているか否かを追跡することを検討（Washington Post 3月 19 日）²¹⁷。
- Apple と Google が、政府と協力の上、Bluetooth の技術を活用して感染者との接触を確認し、経過観察や自己隔離の要否を判断する、API と呼ばれる iPhone と Android アプリを導入することを発表（CNBC 4月 10 日）²¹⁸。

(5) イタリア

- イタリアのロンバルディア州当局は、市民の携帯電話の位置情報を分析し、政府のロックダウンの命令に従っているか否か、毎日の移動距離など確認。約 40 %の人々が動きすぎていると、政府関係者が話している（New York Times 3月 23 日）。
- ドローンを用いて人々がロックダウン命令に反していないか否かを監視し、違反の場合は罰金を徴収。ドローンの熱センサーにより人々の体温を測定し、感染の可能性も確認（The Star 2020 年 4 月 11 日）²¹⁹。

²¹⁵ “As Coronavirus Surveillance Escalates, Personal Privacy Plummets” New York Times, 2020 年 3 月 23 日

(<https://www.nytimes.com/2020/03/23/technology/coronavirus-surveillance-tracking-privacy.html?referringSource=articleShare>)

²¹⁶ “Singapore is using a high-tech surveillance app to track the coronavirus, keeping schools and businesses open.”, Business Insider, 2020 年 3 月 24 日

(<https://www.businessinsider.com/singapore-coronavirus-app-tracking-testing-no-shutdown-how-it-works-2020-3>)

²¹⁷ “US Government, Tech Industry Discussing Ways To Use Smartphone Location Data To Combat Coronavirus”, Washington Post, 2020 年 3 月 19 日

²¹⁸ “Apple and Google team up to track spread of coronavirus using iPhone and Android apps”, CNBC, 2020 年 4 月 10 日 (<https://www.cnbc.com/2020/04/10/apple-google-team-up-to-track-coronavirus-spread-using-iphone-android.html>)

²¹⁹ “Covid-19: Drones take Italians' temperature and issue fines”, The Star, 2020 年 4 月 11 日 (<https://www.thestar.com.my/tech/tech-news/2020/04/11/covid-19-drones-take-italians-temperature-and-issue-fines>)

(6) 欧州

- 欧州の各國政府が感染状況を追跡し、隔離中の人々を監視するためにデジタル技術を活用。例えば、ポーランドでは、海外から帰国者で2週間の隔離を必要とする人々向けに、Home Quarantineと呼ばれる携帯電話のアプリを導入。個人情報と写真をアップロードすると、携帯にテキストが送られ、自撮りした写真を再度アップロードする必要がある。顔認証がなされ、携帯の位置情報が登録住所と照合される(Reuter3月26日)²²⁰。

(7) イスラエル

- イスラエル政府は、感染者及び感染が疑われる者の携帯電話の番号に基づき、その行動や接触状況を追跡することを可能とする技術の利用を承認した。Shin Betと呼ばれるイスラエル公安庁はこのような技術をこれまでテロ対策のために利用してきたところ、民間人に利用することは今回が初めてであるという(CNN 3月18日)²²¹。

(8) 日本

- 厚生労働省は、民間事業者等に対して、新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供に関する協定締結を呼びかけ(厚生労働省3月27日報道発表)²²²。
- 厚生労働省とLINEは「新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供に関する協定」を締結。厚生労働省が、LINEから健康調査結果の情報の提供を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の目的において利用(厚生労働省3月31日報道発表)²²³。
- 個人情報保護委員会は、本人の同意を得ることなく目的外利用や第三者への提供が許される個人情報保護法の例外規定を挙げた上で、新型コロナウイルス感染拡大防止に当たってこれらの例外の適用も含めて対応することが可能であることを明記した(個人情報保護委員会4月2日)²²⁴。
- 日本政府は、一般社団法人「コード・フォー・ジャパン」と共同し、新型コロナウイルスの感染者と濃厚接触した可能性がある人に警告するスマートフォン向けアプリにつ

²²⁰ "In Europe, tech battle against coronavirus clashes with privacy culture" Reuters, 2020年3月26日 (<https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-europe-tech-poland/in-europe-tech-battle-against-coronavirus-clashes-with-privacy-culture-idUSKBN21D1CC>)

²²¹ "Israel is deploying spy technology to track the virus, prompting fears of privacy invasion", CNN, 2020年3月18日 (<https://edition.cnn.com/2020/03/18/tech/israel-coronavirus-technology-intl/index.html>)

²²² 新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供に関する協定締結の呼びかけについて (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10506.html)

²²³ 厚生労働省とLINEは「新型コロナウイルス感染症のクラスター対策に資する情報提供に関する協定」を締結しました (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10575.html)

²²⁴ 個人情報保護委員会「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とした個人データの取扱について」

いて 5 月上旬の提供開始を目指すことを発表（共同通信 4 月 17 日）²²⁵。

2 プライバシーなどの人権侵害に対する懸念の高まり

（1）Amnesty International ほか 100 以上の NGO による共同声明

上記のように各国におけるデジタル監視技術の活用が拡がる中、Amnesty International のほか Access Now, Human Rights Watch, Privacy International を含む 100 以上の NGO は、4 月 2 日、「States use of digital surveillance technologies to fight pandemic must respect human rights (国会のパンデミックと闘うためのデジタル監視技術の利用は人権を尊重しなければ何らない）」と題する共同声明を発表した²²⁶。

この共同声明において、デジタル監視技術の利用にあたり、人権を保護し過剰な監視を防止するための 8 つの条件を提示した。概要は以下の通り。

- 1 監視措置は合法で必要最小限度のものである必要。
- 2 政府が監視権限を拡大するのであれば、それは時限的なものである必要。
- 3 集積された個人情報は新型コロナウイルス感染防止の目的のみに利用される必要。
- 4 個人情報を保護するための十分なセキュリティ措置を確保する必要。匿名化は証拠と十分な情報に基づく必要。
- 5 ビッグデータ・AI を含むデジタル監視技術の利用は、そのような技術が差別その他の権利侵害を助長するリスクを対処する必要。
- 6 他の官民セクターとのデータ共有契約の締結は法律に基づく必要があり、当該契約の存在及びプライバシー・人権への影響に関する情報が開示される必要。政府の対策に協力する企業は人権 DD を実施し、他の商業的利益の介在を遮断する必要。
- 7 すべての対策はアカウンタビリティを確保し、濫用から保護される必要。監視措置にあたっては独立機関による監督、データ利用状況に関する情報提供、監視下におかれる個人に対する救済へのアクセスを確保すべき。
- 8 対策にあたっては公衆衛生の専門家及び脆弱な立場のグループを含むステークホルダーの意義ある参加を含む必要。

（2）主要メディアにおける報道

各国の主要メディアにおいても、デジタル技術利用に関するプライバシー侵害の懸念に関して、報道が行われている。報道の例は以下の通り。

ビジネスと人権資料センターも、新型コロナウイルス感染拡大に伴う Surveillance,

²²⁵ 共同通信「5 月にもコロナ警告アプリ提供へ 濃厚接触の疑いがある人に」（2020 年 4 月 17 日）

²²⁶ <https://www.amnesty.org/en/latest/news/2020/04/covid19-digital-surveillance-ngo/>

censorship & privacy の問題に関して特設のページを設けて、情報を集積している²²⁷。

- 日本経済新聞 4月9日記事「コロナ禍のデジタル監視、個人情報蓄積の懸念も」²²⁸。
- Japan Times3月29日記事「One victim of COVID-19 pandemic may be privacy rights (新型コロナウイルスのパンデミックの被害者の一人はプライバシー権かもしれない)」²²⁹
- Reuters 3月26日記事「In Europe, tech battle against coronavirus clashes with privacy culture (ヨーロッパで新型コロナウイルス対策の技術がプライバシーの文化を衝突している)」²³⁰
- New York Times3月23日記事「As Coronavirus Surveillance Escalates, Personal Privacy Plummets (新型コロナウイルスに関する監視が高まるにつれ、個人プライバシーが下がる)」²³¹
- CNBC 3月27日記事「Use of surveillance to fight coronavirus raises concerns about government power after pandemic ends (新型コロナウイルスと闘うための監視措置の利用がパンデミック収束後の政府の権限に関する懸念を生じさせている)」²³²

第2 デジタル監視技術のプライバシー保護のための提言・取組

1 Access Nowによる提言

プライバシー保護に取り組むNGOであるAccess Nowは、3月31日、「Recommendations on privacy and data protection in the fight against COVID-19 (新型コロナウイルス対策におけるプライバシー・データ保護に関する提言)」を発表した²³³。

同提言においては、以下の通り、新型コロナウイルス対策としてのアプリ、ウェブサイトその他のサービスにおける官民連携上の留意点も示されている。

- 官民連携に透明性を確保する
- 人権影響評価とDDの手続を全ての官民連携・公共調達において義務的に実施する
- 企業の人権侵害に関する前歴を考慮し、人権侵害を組織的に行っている企業を排除

²²⁷ <https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-coronavirus-outbreak/covid-19-coronavirus-outbreak-surveillance-censorship-privacy>

²²⁸ <https://www.nikkei.com/article/DGXMZ057773630X00C20A4I10000/>

²²⁹ <https://www.japantimes.co.jp/news/2020/03/29/world/coronavirus-pandemic-privacy-rights/>

²³⁰ <https://www.reuters.com/article/us-health-coronavirus-europe-tech-poland/in-europe-tech-battle-against-coronavirus-clashes-with-privacy-culture-idUSKBN21D1CC>

²³¹ <https://www.nytimes.com/2020/03/23/technology/coronavirus-surveillance-tracking-privacy.html?referringSource=articleShare>

²³² <https://www.cnbc.com/2020/03/27/coronavirus-surveillance-used-by-governments-to-fight-pandemic-privacy-concerns.html>

²³³ <https://www.accessnow.org/cms/assets/uploads/2020/03/Access-Now-recommendations-on-Covid-and-data-protection-and-privacy.pdf>

する

- プライバシー及びデータ保護に関する原則を適用する
- 企業に対しデータの再利用及び収益化を禁止する
- 製品の公開された透明性のある監査を許容する
- AI・顔認証技術などの技術的なソリューションに対して警戒する
- 顔認証争いのある監視システムに投資しない

2 EUにおける携帯電話追跡アプリに関するルール形成

(1) 提言・原則の発表

欧州委員会は、4月8日、新型コロナウイルス感染拡大防止のための携帯電話を利用した追跡アプリの利用に関して、加盟国政府が GDPR（一般データ保護規則）に遵守しプライバシーに配慮した形で行うための共通のアプローチに関する提言（Coronavirus: Commission adopts Recommendation to support exit strategies through mobile data and apps²³⁴）を採択した²³⁴。

同提言は、以下の2つの側面にフォーカスして、データセキュリティやプライバシー・データ保護などのEUの基本的人権に関する中核的な原則を設定している。

① 追跡を行うための携帯電話のアプリの利用に関する欧洲全体を通じて調整したアプローチ

- 携帯電話情報の実効性を確保するための仕様
- 互換性のないアプリの拡散防止
- 公衆衛生当局が適用するガバナンスマネカニズム
- 好事例やメカニズムの紹介
- 関連する疫学関係の公的機関とのデータの共有

② ウィルスの進行をモデル化し予測するための欧洲共通のアプローチ

- 匿名で集積された携帯電話の位置情報の活用

(2) ツールボックスの発表

欧州委員会は、上記提言・原則をふまえて、4月15日、携帯電話の追跡アプリの開発・利用における要求事項を整理したツールボックスの第1版「Mobile applications to support contact tracing in the EU's fight against COVID-19: Common EU Toolbox for Member States」を発表した²³⁵。

ツールボックスは、携帯電話の追跡アプリの要求事項として、①任意のものであること、②国家の保健当職によって承認されたものであること、③プライバシーを保護するものであること（個人データが安全に匿名化されたものであること）、④不要になった場合は解体

²³⁴ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_626

²³⁵ https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/ehealth/docs/covid-19_apps_en.pdf

されるものであることを要件としている。

第3 企業における留意点・工夫

新型コロナウイルス感染拡大防止のためのデジタル監視技術の活用のプライバシーへの影響に関して、企業はいかなる点に留意すべきか。

企業の対策の検討にあたって、企業の間接的な影響を含めて人権への影響を評価し、対処するための人権 DD の枠組みの活用は有益である。すなわち、デジタル監視技術の活用の主体は主に政府であるところ、追跡アプリなどのデジタル技術を開発・提供する企業においても、自社が提供した技術がどのように利用されるのかを確認することが重要である。また、企業が政府に対し、従業員や顧客などのデータを提供する場合にも、データ保護規制を遵守することは当然であるが、提供したデータがどのように利用されるのかを十分に確認することが重要である。この場合、第1で紹介した、各国政府におけるデジタル監視技術の活用の動向やこれに対するプライバシー侵害の懸念を十分に踏まえる必要がある。

企業がデジタル監視技術の活用のために政府と連携にあたっては、第2の1で紹介した Access Now の官民連携上の留意点をふまえて、影響の評価・対処を行うことが有益である。また、自社と関係し得るデジタル監視技術が第2の2で紹介した EU の原則や要求事項と比較してどのようなギャップがあるかを確認することも有益であろう。

参考サイト・ガイダンス・ツール一覧

第1章 サプライチェーン

○参考サイト

- Business and Human Rights Resource Centre

<https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-coronavirus-outbreak/covid-19-coronavirus-outbreak-supply-chain-workers>

新型コロナウイルス感染拡大のサプライヤー労働者への影響に関する情報を集積

- ILO Country policy response

<https://www.ilo.org/global/topics/coronavirus/country-responses/lang--en/index.htm>

各国の労働者保護施策を整理

- OECD Country Policy Tracker

<http://oecd.org/coronavirus/en/>

各国の経済支援策を含めた対策の状況を集約

- Fair Labor Association Country Specific Updates

<https://www.fairlabor.org/blog/entry/country-specific-updates-provisions-workers-response-covid-19-pandemic>

各国政府の労働者保護施策の概要を更新

○参考ガイダンス・ツール

- OECD 「Policy Note: COVID-19 and Responsible Business Conduct」

https://read.oecd-ilibrary.org/view/?ref=129_129619-6upr496iui&title=COVID-19-and-Responsible-Business-Conduct

OECD 多国籍企業行動指針や関連ガイダンスの適用方法を整理

- Fair Labor Association “Protecting Workers During And After The Global Pandemic

<https://www.fairlabor.org/report/protecting-workers-during-and-after-global-pandemic>

サプライチェーンを通じた労働者の保護に関するガイダンス

- Fair Wear Foundation “Covid-19: Impact on brands and workers in garment supply chains”

<https://www.fairwear.org/covid-19-guidance>

縫製産業のサプライチェーン対応に関するガイダンス

- BSR 「A Rapid Human Rights Due Diligence Tool for Companies (迅速な企業向け人権 DD ツール)」

<https://www.bsr.org/files/general/BSR-Rapid-Human-Rights-Due-Diligence-Tool.pdf>

迅速に人権 DD を実施するためのツール

- UNDP 「Human Rights Due Diligence and COVID - 19: Rapid Self - Assessment for Business (人権 DD と新型コロナウイルス : 迅速な企業向けセルフアセスメント)」

<https://www.undp.org/content/dam/undp/library/km-qap/RBAP-2020-Human-Rights-Due-Diligence-and-COVID-19.pdf>

企業が新型コロナウイルス感染拡大の下での人権への負の影響を評価し対処するためのツール

- ILO 「Conducting Covid-19 impact assessment Surveys: Guidelines and template

https://www.ilo.org/empent/units/boosting-employment-through-small-enterprise-development/WCMS_741012/lang--en/index.htm

企業やその労働者が新型コロナウイルスの世界的な大流行によりどのような影響を受けたかを調査するための質問事項を列記

ILO 「Prevention and Mitigation of COVID-19 at Work ACTION CHECKLIST」

https://www.ilo.org/global/topics/safety-and-health-at-work/resources-library/publications/WCMS_741813/lang--en/index.htm

新型コロナウイルス感染拡大下での労働者の安全衛生確保のための措置を列挙

- 責任ある企業行動及びサプライ・チェーン推進のための対話救済ガイドライン・対話救済基本アクション

<https://www.bhrlawyers.org/erguidelines>

日本企業が苦情処理メカニズムを強化するための指針

第2章 移民労働者/外国人労働者

○参考サイト

- JITCO :「技能実習に係る新型コロナウイルス感染症関連情報」

<https://www.jitco.or.jp/ja/news/article/8974/>

入国・在留に関する特別措置、技能実習制度に関する特別措置など

- 技能実習機構 :「新型コロナウイルス感染症について（周知）」

<http://www.moj.go.jp/content/001316780.pdf>

技能実習生向け、実習実施者・監理団体向け最新情報、Q&A など

- 法務省 :「生活・仕事ガイドブック（やさしい日本語版）～日本で生活する外国人のみなさんへ～」

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00062.html

日本での生活全般に必要となる情報についてやさしい日本語で解説

- ILO : “ILO Standards and COVID-19 FAQ - Key provisions of international labour standards relevant to the evolving COVID-19 outbreak”（3月27日）

https://www.ilo.org/global/standards/WCMS_739937/lang--en/index.htm

国際労働基準と COVID-19 対応について、移民労働者の健康の確保、正確な情報提供、

労働安全衛生に関する理解可能な指示、社会保障の提供、不当な送還の抑止など

○参考ガイダンス・ツール

- IOM : Guidance for Employers and Businesses on Protection of Migrant Workers During the COVID-19 Crisis” (4月7日)

<https://www.iom.int/news/iom-releases-guidance-employers-and-businesses-protection-migrant-workers-during-covid-19>

移民労働者に対する平等待遇、労働安全衛生確保、ジェンダーに配慮した措置など使用者のためのガイダンス

- OHCHR : ”COVID-19 AND THE HUMAN RIGHTS OF MIGRANTS: GUIDANCE” (4月7日)

移民労働者とその家族に対する社会的保護の方策など

https://www.ohchr.org/Documents/Issues/Migration/OHCHRGuidanceCOVID-19_Migrants.pdf

- Business and Human Rights Resource Centre: “COVID-19 (Coronavirus) Outbreak: Migrant workers”

<https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-coronavirus-outbreak/covid-19-coronavirus-outbreak-migrant-workers>

世界における新型コロナウイルスと移民労働者の影響についての情報の集約

第3章 非正規・ギグワーカー・インフォーマル労働者

○参考サイト

- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に伴う労働者派遣に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088382_00006.html

派遣契約の中途解除、派遣労働者のテレワーク実施について

- 経済産業省：新型コロナウイルス感染症関連-経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

個人事業主・フリーランス支援、資金繰り支援、持続化給付金など

- マネーフォワード：事業者向け、個人向け新型コロナウイルス支援情報

<https://covid19.moneyforward.com/>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関連して整備された融資、保証、補助金、助成金、税制等の支援制度の情報

- ILO Social Protection Response to the COVID-19 crisis around the world

<https://www.social-protection.org/gimi>ShowWiki.action?id=3417>

世界における新型コロナウイルス対策における社会保障政策のデータ、政策の好事例（インフォーマル経済の労働者への社会保障拡大の好事例など）

○参考ツール・ガイダンス

- UNICEF-ILO-UNWOMAN : FAMILY-FRIENDLY POLICIES AND OTHER GOOD WORKPLACE PRACTICES IN THE CONTEXT OF COVID-19: Key steps employers can take (3月27日)

<https://www.unicef.org/media/66351/file/Family-friendly-policies-covid-19-guidance-2020.pdf>

家族的責任を有する労働者に対する配慮、テレワーク、労働安全衛生、医療へのアクセスなど

第4章 医療従事者

○参考サイト

- ILO COVID-19と仕事の世界 推計と分析（4月7日更新版）

https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/-/asia/-/ro-bangkok/-/ilo-tokyo/documents/publication/wcms_741980.pdf

- WHO COVID-19関係者向け特設ページ（4月16日開設）

https://extranet.who.int/kobe_centre/ja/news/COVID19_specialpage_technical

- 厚生労働省 自治体・医療機関向けの情報一覧（新型コロナウィルス感染症）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

- 厚生労働省「医療従事者等の子どもに対する保育所等における新型コロナウィルスへの対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000622822.pdf>

○参考ツール・ガイダンス

- WHO 労働安全衛生に関する重要な検討事項を含む医療従事者の権利、役割、責任に関するガイダンス（3月19日更新版）

https://extranet.who.int/kobe_centre/sites/default/files/COVID-19-JA-Health-Workers-for-web.pdf

- 日本赤十字社「新型コロナウィルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド」

<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/pdf/> 新型コロナウィルス感染症%EF%BC%88COVID-19%EF%BC%89に対応する職員のためのサポートガイド.pdf

第5章 子ども・高齢者・女性・障がい者・外国人など

○参考サイト

- ・子ども

- ユニセフ

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）ユニセフの対応

<https://www.unicef.or.jp/kinkyu/coronavirus/>

・障がい者

- Disability Rights Fund
 - COVID-19 and Persons with Disabilities (COVID-19 と障がい者)
<https://disabilityrightsfund.org/covid19/>
- DPI 日本会議
 - 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と障がい者に関する国際的情報リスト（英語）
<http://dpi-japan.org/blog/oshirase/>

○参考ツール・ガイダンス

・子ども

- UNICEF, ILO, UNW
 - Family-friendly policies and other good workplace practices in the context of COVID-19: Key steps employers can take
<https://www.unicef.org/documents/family-friendly-policies-and-other-good-workplace-practices-context-covid-19-key-steps>
家庭のある労働者に対する支援策、職場でのグッドプラクティスに関する使用者への提言

・女性・ジェンダー、性的マイノリティ

- UNW
 - Checklist for COVID-19 response by UN Women Deputy Executive Director Asa Regner
<https://www.unwomen.org/en/news/stories/2020/3/news-checklist-for-covid-19-response-by-ded-regner>
COVID-19 対応のためのチェックリスト
- WEPs
 - COVID-19 and Gender Equality: A Call to Action for the Private Sector
<https://www.weps.org/resource/covid-19-and-gender-equality-call-action-private-sector>
ジェンダー平等：民間セクターに対する行動提言

・障がい者

- International Disability Alliance
 - Key Recommendations toward a Disability-Inclusive COVID -19 Response

<http://www.internationaldisabilityalliance.org/content/covid-19-and-disability-movement>

COVID-19 対応の障がいインクルーシブに向けた鍵となる提言

第6章 プライバシー

○参考サイト

- Business and Human Rights Resource Centre

<https://www.business-humanrights.org/en/covid-19-coronavirus-outbreak/covid-19-coronavirus-outbreak-surveillance-censorship-privacy>

新型コロナウイルス感染拡大に伴う監視・検閲・プライバシーの問題に関して情報を集積

○参考ガイダンス・ツール

- Amnesty International 「States use of digital surveillance technologies to fight pandemic must respect human rights」

<https://www.amnesty.org/en/latest/news/2020/04/covid19-digital-surveillance-ngo/>

デジタル監視技術の利用にあたり、人権を保護し過剰な監視を防止するための8つの条件を提示

- Access Now 「Recommendations on privacy and data protection in the fight against COVID-19」

<https://www.accessnow.org/cms/assets/uploads/2020/03/Access-Now-recommendations-on-Covid-and-data-protection-and-privacy.pdf>

デジタル監視技術に関する官民連携上の留意点を提示

- 欧州委員会 「Mobile applications to support contact tracing in the EU's fight against COVID-19: Common EU Toolbox for Member States」

https://ec.europa.eu/health/sites/health/files/ehealth/docs/covid-19_apps_en.pdf

携帯電話の追跡アプリの開発・利用における要求事項を整理

新型コロナウイルス感染拡大の人権への影響と企業活動における対応上の留意点
(第1版)

発行日：2020年4月27日

著者：COVID-19 & BHR 調査プロジェクト

弁護士 大村 恵実 弁護士 佐藤 曜子 弁護士 高橋 大祐

お問い合わせ先：ビジネスと人権ロイヤーズネットワーク事務局

(担当 弁護士 大村 恵実 弁護士 佐藤 曜子 弁護士 高橋 大祐)

URL: www.bhrlawyers.org

Email: bhrlawyer.japan@gmail.com

〒153-8902 東京都目黒区駒場3-8-1 東京大学9号館304B

持続的平和研究センター気付

TEL: 03-5465-8842
